甲府市义研究

第 3 号

憲政本党内訌時代の犬養毅と乙黒直方 竹 山 護 ラー大養の乙黒疫書簡と『峽中日報』の記事から-	夫(1)
太宰治と甲府 白 倉 一 F	由 (18)
若尾家の地主的土地所有の推移=動向・・・・・・・・・ 齋 藤 康] -若尾財閥経営史研究序説-	多 (26)
座談会「米軍占領下の甲府市を語る」 曾根康夫/保坂忠信/ -四和20年~同26年- 模本愛子/福島 曻// 林 静/奈良 進・他	(40)
明治中期における甲府の学校沿革史 … 清 水 小 太 🖟	郭 (55)
甲斐府中概観 -飯沼論文批評- ・・・・・ なかざわ・しんき	b (65)
一の森経塚発掘調査報告・・・・・・・・・・・田代	孝 (76)
甲府市内における先土器時代研究の可能性	夫 学(99)
甲府にみられる墓碑・墓石の変遷 小 沢 秀 こ	之(109)
高芙蓉における絵画的側面と出自に関する 守 屋 正 淳 若干の考察	彦(121)
十中の片相 (120) 十中紀2)間反本な際	(125)
市 史 の 広 場(130) 市史編さん関係者名簿	(135)
市史編さん関係(133) 出版物のご案内	

1986.11

甲府市市史編さん委員会

憲政本党内訌時代の犬養毅と乙黒直方

――犬養の乙黒宛書簡と『峡中日報』の記事から―

竹 山 護

夫

はじめに

甲府市と犬養毅の関係というと、直ぐに思い浮ぶのは、立憲国民党、革新俱楽部、政友会の三つの政党の時代に亘る犬養と交流を持党、革新俱楽部、政友会の三つの政党の時代に亘る犬養と交流を持党、革新俱楽部、政友会の三つの政党の時代に亘る犬養と交流を持党、革新俱楽部、政友会の三つの政党の時代に亘る犬養と交流を持党、革新俱楽部、政友会の三つの政党の時代に亘る犬養と交流を持定、大養木堂伝』下巻には、大正初年から昭和初年に至る間の、今井茂右衛門・新造宛の犬養の書簡が三通ほど載せられている。 しつつも中央政局における党派色の浸入することを嫌い、また、後しつつも中央政局における党派色の浸入することを嫌い、また、後に対当三七年(一九〇四)の第九回衆議院議員選挙に憲政本党より立候補し、これに敗れ、その後は非改革派の首領としての犬養にり立候補し、これに敗れ、その後は非改革派の首領としての犬養にり立候補し、これに敗れ、その後は非改革派の首領としての犬養にり立候補し、これに敗れ、その後は非改革派の首領としての犬養にり立候補し、これに敗れ、その後は非改革派の首領としての犬養にり立候補し、これに敗れ、その後は非改革派の首領としての犬養にので死去した。晩年は同志派と袂別して、立憲国民党に殉じる姿で死去した。

日報』の記載などを添えて前後の事情を窺いつつ、犬養と乙黒との明治期に記された六通を中心にして、その他の史料、ことに『峡中と推定される年の二月に亘るものであるが、ここでは、これらの中どの写しが現在手許にある。時期は明治四一年四月から、大正六年後に述べるような事情で、この乙黒に宛てた犬養の書簡一五通ほ

『峡中名士伝』と犬養・乙黒の為人

交流の一面を眺めてみることにしよう。

録』には次のようにある。 乙黒直方の履歴は、大正七年発行の甲府興信所『山梨 人 事 興

員ニ聘セラレ、次イテ相興高等小学校長トナリ教鞭ヲ 執ル 事 数講修シ、後書役ヲ辞シテ加賀美平八郎ノ設立ニ係ル八代成器舎教村役場書役トナリ勤務中同村ニ私塾ヲ創立セル林僕ニ就テ漢籍ヲ村役場書役トナリ勤務中同村ニ私塾ヲ創立セル林僕ニ就テ漢籍ヲイ役場書役トナリ勤務中同村ニ私塾ヲ創立セル林僕ニ就テ漢籍ヲ格メ、明治十三年相興本計戸主直右衛門ノ長男ニシテ、文久元年十君ハ東八代郡相興村前戸主直右衛門ノ長男ニシテ、文久元年十

筆トナリ、明治三十四年同社長トナリ、爾来鋭意同社ノ発展ヲ企同二十七年八月半数改選ニ際シ退職。其後日刊新聞峡中日報社主年、明治二十四年八月郡制施行第一回東八代郡々会議員ニ当選。

画シ、引続キ今日ニ至ル。

さて、犬養と乙黒との交流を眺めようとする時、興味深いのは、さて、犬養と乙黒との交流を眺めようとする時、興味深いのは、となりしでも知る人は、彼と犬養との性格の暗合に驚かされ養のことを少しでも知る人は、彼と犬養との性格の暗合に驚かされる。

間に在り。

寧ろ理性の人たり。斎木氏は情と理とを混和したる中

峡中日報社長 乙黒直方氏

・受工黒直方氏は前半生政党員として進歩党の為めに盡力し、後ち加
・

り、暫くにして社長として推さるゝに至れり。

●然れども是れ一部の非行紳士の観測のみ、新聞記者の本領は世間も蛇蝎の如し。●氏は其峡中日報に於て、一時猛烈なる毒筆を駆つて、盛んに当代

気其健剛寧ろ賞すべきものあるに非らずや。一部人士が氏を悪罵す之を懲戒したるに過ぎず、自己の天職を実行したるに過ぎず、其勇し、悪行は之を懲戒筆誅するに在り、氏は露骨に正直に臆面もなくの褒貶毀譽に耳を傾くるなく、超然且つ敢然として善行 は之 を 賞

●乙黒氏は其れ此くの如く、熱の人也、情の人也、故に氏は其味方の別は善と雖も、之を斃し、味方は悪と雖も之を挟く。若し氏に対しては最も同情心を有す、己れの味方の面倒は能く見てやる方に対しては最も同情心を有す、己れの味方の面倒は能く見てやる方と深交を結はば氏は、

丈け多くの同情を寄せざるを得ず。然れども氏は毫も社会に詔ふる處、アム世間ハ全く氏を誤解せり。吾人は其誤解の多き丈け、其れ⑥世間、氏を悪評する者、全く誤れり、氏の真意を知らざるの致す

箇の新聞記者として推称するに足るべし。の風潮と逆行し、断々以て自己の所信を実行するに至ては、誠に好ことなく、人の歓心を買はんとすることなく、俗情に投せず、一世

●氏は深く漢藉に渉猟し、殊に歴史学に通じ、文章また佳也。往時 の上が、近時は殆んど之れを廃し、常に新聞社に在て、編輯及び営りしが、近時は殆んど之れを廃し、常に新聞社に在て、編輯及び営りしが、近時は殆んど之れを廃し、常に歴史学に通じ、文章また佳也。往時

●若し氏が為めに露骨に言ふ時は、其新聞紙の勢力は往時は隆盛に ・に蔵すると一般なり。乙黒氏たるもの、当年勇猛の筆を駆つて、 ・関界の古参なり、先輩なり、然るを今や新進新聞の凌駕せられんと ・関界の古参なり、先輩なり、然るを今や新進新聞の凌駕せられんと ・はざるなり、若し氏にして一たひ手に唾して起たば、何為 ・はざるなり、若し氏にして一たひ手に呼して起たば、何為 ・に蔵すると一般なり。乙黒氏たるもの、当年勇猛の筆を駆つて、 ・を空しく庫 ・はでると一般なり。乙黒氏たるもの、当年勇猛の筆を駆つて、 ・はごると一般なり。乙黒氏たるもの、当年勇猛の筆を駆つて、 ・はごるとのより、 ・はごるをいて、 ・はごるとのより、 ・はごるに非 ・はごるの事気ありや否や。」

であり、敵と味方とを峻別する人であった。子息の健は、犬養の家であり、敵と味方とを峻別する人であった。子息の健は、犬養の家であり、敵に「木堂毒舌集」を編纂しようという声も起った由である。めに「木堂毒舌集」を編纂しようという声も起った由である。めに「木堂毒舌集」を編纂しようという声も起った由である。のに「木堂毒舌集」を編纂しようという声も起った由であり、露骨で乙黒がそうであったように、犬養もまた毒舌の人であり、露骨で乙黒がそうであったように、犬養もまた毒舌の人であり、露骨で乙黒がそうであったように、犬養もまた毒舌の人であり、露骨で

きあひに於て甚しく遠慮勝ち」であったとして、次のように述べてるだろうと同情してくれる周囲に対して、その実は毅は「個人のつ族が一家の主人の日常的な「皮肉」と「毒舌」の被害者となってい

いる。

「敵に対しては、無暗と鼻つばしが強く、味方―殊に長年の同志には恐ろしくもろい。こゝに犬養毅の秘密がある。くまの咽喉笛にがある。もしも、この急所から超脱し得たならば、政革合同の際にがある。もしも、この急所から超脱し得たならば、政革合同の際にがある。もしも、こゝに犬養毅の秘密がある。くまの咽喉笛にほいがある。

けは、壮年以後の直方のみに共通する。 大にもそれとなく禁酒を勧めるようなことをしていたから、これだ章を書いた。アルコールは若い時からほとんど用いなかったし、他章を書いた。アルコールは若い時からほとんど用いなかったし、他章を書いた。アルコールは若い時からほとんど用いなかったし、他章を書いた。アルコールは若い時からほとんど用いなかったし、他章を子を記している。 大にもそれとなく禁酒を勧めるようなことをしていたから、これだりは、壮年以後の直方のみに共通する。

そして最後に、乙黒直方の性格が、新聞の経営には必ずしも向いたして、 大養自身も 大変を九二名から二七名まで、まるで擂粉木をすり潰していくよう に使い減らしてしまった、と述べているが、後に薄田泣堇も、「自 大変を九二名から二七名まで、まるで擂粉木をすり潰していくよう に使い減らしてしまった、と述べているが、後に薄田泣堇も、「自 大変と、少な賞め方をしている。新聞経営については、大養自身も でいなかった。徳富蘇峰は『大正政局史論』の中で、犬養は立憲国 大変と、かな賞め方をしている。新聞経営については、犬養自身も 大のように回顧している。

尾崎と吾輩が関係した新聞は、必ず潰れたもので、両人は実に

るんだから妙なものだよ」。 るばかりにして人手に渡すと、それが潰れる所か、 新聞潰しの名人であつた。朝野を潰す、民報を潰す、報知も亦潰れ 却て大に繁盛す

て組合長を勤め、村農会副会長にもなった。(8) あるが、義岡は同じ東八代郡の黒駒村に生まれ、 小学校等に校長として勤務した。また、相興村に産業組合を創設し ○年に山梨県師範学校を卒業し、その後、御所、 の長女よしと結婚して婿養子に入った人である。 左の書簡を贈った。犬養は義岡を直方の弟と勘違いしている如くで 大正八年三月に直方が死没すると、犬養は相興村の乙黒義岡宛に 明治四五年に直方 御代咲、相興、英 因に彼は、 明治四

山梨県東八代郡相興村 乙黒義岡殿

問の絶へたるも御抱病ょて御帰村の事ハ心付かす過日の御書状ょて 逆境ニ處し孤軍奮闘せられ候精力絶倫敬服之外無之実ハ近年久く音 り居たる際突如として訃報ニ接し痛惜之至ニ堪へす尊家兄之一代ハ て一幅を認め候得共今日ハ早朝より外出して小包ニ付することを怠 弔問申上候匆々不恭 始めて承候事ニ御座候貴下始め御一同御愁傷御察申上候右不取敢御 実ハ過日の芳書ょ接し何か病床の慰安ニ供し度と存し昨日小閑を得 敬啓只今本部より電話ょて尊兄直方君御死去之報を伝へ来り驚入候

三月十五日夜

乙黒義岡殿

認候ものニ付記念として可差上候 本文ニ申上候揮毫一幅ハ御生前ニ贈る能ハざりしものニ候得共折角

東京市牛込区馬場下

犬養は大正四・五年頃までは、 盛んに毫を揮ったとい . う。

機とする分裂によって立憲国民党が縮少した後は、 身を売った自由党である政友会、そして、憲政本党の中で官僚に接 あろう。彼は、中央においてより大きな規模で瀋閥官僚と、それに の一端をこの年下の同志の生き様の中に見い出した自覚があったで 外無之」と記した時、犬養は―ことにこの時期の犬養は―親らの姿 相るに精悍の気盎然外に溢る」と形容され、中里介山から、 近しようとする改革派に対して「孤軍奮闘」し、立憲同志会結党を って「尊家兄之一代ハ逆境ニ處し孤軍奮鬪せられ候精力絶倫敬服之 形の友人どうしでは決してなかったが、狷介な乙黒の一生を振り返 意の現われと考えてよい。彼と乙黒とは、常に居を共にするという ることにした。この時期に彼が一幅を運筆したのは、並々ならぬ好 の風貌」「信長去り、秀吉去り、 塁を守る日々を過していた。また彼は、中江兆民から、「其状貌を 可被下候匆々不具」の紙札を応接室の卓上に出して、これを謝絶す 紙の揮毫は勿論書翰の往復も代筆に委ぬる事に致し候、 し、揮毫の要請が余りに多過ぎ、起居に差し支えるに至ったので、 「卒然老生持病の手指関節ロイマチス再発全く執筆不能に相成り絹 立花宗茂の生存を見るやうな心地がする」と評された。 家康去つた泰平時代に、 政界の一隅で孤 失礼御海恕 伊達正宗 L

黒に就いて語った数語は、彼自身の簡単な自画像でもあったろう。

明治四一年第一〇回衆議院議員総選挙の中で

大養から乙黒への音信は、明治四一年四月一四日付の書簡が最初 大養から乙黒への音信は、明治四一年四月一四日付の書簡が最初 大きから乙黒とこの時に接触を持ったものと思われる。 に奔走していた乙黒とこの時に接触を持ったものと思われる。 に奔走していた乙黒とこの時に接触を持ったものと思われる。 この書簡および同じ問題について書いている四月一七日付書簡を に奔走していた乙黒とこの時に接触を持ったものと思われる。 これは消印によって判明した。以下、他の書簡についても同様であ これは消印によって判明した。以下、他の書簡についても同様であ である。

死先 し

乙黒直方殿 山梨県甲府 錦町

ハ尤も恐ル、所ニ御座候早々不一来論之件ハ早速根津氏よ勧告可仕候 同氏の如キ有力者ノ候補辞退拝復小生過日来岡山ニ参リ居只今(十四日午後二時)帰京芳書拝読

四月十四日 毅

]黒君 机下

〔差出人〕

東京牛込馬場下町

[宛先]

乙黑直方殿 山梨県甲府

親展

(* *)

四月十七日

候ハ必す成功スルコと被存候此際非常御盡力被下度候

草々

毅

小生明日新潟県ニ向ケ出立月末ょハ帰京の筈ニ御座候乙黒君

(差出人)

東京牛込馬場下町

— 5 —

再度両名が当選することになるが、当初根津は出馬に気乗りせず、選挙で無所属で当選している根津と天野薫平が憲本から立候補して候補者の選定についてのものである。結果は結局、三七年の第九回第一○回衆議院議員総選挙に際しての、山梨県における憲政本党の第一○の二つの書簡は言うまでもなく、明治四一年五月に施行された

憲本県支部ではこれを説得するのに難儀した。

大郎、 八日付に至ってやっと、「根津前代議士 新聞にとって勘心な憲本の候補者についての記事がこの間なく、二 はさらに大木喬命と佐竹作太郎の意向を載せている。 森国蔵(政友)、手塚正次(政友)の動静を伝え、 日付の紙面は、 って今回立候補するかも知れないとの観測を載せたのを皮切りとし 会に籍を置いていた望月小太郎らの出足は比較的 順 調 で あった。 『峡中日報』は四月一二日付で、若尾民造が大橋新太郎の勧告によ この選挙では、対立する相手である政友会の諸候補、 他党よりの立候補者の続々たる出現を次々と報じている。 林闍(政友系)の出馬を報じ、二四日付の紙面は、 伊藤政重(政友系)、竹内友治郎(政友)、望月小 同士者の飛電に依り本日 翌二五日付紙面 しかし、 また、 加えるに この 一六

したが翻意させることができず、大養に説得を依頼した。大養はこ取り止めたく思っていた。これに対して乙黒らが必死で擁立運動を大養の書簡で見ると、根津は洋行の意志があって今回の立候補を

合せば同派の陣営は始めて活気を帯び来るであらう」と、

希望的観

とも言える文章が続いているのみであった。

はなっておらず、「根津氏来り天野氏来り此れに進歩派の有力者会帰県入市の筈である」と報道した。だがこれは、根津立候の確報に

れなかったが、『峡中日報』紙上では「望月征討」の為の言論展開界の領袖連に書簡を送り、根津にしろ他の者にしろ、とにかく候補県の領袖連に書簡を送り、根津にしろ他の者にしろ、とにかく候補県の領袖連に書簡を送り、根津にしろ他の者にしろ、とにかく候補のを厳落して憲本三名立候、当選という目標を県支部がもつことるのを蹴落して憲本三名立候、当選という目標を県支部がもつことによれば犬養は、望月が出身地南巨摩郡を中心に巨摩に盤踞しているのを立るの見込を得た犬養は、秋山元蔵、市川文蔵、浅尾長慶などこで多少の見込を得た犬養は、秋山元蔵、市川文蔵、浅尾長慶などこで多少の見込を得た犬養は、秋山元蔵、市川文蔵、浅尾長慶などこで多少の見込を得た犬養は、秋山元蔵、市川文蔵、浅尾長慶などこで多少の見込を得た犬養は、秋山元蔵、市川文蔵、浅尾長慶などこである。

る。二九日付の『峡中日報』は次の如く報じている。帰甲した根津は、まだ立候補を肯ぜず、「同士の出戦」を期待す

がはげしい。

とのこと」 おのこと 別の で同氏も何れ熟考の上確定すべく答へた補たることを切に勧めたので同氏も何れ熟考の上確定すべく答へたがて内藤加賀美両氏外一同より網倉平輔氏に向つて衆議院議員の候がて内藤加賀美両氏外 別項記載の内藤多額議員報告会の席上に

く、間憲政本党の候補者について沈黙し、五月三日付に至って よう や間憲政本党の候補者について沈黙し、五月三日付に至って よう やしかし、綱倉出馬工作も順調に行かず、『峡中日報』は以後四日

面に次のように比較的克明に発表されている。 との記事を出すことができた。この間の事情は、翌々五日付の紙候補に推薦することになり昨夜発表直に各方面の運動に着手した」 との記事を出すことができた。この間の事情は、翌々五日付の紙候補に推薦することになり昨夜発表直に各方面の運動に着手した」 過日来より佐渡幸にて協議を凝らしたる結

両氏共に非増税派の隨一たる勿論二十四議会の民軍として硬派の「根津嘉一郎君、天野薫平君と共に携へて逐鹿場裡の人となる

事である、何人も固辞して容易に決せぬ間に日はズンズンと経過したの進歩派の候補は何を穏さう、互に推譲して至極難産であつたは実弦に至ったのである今其根津氏が陣頭に顕はるゝ迄の経過を記んか 内義、 らずとあつて本陣佐渡屋に集会し居たる浅尾長慶、市川文蔵、秋山山梨進歩派の消長にも関し加るに中央本部に対しても面目上面白か り合つて之に応ずるものがない、根津氏は欧米漫遊の素志動かすべ 其任に当らぬ、去らば他に何人をかと捜した所で前記の如く悉く譲 の綱倉平輔氏を訪ひ候補者たらんことを懇願勧誘したが固く辞して 議を凝したる結果根津氏は小林彦太郎氏を同道して北巨摩郡塩崎村 て仕舞ふ、其處で在京の根津嘉一郎氏に打電して入県を促し更に熟 蹶然起つて反対候補等と角逐するに至つたは元是愛党の熱烈迸りて 知悉する所たれば敢て蛇足を加ふるに及ばぬが今次の総選挙に当り 節制を守持したのは今更呶々の弁を待つ迄もなく我日報愛読諸氏の の上から承諾せず結局無候補の形とならんとしたが、左ありては我 からず、また一面には東山梨郡の事情と他の各候補者に対する情誼 昨々夜に至り、略ぼ承諾すること」なり更に一昨朝に至り熟議懇談 此意味を以て根津氏に懇談したるので、氏も余儀なき結果として一 承諾は措いて問はず、支部の推薦候補として擁立することに決議し 此席に列席する一同に於て責任を帯ぶることにして、同氏が承諾不 を重ねたる後今日となつては致方なし根津氏が断じて辞退さる」も 林彦太郎、乙黒武士郎、秋山喜蔵、田辺富繁、秋山源兵衛、小宮山 の有志には有形無形共に大なる責任を有することである、根津氏の の上候補者たるべく快諾するに至つた、 元蔵、乙黒直方、小林七朗、梅津隼八、金丸伝四郎、綱倉平輔、 矢崎良吉、河西豊太郎、平賀廷富、綱倉齋の諸氏は更に協議 此の如き事情もあれば支部 小

毛頭掛値のない事実談である」しと、茲に於て根津天野二候補の確定を見るの運びとなつた此れがしと、茲に於て根津天野二候補の確定を見るの運びとなつた此れがたるを勧誘し氏も又根津氏にして承諾の上は聊か異存のあらう筈な決心の定まると同時に天野氏に向つて事情を語り支部推選の候補者

以後、

根津・天野両名は、

非増税の主張を中心として西園

一寺内閣

両名共の当選を得た、とされた。

「四名共の当選を得た、とされた。

「四名共の当選を得た、とされた。

「四名共の当選を得た、とされた。

「四名共の当選を得た、とされた。

「四名共の当選を得た、とされた。

「四名共の当選を得た、とされた。

憲政本党の内訌と『峡中日報』の立場

第一○回衆議院議員総選挙の前後、犬養にとっての最大の課題は、第一○回衆議院議員総選挙の前後、犬養にとっての最大の課題ともなった性は、さらにこの後、彼のほとんど一生を通じての課題ともなった性は、さらにこの後、彼のほとんど一生を通じての課題ともなった性は、さらにこの後、彼のほとんど一生を通じての課題は日露戦争以前より潜憲政本党の内訌への対処であった。

された同党の党勢は急速に振わなくなり、ことに第一次西園寺内閣は常に野党としての立場に甘んぜざるを得なかった。政権から疎外閥勢力との間で比較的円滑な提携の形態が定まった中で、憲政本党明治三一年の憲政党内閣の成立と瓦解の後、憲政党―政友会と藩

生じ、そのままでは憲政本党は政友会と互角の相撲が取れる存在で楽部二九名、猶興会二九名となって、政友と憲本との間には大差が成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚しく浸食されるが成立して原敬が内相に就任すると、その基盤が甚らに対しています。

このような状況の中で、以前から平岡浩太郎や鳩山和夫を中心とこのような状況の中で、以前から平岡浩太郎や鳩山和夫を中心とこのような状況の中で、以前から平岡浩太郎や鳩山和夫を中心とこのような状況の中で、以前から平岡浩太郎や鳩山和夫を中心とこのような状況の中で、以前から平岡浩太郎や鳩山和夫を中心とこのような状況の中で、以前から平岡浩太郎や鳩山和夫を中心とこのような状況の中で、以前から平岡浩太郎や鳩山和夫を中心といるによっている。

一一月二日付のものを見よう。
一一月二日付のものを見よう。
一一月二日付のものを見よう。
大養は四○年一一月から翌四一年一月にかけて中国に遊んだが、大養は四○年一月から翌四一年一月にかけて中国に遊んだが、

〔宛先〕

乙黒直方殿 親展甲府市 錦町 峡中日報社

の団體有之在京の代議士の十の八九ハ之ニ属し久敷鳩山氏の□□と事実ニハ相違のものニ御座候御承知之如ク所謂改革派と称する一種党内之紛擾ニ付て新聞ニ掲載スル所多くハ一部のもの△製造ニして芳書拝見不相変御盡力之段鳴謝之至御座候

候ものまて議会中地方議員の上京中を除くの外ハイツモ彼等の団体平岡氏とのものなれど一昨日以来ハ大石正巳氏陰ま其首領と相成り

立たる者と称する虚名ある者の中ょてハ)小生一人ニ御座候左れどが多数を占め居ルものニ御座候只其正反対ニ立つものハ(党中の主

欲する考と毅然として慎重の態度を取らんと欲する考との差別ニ御マリ大同クラブ及戊申クラブと聠盟の働きを以て政府よ接近せんと候故彼等。取りてハ尤も重要の時機として騒き廻り候事と被存候ツこと年々常例と相成居候殊ニ本年ハ惣選挙後ょて新顔も沢山ニ相成彼等の策略として新聞ニ虚報を伝へて地方議員を蠱惑せんと勉むる彼等の策略として新聞ニ虚報を伝へて地方議員を蠱惑せんと勉むるも開会中よハ地方より全党の議員上京致候ニ付小生の主張ニ同意のも開会中よハ地方より全党の議員上京致候ニ付小生の主張ニ同意の

て断然の處置ヲ為ス迄ニハ至ヲサルベシと被存候波多野氏の死亡江タル人々ハ彼等の与党若クハ曖昧の態度ヲ取ル人々ナレハ幹部ニ於ハ屈して時機を待つ事ニ可相成候正派が多数ナレバトテ在京の重立結局ハ玉石混淆ニ終り可申其譯ハ正派が多数ナルガ故ニ彼等ハ一時

左レど地方ハ健全ニ御座候 藤氏の病気以来在京の同志中ニ働き手ナク遂ニ斯ル始末ニ相成居候

根津氏帰京次第訪問の上相談可仕候

「一行分欠 御取止め被下度

我党の多額納税議員ハ多く土曜会ょ入り居候間此方ょてハ如何や尚

右不取敢御答申上度 相談の上可申上候

早々不宣 十一月二日

乙黒直方様

党内の事情ニ関スル所丈ケ 御一 覧の上御火中を乞フ

(差出人)

東京牛込馬場下町

党の議員が在京する時期には党の指導権を持つことができたのであ する態度を取り、改革派の路線に批判を加えた。この為に犬養は全 た。ここで新たに選出された議員の中の多くの者が非改革派を支持 で、非政友大合同の新党出現の布石は着々と打たれていた。波多野 とに成功し、大同俱楽部と結んで官僚系との間を緊密にしていたの は苦境に立ったが、これを僅かに救ったのが第一○回総選挙であっ 伝三郎と江藤新作という同士を二人共に失なったこともあって犬養 本党の従来の民力休養政策を軍備充実政策に「旗幟変更」させるこ 改革派は、 明治四〇年の第二三および二四議会においては、 憲政

> 当時周知のことを内容としており、大隈邸での出来事に至るまでに 初歩的な知識を持たない者に説明するような筆致でかかれているが る。 ついては二日前の『峡中日報』は次のように正確に報じている。 て、大隈邸で両者の対決が行なわれた。この犬養の書簡はあたかも ようとする領袖連の会合が紅葉館で開かれているが、これに先立ち 一〇月六日には仲裁に乗り出した大隈重信憲政本党前総理を前にし 「限伯調停の結果 進歩党改革非改革両派が新たに一場の確執を 一一月二二日にこれらの人々の斡旋で犬養、大石の間を調停し

伯起ちて彼等の間に調停し僅かに其局を結ぶに至る は多少の注目に値する者の如くなりしが此の紛争も今や早稲田の老 裂の兆なりと做す者もありて其の如何なる結果に迄推し進むべき乎 起し端なくも其内容を暴露するに至りしより或は是れ遂に進歩党分

り流説紛々として生ずるの有様なりしが其間にありて大石、犬養の 田氏は之を否認して左る事実なしと言ひ張り何等帰著する所なきよ問する所あり改革派の少壮連は同氏遂に事実を白状したりと云ひ合 も今回の確執の起因に至ては殆んど言ふに足らず既にも記せる如く 元来改革・非改革両派の感情の齟齬は一朝一夕の事にはあらざる 形跡だも無かり 両氏は初より極めて平静なる態度に出で毫も世の囂々に煩はさる」 に地方新議員を自派に誘拐せんとしたりとて改革派が同氏を捉へ糺 合田福太郎氏が犬養氏の命を承けて両派を調停すと称しながら窃か

箕浦、 其の招集の理由を述べ予は今ま進歩党の首領にもあらず何等の関係 無けれども近頃進歩党の内部に就て余りに面白からざる噂を新聞 然も世の囂々は終に大隈伯を動かし二十六日大石、犬養、 加藤氏等同党領袖連の早稲田邸会合とは為れり席上伯は先づ 武富、

は

て何等異議あるべき筈なし党の為め勘考の態度を取られたしと告げしに一同は固より之に対し党の為め勘考の態度を取られたしと告げしに一同は固より之に対し阻隔あるべき筈もなければ以後胸襟を開きて再び斯る行違なきやら紙上に伝へらるゝは洵に座視するに忍びず固より双方の間に何等の

の具体的内容が今のところ少しく詳らかでない。いたことだろう。犬養の返事は、いささか陳腐なことを述べているいたことだろう。犬養の返事は、いささか陳腐なことを述べている簡には、この記事に盛られている内容に就いての質問が満載されて間には、この記事に盛られている内容に就いての質問が満載されての具体的内容が今のところ少しく詳らかでない。

依然として院内総里の室に就いたままであった。議士総会はこの除名が不当であるとの決議を行なった。そこで彼は、おいては先に見たとおり非改革派の勢力の方が勝っていたので、代党を拒否した為、同会は彼を除名する処置を取ったが、代議士会にたらした使者は、角田真平と今一人は根津嘉一郎である。犬養は脱たらした使者は、角田真平と今一人は根津嘉一郎である。犬養は脱

次に、一月一九日の憲政本党大会に関する犬養の書簡 を 掲依然として院内総理の座に就いたままであった。

[宛名]

甲府市 錦町

乙黒直方殿

召集したる結果よして形式より醜派の勝利ナレドモ実質ハ依然我々此度ノ大会ニ彼等ノ多数を占めタルハ旅費日當を与へて代議員等を念之至御座候

御座候此上御盡力之段切望致候早々不一 一月廿二日 但し現在ノ過半数を永久よ維持スルハ中々困難也是ハ懸念スル所:

た を 設

(差出人)

東京牛込区馬場下町

より であり、 れるのである我輩杯は隨分苦しい立場に居る訳だが併し自分の信條ると云つた様に主義主張の一貫を欠くから隨つて末派も之に化せら 日消極主義を唱へて今日は積極主義に変じ更に明日他の主義に転ず れた訳でもあらうが是といふも政党の主なる者が腰が弱くなつて昨 して万歳を叫ばしむるのも畢竟在野政治家が多年閥族との戦闘に疲 れを後援させている。また、「我輩の立場」が、「……蓋し閥族を 忽ちに瓦解離散すること明かなり云々」という談話を掲載して、こ りて団結するものにあらざれば一朝或種の干渉若くは誘引に遣へば 部分子の合同成立し得るとするも素々牢固たる政見主義の合致によ 企つるも到底之を現実し能はざるべく仮に一歩を譲りて非政友派 求するの機運に到達し居らざるのみなれば今日に於て之れが樹立を た配分の報道をしているようである。 は、言葉は柔かいが来たる大会に備えて改革派を牽制する為のもの 氏談)」、同日に「大石氏の質問」とあり、 一五日付に「犬養氏新政党談」、一七日付に「我輩の立場(犬養毅 表現を用いている。 両派に対して中立的な記述で、 に犬養が自分の立場を闡明したものであるのに対して、 大会 △大紛擾非改革派大敗」という見出しで報道しているが、い。この大会について『峡中日報』は二一日付紙面に、「進歩賞い。この大会について『峡中日報』は二一日付紙面に、「進歩賞 乙黒は、 の出発点が他の一 云へば初めより官僚政治の打破立憲政治の樹立にあるのでソモ 「……我国の政界は未だ政友会に対立すべき新政党の組織を要 しかもこの記事の後には、「某大臣政党観」という見出し 犬養を気遣って大会の当日に馬場下町に電話を入れたら また、この前後の紙面の見出しを見ると、一月 派と違つてゐる……」という具合に至って直 暴力沙汰についてはかなり稀釈した 但し、 犬養の「新政党談」 両派に対して気を遣っ
 大石氏の

> 党の車に乗らざるや然るときは此に真正なる政府党と共に反対党も も譬ふべし故に現内閣は停電内閣なり政府は何故政友会と云ふ大数 の憲政に於けるは電流の電車に於けるが如し政党なき政府は停電に るに現内閣は一視同仁など称し居るは大に憲政の本旨に違ふ、 は政党に在り有力なる内閣は必ずや政党の後援に待たざるべからざ 石の質問を報道したものに過ぎない。 成立し始めて憲政の真価を発揮すべきを得べきなり」 かなりのスペースを占めた形で大石の、「……特に立憲政治の精神 いる紙面 は これに対する答弁を含めて四段に亙っての記事で割かれて は大きいが、 第二五回帝国議会の予算委員総会に ちなみに、この記事の中には おける大

きっかけに、 同じ第二五議会の最中、 が、桂内閣全体を正面の敵に回せば元も子もなくなるの で、 革派としては、非政友の大合同を希望していることは 大石の発言は少々苦しいものである。 言えるが、ここにも多少の意図的なものはあったかも知れない。 という台詞が入れられている。 全くこのとおりの現実として出現してしまうのである 翌四二年一月二九日の桂と西園寺の会見を 名台詞であるから当然のこととも もっともこの苦しい事態は、 勿論 であ 改 0) る

政本党の改造を決議した。 二日に召集し、 あるとして常議員会の権を奪った形で親らの名儀で党大会を三月二 犬養が常議員会で除名された後、 まだ続く。 この大会は常議員会の引責処決、 同年九月一二日付の犬養の書簡は次のと おりで しかし、 憲政本党代議士会は緊急事態で 犬養の苦闘と乙黒の気遣い 犬養除名否認、 ٤ あ

る。 は

, 宛先

乙黒直方殿 山梨県甲府 錦

親展

親原

芳書拝見益御清健奉賀候

真相相分リ不申候扨此頃改革派ノ者ドモの運動ニ付御懸念之件ハ実ハ小生の手許ょて

り)先ツ役員の惣辞職ヲ行ヒ一切ヲ大会ニ任せて善後策ヲ為サシムソレハ大会ハ彼等丈ケの大会ヲ開き(勿論一夜作りの地方本部もあトノ主旨也是ハ寧ろ非改革派ノ側ニ立ツ者ニ対スル勧誘也地方党員成ル可ク中立ノ地ニ立テ両派ノ調停ヲ為シクレ度

ル考の如し

ントスル一種ノ八百長的喧嘩ナリトノ趣ニ承候伝サセテ地方の真面目ノ人々ヲして大石箕浦等の誘惑ニ便ナラシメ老人連中と少壮派トノ争論ナドハ真赤ナ虚説也コトサラニ此説ヲ流員を誘惑し大会の決議ト云フ略策ヲ以て我々よ対戦する積ナルベシソコテ此筆法ヲ以て可成我々の同志中ノ軟論者ヲ中立として各地方ソコテ此筆法ヲ以て可成我々の同志中ノ軟論者ヲ中立として各地方

度小生ハ彼等ノ挙措ヲ一ノ滑稽芝居ト視ルが故ニアマリ研究モ不致要之愛党ノ誠意ハ寸毫モ無之ペテン仕事と被存候其余ハ御推量被下

候ニ付是以外ょハ存知不申

九月十二日 報

乙黒君

〔差出人〕

東京牛込馬場下町

革派は、まず地方党員の中立化の工作から始めなければならなかっ方遊説によって自分の基盤を固めることに努めた。地方で不利な改改革派は党本部に、非改革派は旭館に籠城して対峙し、犬養は地

た。この書簡で見ると犬養は、

黒に対して親密さを感じるところが大きくなっていることも全体のがあるが、犬嚢にとって改革派に対する悪感情が激しい分だけ、乙だろう。この書面には、感情が額を擡て筆の運びを碍げている部分だろう。この書面には、感情が額を擡て筆の運びを碍げている部分だろう。 との書面には、感情が額を握て筆の運びを碍げている部分があるが、犬嚢にとって改革派による地方党員を対象とした工作を警戒できない心かえって改革派による地方党員を対象とした工作を警戒できない心かえって改革派による地方党員を対象とした工作を警戒できない心

なく解消する。しかし、このような改革・非改革両派の露骨な対立の状態は間

筆致から窺うことができる。

改革派・非改革派の和解と『峡中日報』の報道

大日本製糖株式会社が営業不振の打開策として、

輸入原料砂

改革派に対する憤懣が昂じた余り、

派の発言力およびその抱くところの官僚系との合同構想のもってい されたが、木下謙次郎等の罪を一身に引き受けた為と言われ、 決を受けた者達以外にも瀆職の疑いを持たれた同党の議員は改革派 判が終結、憲政本党の議員六名にも有罪の判決が下った。これら判 税法の期限延長と砂糖業官営化の為に代議士二〇名を買収した所謂 議員を辞職させ、一〇月二八日に開かれた党大会では、官僚主義批 た説得力は一時に消え失せてしまった。この為、改革派は自派の常 日糖事件の捜査は明治四二年四月から開始されていたが、 することに賛成、 いた大同倶楽部の日井哲夫も事件関係者となり、二万円の罰金を徴 の人々であった。また、改革派との連絡の任に当って合同を策して 悪税改廃、 地租軽減の要求、 全面的に非改革派に屈服して党内は融和した。 均衡ある軍備と財政の主張を宣言 七月に公 改革

九月二九日付」「進歩党常議員会」

『峡中日報』の紙面を追うと次のとおりである。

改革派の急速な降伏決意と党内融和成立までの大詰について、

や後り、これの発展策に就き協議の上満場一致を以て左の通り決議す対松、佐々木の二氏は出席せざるも委細衆議に従ふ旨 申 し 来 れ武富、鹿嶋、肥塚、大津の諸氏出席(荒谷氏は辞職山田氏は欠席武事、鹿嶋、肥塚、大津の諸氏出席(荒谷氏は辞職山田氏は欠席進歩党にては二十七日午後常議員会開会大石、角田、箕浦、加藤、

右につき常議員及評議員等役員全部の改選を行ふ事必要なるがとする事とする事とする事が、会党に謀り衆議の決する處に従ふを以て穏当なり党の平和を恢復し其融合一致を図るは目下の急務なる事

評議員会は十一月一日に開会の事故に本年大会の開期を繰上げ十二月二日を以て大会を開く事

説明

(以下略)。

一○月一日付〕 「非改革派の通牒」

非改革派にては常議員会の決議に対し同志代議士前代議士院外同

部を占有する便宜を借り尚今春試みたる一種の手段に依りて多数部を占有する便宜を借り尚今春試みたる一種の手段に依りて多数らに於て来十一月二日俄に大会を開き評議員及幹事総辞職の上充分下派の協定を遂げたる後ち大会を開き評議員及幹事総辞職の上充分下派の協定を遂げたる後ち大会を開き評議員及幹事総辞職の上充分下表の協定を遂げたる後ち大会を開き評議員及幹事総辞職の上充分計成の協定を遂げたる後ち大会を開き評議員及幹事総辞職の上充分計成の協定を遂げたる後ち大会を開き評議員及幹事総辞職の上充分計成の協定を遂げたる後ち大会を開き評議員及幹事総辞職の上充分計入の場所を遂げたる後ち大会を開き評議員及幹事総許しては一月二日俄に大会を開き評議員の改選によるに依りて多数にある。

を制し以て同派に利益ある結果を得んと欲する者にして改革派に を制し以て同派に利益ある結果を得んと欲する者にして改革派に を制し以て同派に利益ある結果を得んと欲する者にして改革派に を制し以て同派に利益ある結果を得んと欲する者にして改革際とを期 の如き手段的方法に応ずるは適々紛争の上に紛争を重ぬるの端を 別務委員代議士会院外同志会開会の上本党従来の歴史と主張とに 党務委員代議士会院外同志会開会の上本党従来の歴史と主張とに 党務委員代議士会院外同志会開会の上本党が連の平和と発展とを期 鑑み夫々適当の手段方法相立て以て本党永遠の平和と発展とを期 が前配の次第御含み置被下度得貴意候拝具

明治四十二年九月二十八日

見書を報告し堀越寛介氏より此場合我々同志は主義本領を貫徹す 鉄綱氏会長席に着き先づ合田福太郎氏は各地方支部の決議及び意 総会(秘密会)を衆議院談話室に開く会するもの三十四名小山内 進歩党非改革派にては予て改革派の懇請に係る調和問題に付同 一〇月一四日付〕 委員に一任し十二日午後一時より重ねて総会を衆議院談話室に開 ざるより結局衆議は進歩党の時局に処する最善の手段方法を特別 張し或は折衷説条件附調和論を唱ふる等議論百出して容易に決せ 論を唱へ之に対して硬派は正式分離論及び大会出席不必要論を主 より本問題の討議に入るや久保田與四郎、森正の両代議 る為め飽まで一致の態度を執りたしと発議して満場之に決し夫れ の態度を決する為め十一日午後二時より代議士及び実行委員聯合 角田、 肥塚氏等と会見したる顚末を報告すると共に真先に軟 「非改革派総会 (調和問題討議 出は大 派

り松本楼の懇親会に赴けりくことに決し左の七名の代議士を委員に推選して六時散会夫れよ

坂口仁一郎、石田仁太郎、福本誠、添田飛雄太郎、久保田與四坂口仁一郎、石田仁太郎、福本誠、添田飛雄太郎、久保田與四

右委員は十二月十二日午前九時より旭館に会し各実行委員の意見郎、藤井善助、森正

書を議題とし逐条審議に移り満場一致を以て之を可決したりで、「進歩党非改革派は十一日に引続き十二日午後一時より院内に於て進歩党非改革派は十一日に引続き十二日午後一時より院内に於て進歩党非改革派は十一日に引続き十二日午後一時より院内に於て進歩党非改革派は十一日に引続き十二日午後一時より院内に於て上右の覚書に付き逐条説明を為し且つ同志記者団より両派の融合に関する意見書の提出ありたりとて之を朗読報告し夫れより同覚に関する意見書の提出ありたりとて之を朗読報告し表れより同覧の大体を取纒めて一の成案を作製し同日の総会に提出する筈なりの大体を取纒めて一の成案を作製し同日の総会に提出する筈なりの大体を取纒めて一の成案を作製し同日の総会に提出する筈なりの大体を取纒めて一の成案を作製し同日の総会に提出する筈なりの大体を取響している。

起草したる大会宣言書案に同意せしむること第一条 明治四十二年三月二十五日宣言書の趣旨に基き我同志の

常議員会に於て犬蹇君の除名決議を取消す

尚は附帯事項として現任改革派の幹事を辞職せしむること并に左第五条 大会に於ける評議員の選挙は我同志に一任する事第四条 大会の期日を変更する事第三条 常議員は総辞職をなす事

の一項を申合せたり

を維持す
此の覚書の全部を承諾せざる時は断然交渉を断ち我同志は現状

(以下略

論を抑え、左の覚書の作成を決議したことを報じている。よって加藤政之助、大津淳一郎、木下謙二郎ら強硬派の面目を貫く見出しの下に、改革派が大石、箕浦、肥塚龍らのリーダーシップにかくて、翌一○月一五日付の紙面は、「改革派愈よ開城」という

連名にて此如末を報告する事」を以て本日地方各支部代議士前代議士前代議士議員に対し常議員の決議職の事 三、十五日を期し事務所を引渡す事 四、常議員会の決議職の事 三、十五日を期し事務所を引渡す事 二、常議員は本日総辞

氏の直話)」が次のように載る。
翌一六日、一件すべてが落着した証しに、「進歩党の将来(犬養

「……然るに改革派的諸氏の雅量なり……」「……然るに改革派の諸氏が進歩党二十余年の歴史を尊重し其の「……然るに改革派の意見を採るに至りたるを以て吾人も亦同志と共に欣然之を迎へたるものにして一時疏隔せる旧友が再び一主義政共に欣然之を迎へたるものにして一時疏隔せる旧友が再び一主義政共に欣然之を迎へたるものにして一時疏隔せる旧友が再び一主義政夫に改革派の治療としての進退を重んじ主義政見の為めに健闘せるは我同志が政治家としての進退を重んじ主義政見の為めに健闘せるとにて尚最後に感謝すべきは克く一切の感情を一掃して融和の誠立とにて尚最後に感謝すべきは克く一切の感情を一掃して融和の誠立とにて尚最後に感謝すべきは克く一切の感情を一掃して融和の誠立と思いた。

遂ニ融和スルヿニ

相战候

が飽くまでタテマエを述べたものであることを読者に駄目押しするい。乙黒もこのような成行に対して不満であった。「進歩党の将来」しかし、実際の犬養の心中は、勿論このように爽かなものではな

書簡を次に載せておこう。書簡を次に載せておこう。

乙黒直方殿 山梨県 甲府 錦町

、が広く置き政事上の問題として、其降伏ヲ許可するの外無之ソレ故決議ヲ取消して其不当処置の責ヲ引て辞任する以上、具心術の如何主張ニ服従ヲ誓ふのみならず幹部ヲモ全ク明渡し且つ小生ニ対スル候得共彼等、全ク其主張ヲ抛ちて昨年来絶対ニ反対し来れる我等の疾書拝見致候此度之件ニ付て、貴意ノ通如何よも不可解の處も有之方書手見致候此度之件ニ付て、貴意ノ通如何よも不可解の處も有之方。

て其裏面へ見ざることよ致し居候まて益々天下の擯斥ヲ受るよ至るベしソレ故我々ハ彼等ノ表面ヲ見まて益々天下の擯斥ヲ受るよ至るベしソレ故我々ハ彼等ノ表面ヲ見有之候得共然ル時ハ彼等が宣誓ヲ破りたる詐欺の実ヲ明よするもの若し今後彼等が具野心ヲ遂クルが為めよ再ビ党内を攪乱スルヿモ可

て顧みざること敝煖を棄るが如しとすれハ今日の主張も一身の都合らず何となれハ昨日迄主張したる所の政見モ都合よよりてハ一擲し左レど一面より見れハ此度ノ事ハ政界の道義上喜ふへき現象よハあ

必すしも人の誠と偽とを問ふる要せんヤ尚此上御盡力可被下候去り乍ら我々ハ只我々の信する所ニ向て邁進すれハソレデよし何を断と云ハざる可らす是れ喜バしき現象るあらすと云ふ所以也めざるのみるあらす却て之を賞して雅量と称するる至りてハ言語同次第ニテ亦明日直ニ抛棄するる至るべけれハ也然ルニ世人ハ之ヲ咎

十月十五日

匆々不宣

乙黒君 机

犬養毅 東京牛込馬場下町

ある。(ほかに年代推定のできないものが一通ある)この間の乙黒た結れだ土佐派を中心として、官僚系に接近しようとする志向をとが結んだ土佐派を中心として、官僚系に接近しようとする志向を捨てない。これにより、三年後に桂が新党を組織するに及んで国民捨てない。これにより、三年後に桂が新党を組織するに及んで国民捨てない。これにより、三年後に桂が新党を組織するに及んで国民捨てない。これにより、三年後に桂が新党を組織するに及んで国民治は全く分裂するに至る。

しく庫中に蔵する」として乙黒の再奮起を求めたことが思い起こさの筆者が明治四三年に『峽中日報』の「沈衰」を言い、「金玉を空

比較的静かな生活を持ったのかも知れない。

『峡中名士小伝』

残りの書簡二通の内容を検討することと併せて、別稿において果し、一九一三)の第一次憲政擁護運動の時になってである。この時のな。しかし、ここでは紙数が最早尽きた為、この課題は、明治期の立役者である犬養の書簡を眺めながら山梨県と甲府市の護憲運動の立役者である。大養の書簡を眺めながら山梨県と甲府市の護憲運動の時の大養と乙黒の密接な交信が再び見られるのは、この後、大正二年大養と乙黒の密接な交信が再び見られるのは、この後、大正二年

が、少々あとがき風のものを書き留めさせて頂きたい。見い出されたものである。本文が短かいものであるので均衡を欠く国語科教育を担当しておられた故庵逧巌教授が乙黒卯太郎氏の許で国語科教育を担当しておられた故庵逧巌教授が乙黒卯太郎氏の許でここで紹介した乙黒直方に宛てた六通、および乙黒義岡に宛てたここで紹介した乙黒直方に宛てた六通、および乙黒義岡に宛てた

あることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明されるのに、乙黒家の御遺族がそれらを「ウブだとあることを説明される前にない。

も耳に残っている。 言って居られました」と表現されたのも、面白い言葉遣いとして今

室の飯田文弥先生、そして、新聞の閲覧の面倒を見て下さる方々の 係のものを書く時の常として、いつものように県立図書館郷土資料 ここにこのような形で載せて頂くこととした。残る書簡類は『山梨 御世話に与った。深く御礼申し上げる次第である。 家の御遺族の方々、庵逧教授の双方に感謝の他ない。また、山梨関 大学研究報告』第三九号で解説させていただくつもりである。乙黒 いなことに、今回『市史研究』という適切な場を与えられたので、 ながら、仲々この御言いつけを実行に移せないでいた。しかし、幸 年間の月日が経つが、筆者は性来の怠惰故にこのことを気にしてい 生は真に快活な態度で人懐しい雰囲気を漂わせておられた。以来七 翌年早々の逝去への予感がおありだったのだろうか。この時の先

- (1)飯田文弥『今井新造』一九七八 一四二~五頁。木堂先生 伝記刊行会『犬養木堂伝』下巻一九三九 四一八頁。
- (2) 一一三~四頁。強調符を省略した。
- (3)鵜崎熊吉『犬養毅伝』一九三二 「口の悪い崇り」五〇六
- (4)東京木堂会『犬養木堂』一九二九 一一〇頁。
- (5)前掲『犬養木堂伝』下巻 八二〇~一頁。
- (6) 同右八一八頁。

(7) 同右上巻五〇九頁。

(8)義岡の生まれは、明治一六年一一月。高野安真の三男。他

- に中尾区長に就任している。
- (9)鵜崎熊吉『犬養毅伝』四九〇~一頁。

(1) 「犬養木堂・大石正巳・尾崎咢堂」『一年有半』前掲『犬

養木堂伝』下巻四五二頁より。

(12) 古屋哲夫「第一次西園寺内閣」林茂・辻清明編『日本内閣 (11) 同右『犬養木堂伝』五二一~二頁。

(1) 一○月三一日付。この会合の日時を、前掲『犬養木堂伝』 上巻七九〇頁では「十一月初旬」としているが、一〇月二六

史録2』一九八一 四五頁より。

.14) 前掲『犬養毅伝』二〇四頁には一八日としてあるが、一九

日が事実のようである。

日が事実のようである。

(市史編さん委員)

府

白 倉 由

始まると言っても良いと思う。 ら二〇年までの七年間で、第二期の傑作の数々は甲府で書かれてお 太宰治の文学の展開は三期に分けられる。 又甲府を舞台にしたものが多くある。 従って第二期は山梨から 第二期は昭和一三年か

伏の招きにより、 書を送付するなどして、一一月六日石原家において井伏鱒二、斉藤 は順調に進み一○月二四日井伏鱒二に二度と破婚しないと言う誓約 範学校を卒業し、当時山梨県立都留高等女学校に在職していた。話 た。相手の石原美知子は四女で明治四五年生れで、東京女子高等師 の案内で見合のため甲府市水門町二九番地の石原初太郎家を訪問し 井伏鱒二を通して結婚話があり、 新たにする覚悟で山梨県南都留郡河口湖村の御坂峠の天下茶屋に来 の原稿料で質屋に入っていた夏服一揃を請出して着かざり、思いを 七月上旬頃から甲府市竪町九三番地の斉藤文二郎夫人の紹介で、 太宰治と甲府との関係を作ったのは井伏鱒二であった。太宰は井 一郎夫妻の立会いで婚約式〈酒入れ〉が行なわれた。 以後ここの二階に滞在して『火の鳥』の執筆を行なっていた。 昭和一三年九月一三日鎌滝方を引き払い『姥捨』 九月一八日井伏の付添、斉藤夫人

一月一六日御坂峠の天下茶屋を出、 石原家の北西斉藤家よりの

1

帰りに諸所を飲み歩いたらしい。 甲府市竪町八六番地の寿館に下宿する。 二二円で二階の南向き六畳の部屋であった。石原家は一家総がかり 作目の傑作『富嶽百景』がこの時に書かれる。 がはかどらずやっと百枚を越える程であった。山梨に関しての第一 を話していた。 巻を編んだりした。太宰は殆んど毎日寿館から石原家に来て手料理 で彼のために座布団寝具一式を運び更に丹前や羽織を仕立てたり襟 いた素人下宿で、美知子の母が探して交渉してくれたもので二食付 を肴にお銚子を三本あけ、ごきげんに抱負を語り郷里の人々のこと いつも銚子三本が適量だと言って引きあげていたが 『火の鳥』は引き続いて執筆した 寿館は渡辺ふじが経営して

の百景になっていくのである。 の心によって 姿を変え、 対応する者は富士によって 変えられてい 『富嶽百景』は富士の百景であると共に太宰の心の心象百景であ 富士は相対的の存在でありながら没我的境地になっていき、心 主観と客観とは融合し一体となっており、富士は対応する者

彼自身自己の生活の再生を願ってのことであった。<東京の、アパ トの窓から見る富士は、くるしい>のは彼の東京の生活は<じめ 太宰が御坂峠の天下茶屋に来たのは井伏鱒二の勧めであったが、

じめ泣いて、あんな思ひは、二度と繰りかへしたくない〉生活のためであり、〈富士は、やっぱり偉い、と思った。〉のは新しい生活を始めようとする太宰と同様であり、富思った。〉のは新しい生活を始めようとする太宰と同様であり、富思った。日光を受けて、青く透きとほるやう〉な富士の印象は〈維かった。日光を受けて、青く透きとほるやう〉な富士の印象は〈維かった。皆形を受けて、青く透きとほるやう〉な富士の印象は〈維かった。日光を受けて、青く透きとほるやう〉な富士の印象は〈維かった。〉のは美知子を一目みてこの時の〈あの富士は、ありがたかった。〉のは美知子を一目みてこの時の〈あの富士は、ありがたかった。

の一五になる娘をかなり意識的に書いているのは太宰の再出発に強の一五になる娘をかなり意識的に書いているのは太宰の再出発に強のはこの娘の存在と大きくかゝわってくる。天下茶屋滞在中この家のはこの娘の存在と大きくかゝわってくる。天下茶屋滞在中この家のはこの娘の存在と大きくかゝわってくる。天下茶屋滞在中この家のはこの娘をかなり意識的に書いている。

この娘の献身的な奉仕があるから、娘の一声で美しい富士に見えの報酬も考へてゐない。私は、娘さんを、美しいと思った。これは人間の生き抜く努力に対しての、純粋な声援である。なん私は、ありがたい事だと思った。大袈裟な言ひかたをすれば、

で彼にとって<暗く、わびしく、見ちや居られない風景であった。>は初代の変身でもあり、彼の離脱したものが下界からやって来たの起す。太宰は初代との生活を清算してここに来ているが、この遊女写は巧みであり、この遊女を通してかつての己の生活、初代を思いある時天下茶屋に吉田の遊女の一団がやって来る。この一団の描

うな姿勢を堅持することはかなり苦しい心境であった。 は、再生であったので<苦しむものは苦しめ。落ちるものは落ち離脱、再生であったので<苦しむものは苦しめ。落ちるものは落ちにとって『好UMAN LOST』の素材となった精神病院の入彼にとって『HUMAN LOST』の素材となった精神病院の入

富士にたのもう。

る。 が、現在の太宰にはこのようにしか考えられなく富士を信頼しそれ て人生の峠を越えようとする太宰の現在の心境であった。 美知子との結婚話と同時的に書いており、太宰の過去と末来であっ のは新しく強く生きようとする信念の表現である。遊女への感懐は 想主義を捨て 現実的に生きなければ ならないことを 強く思って い も、ついでに頼みます>と言うのは切実な太宰の実感で今までの理 り向きもせず草花を摘んでいる遊女について<この女のひとのこと に近い存在にまでなっていったものと思う。太宰が傍を通っても振 えていく。強い自己に成長させていくが、この相手への信頼感は神 がない富士はたのもしく思えたのもうとするが、しだいに自己を変 とかまへてゐる 大親分のやうにさえ見え〉 てくる。 雄大 なたじろ くるのである。<富士はまるで、どてら姿に、ふところ手して傲然 にすがろうとする。自己の苦悩を救う絶対者の存在に富士が見えて と彼の純粋・素直な性格が社会の下層に生きる人々への共感を呼ぶ この言葉に当時の太宰の心情が良く表現されている。 へおれの知ったことぢゃない、とわざと大股に歩いてみた。> 過去の経験

ていき、弱い自己から強い現実主義的な人間になっていく。絶対的確立されていく。御坂峠の天下茶屋での生活は彼の人生観を一変し新しい自己の生活のために富士に祈るが、日増しに新しい自己は

る。の存在の富士に相対することのできる自己にまでなっていくのであ

くと立ってゐたあの月見草は、よかった。富士には月見草がよくなんと言ふのか、金剛力草とでも言ひたいくらゐ、けなげにすっ三七七八米の富士の山と、立派に相対峙し、みぢんもゆるがず、

似合ふ。

い生活が始まる。 と孤独な生活は堅実で聡明な美知子の出現によって終りをつげ新しと孤独な生活は堅実で聡明な美知子の出現によって終りをつげ新しと孤独な生活は堅実で聡明な美知子の出現によって終りをあった場、生き方

た八畳と三畳の二室の家で家賃は六円五〇銭であった。一月七日東であった。この家は秋山浅次郎の借家で美知子の母がみつけてくれ甲府市御崎町五六番地の借家に移動したのは昭和一四年一月六日

の家に落ち着いた。太宰の第二期の甲府時代の作品はこの家においした。同夜おそく美知子を連れて新宿発の列車で甲府に帰り御崎町した。同夜おそく美知子を連れて新宿発の列車で甲府に帰り御崎町した。山田貞一夫妻(美知子の姉夫婦)斉藤文二郎夫人、中畑慶吉京都杉並区清水町二四番地の井伏宅に行き、八日井伏鱒二夫妻が媒京都杉並区清水町二四番地の井伏宅に行き、八日井伏鱒二夫妻が媒京都杉並区清水町二四番地の井伏宅に行き、八日井伏鱒二夫妻が媒京都杉並区清水町二四番地の井伏宅に行き、八日井伏鱒二夫妻が媒

に続き、『女生徒』『懶惰の歌留多』『新樹の言葉』『葉桜と魔笛』ていたように美知子に口述筆記させた。似後前記した『富嶽百景』この家での最初の作品は『黄金風景』であり、太宰は待ちかまえ

『畜犬談』などを書いた。

て書かれる。

ことだ。さうなければ、いけないのだ。かれらの勝利は、また私のを追われ窮迫した自炊生活をしている時、戸籍調べの巡査に声をかけられる。彼の妻は私の実家に奉公していた女中のお慶だと言う。 が現実的になっていった発想によって生まれてきた作品である。家が現実的になっていった発想によって生まれてきた作品である。家が現実的になったが、当日後私の所に一家で挨びに来る。あれほどいじめたのに自分を褒めている言葉が聞こえてひで見る。あれほどいじめたのに自分を褒めている言葉が聞こえてきた。私はこの言葉を聞き立ったまま泣き八負けた。これは、いいきた。私はこの言葉を聞き立ったまま泣き八負けた。これは、いいまで、一覧な風景』は『満願』更に『富嶽百景』に表われた人生への希望

『新樹の言葉』は『黄金風景』の主題の延長の作品である。新しる。新しい結婚生活の第一作目にふさわしい作品である。愛こそ人間のいくべき道だと太宰は新しい人生観をみいだすのであお慶に対して人間の愛の尊さをみい出す。人を憎まず恨まず信頼とお慶に対して人間の愛の尊さをみい出す。人を憎まず恨まず信頼と

あすの出発にも、光を与へる。〉と思った。

いじめられても相手に対して報復するのでなく感謝の気持を持つ

生の言葉であった。 表れ、新生の宣言が主題になっている。<新樹の言葉>は再生、新い生活により新しい人間の生き方に歩み出そうとする作者の心境が

景』で既に考察したことだが、本作においても変わりはない。 太宰の書く自然は太宰の心情によって左右されることは『富嶽百

ひない。きれいに文化の、しみとほってゐるまちである。の底に、小さい小さい旗を立てた、それが甲府だと思へば、間違もっとハイカラである。シルクハットを逆さまにして、その帽子甲府を、「擂鉢の底」と評してゐるが、当ってゐない、甲府は

透った町に見えてくる。勿論甲府は文化の伝統もあるが、よりそれ庭を持ったからであった。そのゆとりが甲府がきれいな文化の染みの新婚生活によって過去のみじめさから脱出し、健康的な明るい家甲府賛美である。甲府に好感をもって書いているのは、美知子と

あることを意識しているのかも知れない……。

きたと思う。両親でなく使用人に向けられていることは義絶の身でのり、家との断絶など過去の自分の反省、故郷への愧々が生まれて

を感じるのは太宰の心境の問題であった。

ったので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は『思ひったので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は『思ひったので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。大宰は『思ひれていた。人たけといふ女中から本を読むことを教へられた。二人代を『思い出』に書いているが、彼の教育は女中のタケによってなさは一目でいい青年だと思い大歓喜と言えるほど喜ぶ。太宰は幼年時は一目でいい青年だと思い大歓喜と言えるほど喜ぶ。太宰は幼年時は一目でいい青年だと思い大歓喜と言えるほど喜ぶ。太宰は幼年時は一目でいい青年だと思い大歓喜と言えるほど喜ぶ。大宰は幼年時は一目でいい青年だと思い大歓喜と言えるほど喜ぶ。大蔵の所へある時幸吉が訪問話の方としているが、虚構化して表現している。一見私小説風であるがフィクションの濃い作品である。自分の現在の心境をとしているが、根母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は『思ひったので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は『思ひったので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は『思ひったので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は『思ひったので、叔母のきゑが面倒をみタケが子守をした。太宰は『思ひったので、叔母の書がよりによる。

る。

この大蔵は太宰の心境であると思う。

思われる。現在の生活の充実は迷惑をかけてきた一族への思いがつは実家のことであり、またその家での幼なき日々のことであったとは親たねの妹で、五所川原に分家するが、この時一・二年後ではあんだった。つるは二人の人物によって創造された人物であると思う。現在甲府で家庭をもって一人前になるにつけて思い出すのと思う。現在甲府で家庭をもって一人前になるにつけて思い出すのと思う。現在の生活の充実は迷惑をかけてきた一族への思いがつは実家のことであり、またその家での幼なき日々のことであったとは叔母のきゑが母代りをしていた。彼女はいているが、太幸のことは叔母のきゑが母代りをしていた。彼女はいているだと思ってゐた〉と書出れてのだと思ってゐた〉と書出れているだと思ってゐた〉と書

快><災難><一逆転><無題>と思い白葡萄酒をがぶ飲みしたくない。

でている人間である。従って郵便屋に<

ですさんの兄さんです。

でりやって来て、誰にも住所を知らせず、やや、落ちついて少しづそりやって来て、誰にも住所を知らせず、やや、落ちついて少しづ当時の大蔵は<

人東京での、いろいろの恐怖を避けて、甲府へこっ当時の大蔵は<

東京での、いろいろの恐怖を避けて、甲府へこっ

デパートの五階建の窓々がきらきら華やかに灯ってゐる。〉当時甲ているかを聞くと〈「そこのデパートです。」眼をあげると、大丸経た人は人の愛を強く感ずるものである。大蔵は幸吉にどこへ勤め妻との自殺を経験した太宰ではなかったか……過去の悲惨の体験を生きていてよかったと思った。〉大蔵のこの思ひは精神病院入院、感じを強くする。〈こんなに陰で私を待っていた人もあったのだ。大蔵は幸吉と会うなり好感を持ったが、回想話をすると一層その大蔵は幸吉と会うなり好感を持ったが、回想話をすると一層その

そりしている。けれども両側の家家は、すべて黒ずんだ老舗でデパアトに沿って右に曲折すると、柳町である。ここは、ひっ実名を使用している。小説全体実と虚との融合により成立している。府の唯一のデパート松林軒を大丸にしている。町名は桜町・柳町と

の新生の感情は街の品格さえも変えていくのである。も変ってくる。明るい太宰の心情は自然と街を良い街にする。太宰柳町に限ったことではないが、主人公の心境によって街の捕え方

ある。甲府では最も品格の高い街であろう。

もうとする 太宰である。 では泣いている。 生の意義をみい出す。 <自愛>の言葉を繰り返し用い <死ぬもん 笑している。この幸吉の態度に大蔵は感激して強く生きることに人 う。しかし幸吉は<感傷なんか無いんです。>と言い寧ろ久しぶりき た。幸吉は平然としているが大蔵は驚きここでは酒は飲めないと言 な考えに促われていた者が相手の愛により、信頼されることにより 時、人は生きる張りが出てくる。 かなり酔っていたが、妹の声をはっきり聞いている。 か><投げ捨てよ過去の森>と言い泣くやつがあるかと言って自分 人間としての本来の自己を取り戻すのである。 安心し更生の道を歩むことができる。 して>眠ってしまう。不安定な自虐の自己は他の愛の存在により、 の、はげしい泥酔が、涼しくほどけていって、私は、たいへん安心 いのよ>との声は嫁に行く時のつるに似ていた。大蔵は<それまで てみるともの珍らしく<僕はうれしいです>と言って楽しそうに微 幸吉の連れて行った所は望富閣であり、 暗鬱な 過去を捨て輝かしい 末来に 向って強く歩 望富閣には幸吉の妹も来た。 今まで自分はだめだと自己否定的 隣人の 純粋な愛が 示された かつての幸吉の家であっ 幸吉兄妹の出現は大 妹の八うれし 大蔵は 既に

ているのではないかと思う。ると考えて良いではないか。太宰は聖書の文句を念頭において書い蔵にとって救いの存在であって、この着想は宗教的発想によってい

〈黒ずんだ間口五間ほどもある古風〉の望富閣は太田町五九・六○・六一番地(現在の遊亀公園の南西の隅)にあった望仙閣である。当時の望仙閣は渡辺弥吉の経営で甲府での高級料亭であり、太幸・誰かに招待されたものと思われ、ここをモデルにしたのであろう。当時火事になった記録はないので火事の件はタケの嫁入先が三度火事にあっているのでそれの連想である。なお望仙閣を望富閣としたのは『富嶽百景』を書いた直後であるので富士への興味からしたのは『富嶽百景』を書いた直後であるので富士への興味からしたのは『富嶽百景』を書いた直後であるので富士への興味からへ仙〉を〈富〉に変えたものと思われる。

められる心の余裕がある。 過去に後悔はない。彼等はかつての自分の家が焼けるのを笑って眺 あった。 母は死に商売はうまくいかなく父は井戸に飛び込み狂死にしたので したね。〉彼等の過去は世間的にみて幸福と言えるものではなく、 のこだわりもない<焼ける家だったのですね。父も、 まく言えないが、兄妹は平然として微笑している。 立っている。大蔵は焼けているのが望富閣とわかると舌がもつれう **う。お城で大蔵は幸吉に肩を叩かれ、らしろに幸吉兄妹が微笑して** とができ、 火事の件の描写は リアルに描いているでは ないかと 思 めに舞鶴城跡に登っていく、城跡は高いので甲府市街を良く見るこ 人々は火事と言えばとび出すのが常であったと思う。火事を見るた 大蔵は望富閣の火事を群衆と共に見に行く。 感傷に焼けただれてしまってゐる〉のであり、 しかしその時どきを人間として充実した生きた者にとって 大蔵の過去は 違っていた。 恐らく当時 彼等は過去に何 この兄妹の心境 母も仕合せで △この十年 で甲府 0

こ。 を思うにつけ<愚かさを、恥づかしく>思い<醜悪> にさえ 感じを 思うにつけ<愚かさを、恥づかしく>思い<醜悪> にさえ 感じ

太宰の過去の恥ずかしさ、醜悪さである。現在の自己の生活をみ太牢の過去の恥ずかしさ、醜悪さである。現在の自己の生活をみなどの表明である。『新樹の言葉』は新生への言葉であるが、相手に対する普遍的愛………自己中葉』は新生への言葉であるが、相手に対する普遍的愛………自己中葉』は新生への言葉であるが、相手に対する普遍的愛………自己中華。

が、生きていくためにはそれを押し通すこともできなく両者の間にの生活を描き、若い女性の心理の動揺を詳細に描写している。
 一日の生活を描き、若い女性の心理の動揺を詳細に描写している。
 一日の生活を描き、若い女性の心理の動揺を詳細に描写している。
 本の一日の生活を描き、若い女性の心理の動揺を詳細に描写している。
 本を送って戻った母の肩をもみ、夜中洗濯をして融り風呂に入り、客を送って戻った母の肩をもみ、夜中洗濯をして課後は美容院へ行き、帰宅して母と客のためにロココ料理を作る。
 本細かに観察し鋭く批判し、大人、女の醜さ・醜悪さ・世俗さを感を細かに観察し鋭く批判し、大人、女の醜さ・醜悪さ・世俗さを感を細かに観察し鋭く批判し、大人、女の醜さ・醜悪さ・世俗さを感じ、純粋さ・素直さにあこがれ、理想的なものを求めようとする
 本生徒』は女生徒の一人称告白体の形式を用い読者に語りかけると言う独特の構想によっている。五月一日の起床から就寝までのると言う独特の構想によっている。五月一日の起床から就寝までの

と私の考える美の世界など私の心境を示す。飾様式〉であり、<純粋の美しさは、いつも無意味で、無道徳だ。>ている自分、私の好きなロココの芸術は<華麗のみで内容空疎の装

いる。<幸福は一夜おくれて来る。>………幸福は遅れてくるがそ解っていながら、きっとくる、明日は来ると信じて生きようとしてはある。明日も又同じ日がくるであろう。幸福は一生来ないのだとはあるがの世俗的な人々に批判的で不安であるが、生きる明るさ

れを待ち続ける者である。

私は少女であるが太宰である。現世の人間への疑問を持ち不安で私は少女であるが太宰である。現世の人間への疑問を持ち不安であるが太宰であるが太宰であるが人々の思惑を考え卑屈に生きなけれあり、理想、純粋さを求めるが人々の思惑を考え卑屈に生きなけれあり、理想、純粋さを求めるが人々の思惑を考え卑屈に生きなけれあり、理想、純粋さを求めるが人々の思惑を考え卑屈に生きなけれる。現世の人間への疑問を持ち不安で私は少女であるが太宰である。現世の人間への疑問を持ち不安で私は少女であるが太宰である。現世の人間への疑問を持ち不安で

前期のロマンチズムから中期のリアリズムへ移行していく太宰治を待つことに芸術家の大成を決意している太宰をみることができ、野男では野男の名野のロートラーを表している大宰をあることができ、

読みとることができる。

『畜犬談』は 甲府には 多くの犬がいるが、 その犬に 対しての恐怖、憎悪が内容になっている。甲府で太宰が体験したことであり、私は太宰自身である。私は犬を極度に嫌い、憎悪の感情をもつが、これは犬に対してであると共に人間に対してでもある。これは犬に対してであると共に人間に対してでもある。たへ、忠義顔して、かつての友に吠え、兄弟、父母をも、けろりたべ、忠義顔して、かつての友に吠え、兄弟、父母をも、けろりと忘却し………。

犬の非難は人間の非難である。犬を通して人間の内にもつ醜さを

覚が書かれていなくたよりない。

又理想のみを求めることができな

本当の自

雑誌などで人々はいろいろのことを説くが、本当の愛、

い俗世間への不安、父の死、姉の結婚など人生の楽しさを失いかけ

微妙に揺れる自己を発見する。

表わしているではないか………。 の自己嫌悪〉を感ずる。当時の太宰の人に対する態度と自己嫌悪をの自己嫌悪〉を感ずる。当時の太宰の人に対する態度と自己嫌悪をる。従ってつくづく<自身の卑屈>がいやになり、<泣きたいほどふし、相手の機嫌をとりやさしい人間であることを知らせようとすみつく。犬に対して微笑をたたえ、いささかの阻害心のないことを指摘している。人間やその社会はまるで犬のように太宰を襲い、噛

に対する憎悪と恐怖からの老獪な駈け引きであった。
していたところ一匹の小犬がついてくる。この犬を飼うことにするしていたところ一匹の小犬がついてくる。この犬を飼うことにするはていたところ一匹の小犬がついてくる。この犬を飼うことにする大宰が住んでいた御崎町を西へいき、甲府中学校の前を更に西へ

をこだりは原見と欠つを實方これい)、なよ様投してうここでなれ、僧んでおり死んでくれたら良いとさえ思っている。 ポチと言う名を付け長く飼っているが、ポチを愛してはいない。

る。人間不信から人間信頼への道を歩む太宰であると思う。た。この時点になると私はポチに同情し、愛情を感じていくのであだ。〉<ポチよ、思ふ存分、喧嘩をしろ!と異様に力>むのであっも共に 死ぬるやうな気がし> て <おれは嚙み殺されたって いいん兵場へ連れて行く。その途中ポチは赤毛の犬と喧嘩をするが、<私兵場へ連れて行く。その途中ポチは赤毛の犬と喧嘩をするが、<私兵場へ連れて行く。その途中ポチは赤毛の犬と喧嘩をするが、<私兵場へ連れて行く。その途中ポチは赤毛の犬と喧嘩をするが、<私兵場へ連れて行く。

して真実の愛情にめざめてきたのであり、太宰の人間に対する愛の対する考えは変りポチを東京へ連れていこうと決心する。ポチに対家は、もともと弱い者の味方だった筈なんだ。>………私のポチにをたれ視線をそらした。<あいつには、罪が無かったんだぜ。芸術校の前まできて振り向くとポチはちゃんとついてきて面目なげに首権の前まできて振り向くとポチはちゃんとついてきて面目なげに首権の前まできて振り向くとポチはちゃんとついてきて面目なげに首権の前まできて振り向くとポチはちゃんとのいてきて面目なげに首

発想の表われであると考えられる。

していく道がポチと私との関係の中に描き出されているのである。人間不信、世間不信にとらわれていた太宰が人間信頼へ脱出模索より、解消さしていこうとしたのである。(**)

人間一般への不信を、人間の個々との関係を解き明かすことに

本的思想として人間の信頼と愛に期待するものであった。 太宰の甲府での作品は皆人生を肯定的に考えた明るいもので、基していく道がポチと私との関係の中に描き出されているのである.

かろう。
のことが原動力となって、太宰の創作はつづけられたと言ってよのことが原動力となって、太宰の創作はつづけられたと言ってよもってしても癒されなかったようである。自ら致命傷と感じたそ(5)

傷ついた者がもつことのできる愛の深さと明るさがある。傷ついた者が他者の信頼と愛とによって生きようとするもので、

の四時頃から 湯豆腐で お酒を悠々と 飲んでいたあの頃で ある。借りて住み、二百円ばかりの印税を貯金して誰とも逢はず、午後もらって、甲府市郊外に一箇月六円五十銭の家賃の、最小の家をした一時期は、私が三十歳の時、いまの女房を井伏さんの媒酌で入れまでの生涯を追想して、幽かにでも休養のゆとりを感

(『十五年間』)

は近所の現在続いている窪田酒店から豆腐は分部豆腐店から買ってで、夕方から飲み始め、夜九時頃までに、六・七合飲んで、ときには「お俊伝兵衛」や「朝顔日記」の一節を語ったり、歌舞伎の声色は「お俊伝兵衛」や「朝顔日記」の一節を語ったり、歌舞伎の声色は「お俊伝兵衛」や「朝顔日記」の一節を語ったり、歌舞伎の声色は「お俊伝兵衛」や「朝顔日記」の一節を語ったり、歌舞伎の声色は「おいの財子がの大字治の生活は毎日三時頃まで机に向かいそれから現在甲府での太字治の生活は毎日三時頃まで机に向かいそれから現在

いた

太宰の全生涯を通して甲府での一時期は最も恵まれた良き時であ太宰の全生涯を通して甲府での一時期は最も恵まれた良き時であ文学の太宰の考え方に大きくかかわっていると思う。

美知子に負うところが多かったと思う。 美知子に負うところが多かったと思う。 横知子に負うところが多かったと思う。 複大郎は理学士であり、石炭知子に負うところが多かったと思う。 初大郎は理学士であり、石炭知子に負うところが多かったと思う。 被大郎は理学士であり、石炭知子に負うところが多かったと思う。

石原美知子だったことは、いうまでもないだろう。 ようになった。…………この八年間の太宰を支えたものが、外なようになった。…………この八年間の太宰を支えたものが、外なあった。………太宰は美知子との結婚生活によって、はじめあった。…………太宰は美知子との結婚生活によって、はじめ

太宰の文学は美知子の支えにより成立したと言って良い。普通の

注

(1) 津島美知子『回想の太宰治』人文書院 昭和五三年五月二

〇 目

- た頃の修ちゃん(国文学)学燈社(昭和四九年二月号(2)インタウェウ(聞く人)桐馬正一越野タケ氏に聞く==子守をし
- 宰治』 双文社出版 昭和五一年九月(3)榎本隆司『女生徒』論 東郷克美、渡辺芳紀編『作品論太
- 図書 昭和五四年六月 図書 昭和五四年六月 尚学 [本字治』 尚学
- 四年十二月

(6) 注1に同じ

(5) 亀井勝一郎

作品解説『無頼派の祈り』

審美社

昭和

書房新社 昭和五〇年一〇月 『文芸読本太字治』

河出

(市史編さん委員)

若尾家の地主的土地所有の推移=動向

——若尾財閥経営史研究序説-

じめに

は

による把握に止まり、 商工人名録」あるいは「五十町歩以上大地主ノ調査」等の記載数値 側面からトータルに学問的に明らかにするに到っていない現状、就 論点も少なくないことは承知している。 活動の特徴を明らかにすることに重点があった。勿論、文字通りの その標題が示す通り若尾財閥の諸側面のうち、 次世界大戦と言う時期が重要な画期であることを指摘した。前稿は 整えていった事実を析出し、若尾財閥の全生涯を考察する上で第一 的な経営参画を行なうことを通して急速に「財閥」としての外観を とする企業勃興=投資ブームによって急激に簇生した企業群へ積極 に於いて、 「序説」

=資料調査報告であって、更に深化させなければならない 若尾財閥の全生涯を、 若尾一族は第一次世界大戦を契機とした戦争景気を背景 「貴族院多額納税者議員互選人名簿」、「日本全国 又、若尾家三代の興亡に多くのページを割い 地主経営、 銀行経営、 しかし、 若尾一族の企業経営 企業経営の各々の 前稿でも述べた様

齋 藤 康 彦

藤芳弘『甲州財閥物語』等々の著作に於いても地主経営への関説は

ている萩原為次『素裸にした甲州財閥』、小泉剛

『甲州財閥』、

経営の分析の立遅れを考える時、その分析検討は急務であることはほとんど皆無であるという山梨県第一位の大地主たる若尾家の地主

たが、若尾家の地主経営の分析を行なう場合、多くの困難が伴なうことも又、事実である。即ち、最盛時には七○○町歩に垂んとするその「巨大性」に比して「八月十五日夜突然無智ノ群衆ニ襲ハレる資料の焼失、散逸に伴なう残存資料の乏しさという資料的制約よる資料の焼失、散逸に伴なう残存資料の乏しさという資料的制約がこれであり、これまで若尾家の地主経営の分析検討がなされなかがこれであり、これまで若尾家の地主経営の分析検討がなされなかったのも、偏にそのことに起因する。

析作業の中間報告という意味合で、前稿に引き続いて、若尾財閥の市史編さんの資料調査の過程で発見された『三浦正弘家文書』の分そこで本稿では、基本的には資料的制約は克服されていないが、

言らを俟たない。

全生涯を解明する作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業経生涯を解明する作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業経生涯を解明する作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業経生涯を解明する作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業経生涯を解明する作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業経生に変して、地主経営、銀行経営、企業経生になる。

地主経営の成長と基盤

の様である。

がは、若尾家の明治前期段階に於ける土地集積過程に就いては資料れば、若尾家の明治前期段階に於ける土地集積過程に就いては資料れば、若尾家の明治前期段階に於ける土地集積過程に就いては資料を行ない県内屈指の巨大地主となっていったかということ、換言する様である。

明治二〇年の場合、二二〇町歩余を集積している東山梨郡平等村の明治二〇年の場合、二二〇町歩余を集積している東山梨郡平等村の明治二〇年(一八八三)の「巡察使質問事件取調書」によれば、大正一三岩尾逸平の不動産は五万円と記されている。この金額は、大正一三岩尾逸平の不動産は五万円と記されている。この金額は、大正一三岩尾逸平の本理額は三、二〇〇円県知事の「秘密内申」によれば、若尾逸平の地理額は三、二〇〇円県知事の「秘密内申」によれば、若尾逸平の地理額は三、二〇〇円県知事の「秘密内申」によれば、若尾逸平の地理額は三、二〇〇円県知事の「秘密内申」によれば、若尾逸平の地理額は三、二〇〇円県知事の「秘密内申」によれば、若尾逸平の不動産は五万円と記されている。この金額は、大正一三岩尾逸平の不動産は五万円と記されている。この金額は、大正一三岩尾逸平の不動産は五万円と記されている。この一部が表面を集積している東山梨郡平等村の明治二〇年の場合、二二〇町歩余を集積している東山梨郡平等村の明治二〇年の場合、二二〇町歩余を集積している東山梨郡平等村の明治二〇年の場合、二二〇町歩余を集積している東山梨郡平等村の明治二〇年の場合、二二〇町歩余を集積している東山梨郡平等村の明治二〇年の場合、一〇年の大田、一〇年の中では、100円に

き続く松方デフレであろう。この間の事情を伝記『若尾逸平』は次大地主への成長を遂げた多くの地主層と同様、地租改正とそれに引大地主としての地位を確保していたといえる。その契機は、後年巨治二〇年代初頭段階に於いて山梨県下で文字通りトップクラスの巨根津家の地租額が六二五円であることを考えるならば、若尾家は明

の様に述べている。

西南戦役の後、紙幣濫発の結果その価格に甚しい変動を及ぼし西南戦役の後、紙幣濫発の結果その価格に甚しい変動を及ぼした一円紙幣は、ザッと五拾銭位の価格しかなかった。……(逸平は)家屋敷田畑残らず其時開業して間もないにに貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥他に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥他に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥他に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥化に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥化に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥化に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥化に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥化に貸付けた。その後四年経って明治十七年に成ると、逸平の肥めたが、民間の金融は詰って来た。みの為に逸平が貸金の抵当に取った明治十七年に成った。此処に於いてかった田地は大抵我が手に流れ込んで来て了った。此処に於いてかった田地は大抵我が手に流れ込んで来て了った。此処に於いてから、民間の金融は詰って来た。みの為に逸中の情報といる。

把握し得る資料はない。しかし、明治二三年を第一回として、以後明治二〇年代以降に就いても、若尾家の土地所有規模を具体的に

税者議員として貴族院議員に選出されるのである。

成長し、その経済力を背景として明治二三年(一八九〇)に多額納

見て来た様な土地集積を通して若尾逸平は山梨県随一の豪商農に

(第1表) 若尾家租税構成の推移

	直接	地	组 額	推計地面		所 得	税額	в/а	土地所 額 上 率
	(A)	(B)	換算地価	田	畑	(C)	土地分(D)	D/II	比 率 D/C
明治23	円 3,897.71	円 3,805.11	円 152 ,2 04.52	町 2 99	町 60	円 91.80	円	% 97.6	
27	5,370.55	5,090.08	203,603.24	358	71	280.47	265.47	94.8	94.6
30	6,301.40	5,352.11	214,084.44	356	71	949.29	226.52	84.9	23.8
34	9,114.44	7,637.73	231,446.36	413	82	1,477.37	1,477.37	83.8	100
37	9,930.14	7,564.25	229,219.69	437	87	2,365.85	2,049.35	76.2	86.6
41	19,453.36	12,824.97	298,255.11	561	112	6,565.79	5,165.08	65.9	78.7
44	24,654.25	12,788.51	272,096.04	519	103	11,524.84	11,405.70	51.9	99.0
大正 4	31,372.75	14,871.32	330,473.88	444	89	16,190.95	14,296.75	47.4	88.3
7	29,758.72	14,775.20	328,377.78	445	89	14,983.60	11,011.31	49.7	73.5
8	33,760.01	14,855.56	330,123.55	448	89	18,554.90	13,824.52	44.0	74.5
12									
14	31,683.57	11,913.25	264,738.88	367	73	19,734.82	18,873.20	37.6	95.6

尾家の土地所有規模のピークの大正六年(一九一七)の田畑、山林、尾家の土地所有規模のピークの大正六年(一九一七)の田畑、山林、尾家の土地所有規模のピークの大正六年(一九一七)の田畑、山林、尾家の土地所有規模のピークの大正六年(13)を示している。 換算地価額も明治三三年以降大正期にかけて一貫してのとして第出した。
のとは承知しているが、明治期の土地所有規模を明らかにできない現在は、敢えてこの数値で検討をすすめたい。「土地下得額の割合は、若尾郎ち、所得税額に占める「土地ニ付」納めた所得額の割合は、若尾郎ち、所得税額に占める「土地ニ付」納めた所得額の割合は、若尾郎の所得がどの程度土地所有を基盤とするものかを示す指標のひとのとして算出した。
のとして算出した。
直接国税額、地租額は、明治二三年以降大正期にかけて一貫して他を大きく引き離し常に山梨県の首位に位置しその隔絶した経済力を示している。
換算地価額も明治三七、四四、大正七年の各年に於を示している。
換算地価額も明治三七、四四、大正七年の各年に於を示している。
換算地価額も明治三七、四四、大正七年の各年に於

租率で除して算出し、推定耕地面積は、現在までに判明している若

所得税額は各々原資料の数値である。

換算地価は地租額を各年の地

租額

より作成した若尾家の租税構成の推移である。

山梨県の各年次「貴族院多額納税者議員互選人名簿」

検討に先立ち第一表の説明をしておくと、直接国税額

		面	積	見	責 価 格	
			うち甲府市分		うち甲府市分	構成
Ш	田荒	4,427.513反 229.905〃	324.327反	円 2,658,236 58,204	円 264,973	54.0 1.2
	畑畑	988.911 //	141.024 //	401,917		8.1
畑	荒	28.925 //		9,318		0.2
山	林	145.811 //	29.621 //	5,825	1,185	0.1
原	野	20.506 //		2,352		0.0
池	沼	3.021 //		123		0.0
池	沼 荒	022 //		2		0.0
雜	地	1.609 //	1.609 //	120	120	0.0
宅	地	50,069.48坪	37,795.09坪	1,562,713.50	1,528,722.50	31.7
宅	地 荒	172 "		67		0.0
建	物	5,634.39 //	5,634.39 //	233,069	233, 069	4.7
道	路	404.41 //	404.41 //			
	計		THE ROLL OF THE PROPERTY AND THE PROPERT	4,931,946.50		100

次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山方に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山方に直接国税額に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山

資料的制約は覆い難いが、第一

表の検討によって、

とが看取できる。この点に就いては後により詳細に検討 を 加 え た えられる。その後、 既に三六〇町歩程度の耕地集積を行なっている。 積推計によれば、 い明治四○年代初頭には七○○町歩水準に達する。(写) は明治二〇年代初頭段階を画期として経営基盤を「確立」したと考 チックなものであったかを改めて確認できるだろう。 基礎に算出した推定耕地面積によれば、 かし、明治一六年を基準とすると六・六倍であり、このことから明治 明治二三年から大正八年の三〇年間に二・二倍に増加している。 加し続けている。 いて前回に比して若干の減額も見られるが、ほぼ全期間を通じて増 ○年代後半から二○年代前半にかけての土地集積がいかにドラス 明治四一年をピークに一転して減少傾向を辿るこ 増加のテンポは全期間を通じてほぼ一定であり、 ほぼ一〇年毎に一五〇町歩宛の耕地集積を行な 若尾家は明治二三年段階で 若尾家の地主経営 しかし、 換算地価額を 耕地面

(第3表) 町村別地租額 (大正14年)

人弗	3 表) mj:	柯別地柤頟	(大正)	4年)
				換算地価	構成
	,.,		円	円	%
西	相一	川	127.06		
<u> </u>	于	塚	483	10,733	
	大	宮	97.94		
Щ	里	垣	635.74		
	玉	諸	682.91	15,175	
	Щ	城	408.24	9,072	
梨	住	吉	50.89	1,130	
	小	計	2,485.78		20.9
東	日	Ш	323.26		
Щ	岡	部	85.46	1,899	
梨	春	3居	3.36	74	
	小	計	412.08	9,156	3.5
東	石	和	13.86	308	
米八		宮	14.46	321	
代	苕	兄	111.84	2,485	
14	小	計	140.16	3,114	1.2
	貢	Л	231.82	5,151	
	池	田	542.81	12,062	
	松	島	73.60	1,635	
中	竜	王	819.96	18,221	
	玉	幡	535.50	11,900	
	国	Ð:	86.56	1,923	
-	西	条	416.08	9,246	
巨	常	永	150.26	3,3 3 9	
	稲	積	36.30	806	
	御	影	80.16	1,781	
摩	田之	と岡	1,055.62	23,458	
	百	田	93.32	2,073	
	明	穂	191.52	4,256	
	小	計	4,313.51	95,851	36.2
北		E.	115.97	2,577	
巨	中		5.96	132	
摩	小	計	121.93	2,709	1.0
甲	府	市	4,439.79		
合		 計	11,913.25	264,738	100

二であることを考えると若尾家は水田に重点を置いて土地集積を行 みると大部分は耕地であり、 その他を合わせて六○○町歩を超え、 倒的な田勝の構成である。 四坪余の建物も含めて四九三万円余に達する。その内訳は、 らかにしておきたい。 かとなっていない。 地主経営の明治~大正期の成長過程を概観することができた。 同表によれば、 度の若尾家の不動産資産の構成表である第二表からその点を明 田畑面積は推計の水準に止まり、土地資産の内訳などは明ら 若尾家の総土地所有高は、 そこで稍時期は下がるが、 該時期の山梨県の田畑構成比がほぼ一対 耕地の田畑比は凡そ八対二であって圧 その見積価格は、 田畑、 大正九年(一九二 宅地、 建坪五六三 山林原野 面積で

なったと考えられる。 ただ第二表で見逃せないのは、 見積価格の三六・四%を占める宅

> ている。 設け、甲府市を中心とした宅地、建物の管理、賃貸業務を分掌させ べき側面の検討は稿を改めて行ないたい。 地・建物の存在である。 しかし、紙数の制約から、この「都市型地主」とも規定す 事実、 若尾家は若尾地所部の中に宅地課を

様に若尾家の地主経営としてはその規模という側面に於いては既に 「ピーク」を過ぎているという点は予め注意しておきたい。 第三表によれば、 若尾家の所有地は甲府市をはじめ東山梨、 西山

東八代、中巨摩、 北巨摩郡の一市二八町村に分布している。(3)

地租額が判明するにとどまる。(19) 明らかにすることはできず、大正一四年 同表の検討に先立ち大正一四年という年は前掲第一表でも明らかな 選人名簿」の記載数値に基づく町村別地租額及び換算地価である。 明治~大正期を通して若尾家の所有地面積の町村別の分布状況を 第三表は「貴族院多額納税者議員互 (一九二五) のみ町村別の

(第4表) 所有地所在諸村の「農業類型」と「生産力水準」の相関

・二%)、西山梨郡(二〇・九%)の一市二郡に集中しており、 これらの郡市で全体の九四・四%に達する。 |租額の郡市別構成は、 養蚕型 養蚕米作型 米作養蚕型 米作型 畑作型 百田 田之岡 大宮 住吉 西条 稲積 高生産力水準 春日居 日川 御影 山城 (神山) (源) 石和 千塚 玉諸 岡部 (一宮) 旭 松島 (大草) 池田 甲府市 玉幡 常永 (富土見) 中 里垣 国母 竜王 生産 明穂 貢川 中田 (甲運) 力水 (飯野) 相川 準 低 この様な所有地の 祝 生産力水準 中巨摩郡 三六 事

括弧内の諸村の耕地は大正7~13年間に全て売却された。

「農業類型」の半ばを超える「養蚕型」、「畑作型」

町村は少ない。

山梨県の

一町村と「両類型」で全体の七割を占めていて、(タイ)

以上のことから若尾家の地主経営の基盤は甲府市周辺にあって、

蚕型」一

であろうことを推測させる。 その分布は、 在」は土地集積過程に於いてある種の「意図」の存在があっ 具体的な分布図は略すが、 甲府市周辺地域、換言すれば、 それを町村段階まで降りて検討してみ 若尾家の耕地の所在を地図に落す 甲府盆地のほぼ中

別の

町村数では中巨摩郡が一三町村と半ばに近く、

次いで西山梨郡

の七町村がこれに続く。

更に 水準」三八・六、「低生産力水準」三三・五%であることを考えると が第四表である。 県の「農業類型」と「生産力水準」の相関表のなかに位置付けたの ている地域といえる。 央部の釜無、 三分の二は「高生産力水準」諸町村である。 「生産力水準」の構成が、 「高生産力水準」諸村への集中はかなり高いといわねばならない。 の例外として、 「農業類型」でいえば、 笛吹両河川の流域に隣接する水田が比較的多く展開し 「中・高生産力水準」に区分された町村であり、 同表によれば、 試みに所有地の所在村を大正末年段階の山 「高生産力水準」二七・九、 「養蚕米作型」 若尾家の耕地は東八代郡祝村を唯 山梨県の 町村 全体 「中生産力 「米作養 0 梨

土地の購入及び売却過程での特質 |地集積過程全体を具体的に明らかにできる

えるだろう。 によって比較的高い 戦前段階に於ける山梨県農業の特徴であった

「生産力水準」を維持しえた地域にあったとい

「米と繭の経済構造」

以降の不動産売買の記録である 「土地建物売買帳」 若尾家の土 ここでは二代目民造が家督を相続した明治二八年 を検討するこ (一八九五) 箵 ts

	件数	購入面積	同累計	購入代金	同累計
明治28	件 3	反 32.011	反 32.011	円 4,115.658	円 4,115.658
29	7	187.714	219.725	20,085	24,200.658
30	1	011	219.806	366	24,201.024
31	2	015	219.821	4.15	24,205.174
32	4	646.012	865.903	104,741.875	128,947.049
33	8	8.618	874.521	9,810	138,757.049
34	4	5.9	880.421	1,922	140,679.049
35	7	18.314	898.805	37,662.45	178,341.499
36	7	5.404	9 04.2 09	14,302.50	192,643.999
37	3	205.209	1,109.418	43,642.394	236,286.393
38	1	210	1,109.628	30	236,316.393
39	5	2.802	1,112.5	19,486	255,802.393
40	9	95.611	1,208.111	27,440	283,242.393
41	1	129	1,208.310	5,043.75	288,286.143
42	6	389.818	1,598.128	48,496	336,782.143
43	13	118.706	1,716.904	36,072.20	372,854.343
44	8	188.427	1,905.401	38,582.30	411,436.643
大正 1	8	71.609	1,977.010	14,652.445	426,089.088
2	3	35.819	2,012.828	6,471.80	432,560.888
3	2	3.509	2,016.407	10,000	442,560.888
4	1	5.415	2,021.822	16,300	458,860.888
5	3	2.227	2,024.119	15,421	474,281.888
6	1	105	2,024.224	10.50	474,292.388
7	5	75.905	2,100.129	16,031.20	490,323.588
8	4	2.410	2,102.609	2,072	492,395.588
9	1	420	2,103 029	10,860	503, 255. 588
10					
11	1	606	2,103.705	17,750	521,005.588
計	118	1			

宅地 300坪=1 反で換算

が特に目に付く。 年の時期の急増ぶり 三ヶ村の散在する二 含む明治四二~四 入した明治四二年を 三万一九四〇円で購 三町六反余の土地を 橋孫三郎から同村他 巨摩郡田之岡村の土 四

ただ残念なことに「土地建物売買帳」は田畑の合算、 最後の土地購入が行なわれた大正 面積、 購入代金とその累年集 地目別の 田 余であり、 (25)

集計が出来なかったが、これまでの記述からそのほとんどは田畑と 畑宅地を一括した購入代金の記入などが行なわれており、 計である。 一年までの若尾家の年毎の購入件数、 第五表は、明治二八年から、 かにしたい。

とを通して若尾家の土地集積過程にみられる特質のいくつかを明ら

考えて大過ないであろう。 購入を行なっており、二八年間に一一八件、

したことになる。 所有の「ピーク」と考えられる大正六年の所有地面積は六三一 を購入し、それに要した資金は五二万円余に達する。 第五表によれば、大正一〇年(一九二一)を除き毎年の様に土 したがって若尾家はこの間に全所有地の三分の一 なかでも前県議で甲府市会議員である星野嘉兵衛 二一〇町三反余の土 若尾家の土 を集積 町歩 地

- 32 -

の土地を買受代金九

跨がる五六町九反余 西山梨郡の五ケ村に から甲府市をはじめ

三二年の時期と、 心とする明治二八~ 年(一八九九)を中 に購入した明治三二 万二一七八円で一挙

中

(第7表) 町村別土地購入状況

,			711101-T-60111	
			面	積
				構成
	甲	府	反 196.910	9.5
	住	吉	22.923	
	Ш	城	24.705	
西	玉	里	177.909	
	清	田	101 124	
Ш	甲	運	23.218	
7611	里	垣	287.510	
梨	干	塚	9.221	
	小	計	704.904	33.9
	竜	王	49.117	
	貢	Ш	84.824	
中	玉	幡	39.310	
,	松	島	4.729	
	西	条	46 418	
=	池	田	2.206	
巨	常	永	89.324	
	御	影	119.623	
	百	田	152.817	
摩	田之	こ岡	485.314	
	明	穂	52.815	
	小	計	1,174.528	56 6
	祝		216	0.0
合	i	計	2,076.628	100

竜王·玉幡 13反723, 山城·住 吉 58反014, 西条 * 常永 33反 818は郡小計に算入

購入をも行なっている 歩など僅かな耕地片 田二歩、

甲府市で畑四

挙に併吞する一

方

中巨摩郡明穂村で

のである。 大正一一年の期間の耕 によれば、 入状況を示した第七表 更に町村別の土 明治 地

1

(第6表) 購入地規模別構成

	件	数	面	積
	Ī	構成		構 成
10町以上	件 3	4.6	反 99 4. 309	50.6
7	6	9.2	481.002	24.5
5町以上	1	1.5	58.014	3.1
小 計	10	15.4	1,533.325	78.2
3町以上	5	7.7	210.503	10.7
1町以上	7	10.8	134.606	6.9
小 計	12	18.5	345.109	17.6
7反以上	3	4.6	26.104	1.3
5反以上	1	1.5	6.108	0.3
小 計	4	6.1	32.212	1.6
3反以上	4	6.2	15.315	0.8
1反以上	19	29.2	34.025	1.7
1反未満	16	24.6	4.601	0.2
小 計	39	60.0	54.011	2.7
合 計	65	100	1,964.727	100

宅地のみ, 山林原野のみの場合は除く

Ŧī.

町歩未満、就中、その九割は五反歩未満である事 のである。 県のトップクラスの 実は看過することはでき める割合は四・三%とほとんどネグリジブルであ 歩以上の土地の一挙購入という形態で集積したも 「甲州財閥」 同 表によれば、 購入件数から見ると六六・一%を占め しかし、この一方で購入面積全体に占 の統帥としての経済力を背景に山 購入地面積の七八・ 位置するほどの地主の耕地 な 即ち、 %は 若尾家は

買帳」に記載された購入地の規模別構成表である 第六表によって確認しておきた の特質はそれだけではない。 することによってその経営規模を急激に拡大して 若尾家は中小 地主層の全所有地 それを「土地建物売 若尾家の土地取得 挙に

(第8表) 田畑・宅地売却高及代金

Fr. I	/r: 155		田		田			5	ŧ	1	也	売	却 代	金	(注1)
年	度	面	債	同累	計	面	積	同身	表計	代	金	可	累	計		
大正	7	反 4.	500	反 4.	500		坪 22.00		坪 22.00	16	円 .978.35	1	F 6,978	円 3.35		
	8	78.	121	82.	621	1,3	69.90	1,3	91.90	153	033.80	17	0.012	2.15		
	9	151.	606	234.	. 227	2	47.22	1,6	39.12	151	,382.50	32	1,394	1.65		
	10	929.	911	1,164	. 208	5,1	99.52	6,8	38.64	588	,834.43	91	0,229	80.9		
	11	346.	018	1,510	. 226	4,4	73.28	11,3	311.92	378	,167.20	1,28	8,396	5.28		
	12	286.	829	1.797	.125	2,7	92.13	14,1	04.05	329	,177.474	1,61	7,573	3.754		
	13	183.	305	1,980	.500	1,3	30.95	15,4	135.00	235	,132.25	1,85	2,706	5.004		
	14	429.	608	2,410	.108	1,0	93.58	16,5	528.58	255	,672.62	2,10	8,378	3.624		
昭和	1	131.	014	2,541	.122	5	590.37	17,1	18.95	150	,659.91	2,25	9,038	3.534		
	2	92.	406	2,633	.528	2,7	79.92	19,8	398.87	391	,535.34	2,65	0,573	3.874		
計		2,633.	528	2,633	.528	19,8	399.87	19,8	398.87	2,650	,573.874	2,65	575,0	3.874		

代金は、

に達する。

売却の時期はピークである大正一○年度に続く数年間であり、

尾家は大正七年度から昭和二年度までの一二年間に、それまでの二

八年間に購入した土地を上回る二六九町九反余を売却し、その売却

前述の土地購入代金の総額の五倍に相当する二六五万円余

却高及び代金の推移を示したのが第八表である。

同表によれば、

した。その後若尾家が破綻する直前の昭和二年度までの田畑宅地売

歩を売却したケースはあったものの、

突如一転して土地売却を開始

(注1) 山林・原野,建物売却代金を含む

地売却は、 特質を明らかにしたい。 の時期の持つ意味は後に検討するとして、更に土地売却にみられる 正一〇~一四年度の五年間で全体の八二・五%を占める。 ものの比重が に前掲第六表の購入地規模別構成のそれと大きく 異って いる。 ほどの規模の耕地の一挙購入によるものであった。 売却地の規模別構成表である第九表によれば、 若尾家の集積耕地の大部分は中小地主層の全所有地に匹敵する 町村別土地売却状況を示した第 件数の九割、 高 面積の四二・八%が五反未満と「零細」な 一〇表によれば、 件数、 これに対して土 面積構成共 若尾家の土 この売却

売却は所有地が存在する全ての町村に於いて、その量の多寡は措

三、三六年に各々田畑一反二七歩と畑四歩、三九年に山林九畝二四を行なってきた。しかし、大正七年(一九一八)、それまで明治三を行なってきた。しかし、大正七年(一九一八)、それまで明治三中期以降の若尾家の土地集積の重点は西山梨郡以西の山梨県では比中期以降の岩尾家の土地集積の重点は西山梨郡以西の山梨県では比地購入は中巨摩、西山梨両郡に限られており、このことから、明治地購入は中巨摩、西山梨両郡に限られており、このことから、明治地購入は中巨摩、西山梨両郡に限られており、このことから、明治地

大

(第9表) 売却地規模別構成

		. —,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	203 3113794	
	件	数	面	積
		構成		構成
	件	%	反	%
10町以上	2	0.3	205.219	9.2
7 //				
5町以上	2	0.3	114.728	5.2
小 計	4	0.6	320.017	14.4
3町以上	8	1.2	301.527	13.6
1町以上	26	3.9	432.026	19.4
小 計	34	5.1	733.623	33.0
7反以上	9	1.4	74.205	3.3
5反以上	25	3.8	142.413	6.4
小 計	34	5.1	216.618	9.7
3反以上	94	14.2	307.323	13.8
1反以上	296	44.8	533.907	24.0
1反未満	199	18.0	111.112	5.0
小計	589	89.1	952.412	42.8
合 計	661	100	2,222.810	100

宅地のみ、山林原野のみの場合は除く

テ是レニ当ル可シト然リ当部モ夙ニ是ニ着眼

タリシカ世論

ノ茲ニ及ハサレ

ハ従フニ誤解

招キ其遂行ニ困難多キヲ慮リシカ機漸ク熟

ハ本年一月部内ニ是レヲ発表シ新聞

紙

『メニ応スヘキヲ催告シ又日本勧業銀行ニン伝フルニ及ヒ公然ト一般小作者ニ向ヒ

ニ如クモノナシ宜シク大地主ハ土地ヲ解放

ノ解決策トシテハ自作農創

従来

ノ小作制

度ノ欠陥ト土

地収益

フ漸減

悪化

ト相伴フテ益

々将来ニ小作争議

ハ漸 ク小作争議 発生ス 可キハ洵

ニ明カナリ

而シテ昨今ノ世

ことを示している。
ことを示している。
ことを示している。
これら三郡の売却地構成を前掲第三表のが一七%台で続いている。これら三郡の売却地構成を前掲第三表のが一七%台で続いている。これら三郡の売却地構成を前掲第三表の中巨摩郡が四三・五%で首位に位置し、次いで西山梨、北巨摩両郡中巨摩郡が四三・五%で首位に位置し、次いで西山梨、北巨摩両郡、人として、例外なく行なわれている。売却地面積の郡市別構成は、くとして、例外なく行なわれている。売却地面積の郡市別構成は、

対応している。

又、売却耕地の田畑構成比は、前述の総耕地面積の八対二とほぼ

次の様に述べている。 大量の土地売却の契機に関し若尾地所部「大正十年度決算報告」は図」が存在しなかったことを推測させる。この若尾家の突如とした図」が存在しなかったことを推測させる。この若尾家の突如とした

地主経営の内部的検討を欠く現在、

保留せざるを得ない。

とかし、 若尾家の

家の場合と軌を一にするものかいなかに就いての判断は、

家の地主的土地所有の「後退」が、中村氏が言う様に根津家や広瀬

四七・五%にまで減少した。

この若尾

は各々ピーク時の六○・二、

とされる。実際、若尾家も、大正七年(一九一八)を豆点とする。(3)れば、山梨県の寄生地主は一九二〇年を画期として凋落を開始し える時、 ひとつの契機となったであろうことは肯首できる。 量の土地売却によって、 各村全体に於ける、 前揭第九、 面 渉リ別表ノ如キ成績ヲ以テ田畑壱百町歩ヲ売却セ 「自作農創設」という動きへの対応が若尾家の土地売却 第一○表の検討により析出された、 比較的規模の小さな耕地の売却という事実を考 昭和二年(一九二七)一〇月段階で、 大正七年(一九一八)を起点とする大 若尾家の耕地所 中村政則氏によ 田 畑 た 在

殆ド間断ナク土地分譲ノ交渉ニ接シ既ニ各方交渉ンテ特ニ金融ノ便ヲ謀ル事トナシ又爾来

1	H14.1001T					
	売 却	土 地 面		=1)	売 却	額
		田	畑	宅 地		- 0.4
甲府	反 137.122	反 107.718	反 29.404	坪 6,776.01	円 747,201	% 35.8
相玉里大千山住川諸垣宮塚城吉	47.3 47 215 145.822 16.120 93.3 48.305 21.724	33.615 44.010 127.908 16.120 89.808 34.116 17.217	13.311 3.205 17.914 3.422 14.119 4.507	295.16 711.55 132 166 233	43,737 24,770 165,338 9,385 58,167 17,970 10,350	
小計	419.926	363.004	56.922	1,537.71	329,717	15.8
春日居岡部日川	104.617 59.825 50.315	104.617 56.225 35.709	3.6 14.606	336 396	89,100 39,195 17,000	
小計	219.827	201.621	18.206	732	145,295	7.0
祝富士見石和	82.326 48.602 27.914	54.808 46.227 26.518	27.518 2.305 1.304	95	109,845 9,290 9,500	
小計	158.912	117.715	41.127	370	128,635	6.2
貢池松竜玉西常稲国百明御田飯 川田島王幡条永積母田穂影岡野	10.518 3.126 13.004 102.209 28.004 96.327 57.426 61.329 17.304 56.821 321.825 86.125 84.301 100.602	7. 218 3. 126 13. 004 99. 912 27. 127 92. 203 54. 628 55. 305 15. 423 229 84. 201 83. 716 99. 025	3.3 2.219 807 3.028 2.722 5.901 1.811 56.821 303,315 1.924 515	395 247.3 204 474	6,320 1,600 6,370 45,376 12,595 33,849 26,581 29,225 13,282 20,932 190,282 47,145 46,450 50,000	
小計	1,039.411	656.528	382.813	6,034.34	530,007	25.4
大草旭 山中田	28.408 262.125 61.013 60.917	19.916 260.114 56.317 60.917	8.422 1.604 1.429		7,250 129,438 29,000 42,477	
小計	412.603	401.008	11.525	276.99	208,165	10.0
合 計	2,388.011	1,847.804	540.207	15,727.05	2,089,020	

(注1) 山林原野を含む。他に甲府市のみ建物 2,039坪67

積極的な意味付けを行ないたいと考えている。 業経営と多面的性格を有する若尾財閥の総体を視野に入れ、もっと業経営と多面的性格を有する若尾財閥の総体を視野に入れ、もっとを解明する作業の一環として、地主経営ばかりでなく銀行経営、企業経営とり面的性格を有する若尾財閥の総体を視野に入れ、もっと

経営へ積極的に乗り出し急速に「財閥」としての外観を整えていっ代目謹之助が相続した代替りというばかりでなく、若尾一族が企業な画期であった。二代目民造が大正六年(一九一七)に死去し、三した大正七、八年という時期は、同時に、若尾財閥にとっても大き即ち、前稿によれば、若尾家が一転して本格的な土地売却を開始即ち、前稿によれば、若尾家が一転して本格的な土地売却を開始

は、地主的土地所有の側面の検討からも言い得るのである。と済活動の方針にひとつの転換がなされたことを窺わせる時期である。この様な背景を考える時、大正七年を起点とする若尾家の大量的に説明できる資料は現在までのところない。しかし、今後検証す的に説明できる資料は現在までのところない。しかし、今後検証す的に説明できる資料は現在までのところない。しかし、今後検証すいき仮説として敢えて提出しておきたい。それはともかく、第一次べき仮説として敢えて提出しておきたい。それはともかく、第一次でき仮説として敢えて提出しておきたい。それはともかく、第一次でき仮説として敢えて提出しておきたい。それはともかく、第一次できない。というに対している。

おわりに

整理し一応の総括としたい。 た事実は貧しい。しかし、これまでの検討で明らかとなった諸点を、課題の大きさに比して、利用できた資料は少なく、明らかとなっ

代初頭地主経営の基盤を「確立」した。○年代前半にかけての時期に急激な土地集積を行ない、明治二○年(分著尾逸平は、その伝記が述べる様に、明治一○年代後半から二

所有にあった。

一芸尾家の直接国税額に占める地租の割合、更に、所得税額に占出る地を大きく上回っており、若尾家の経営基盤の主要部分は地主的土地める「土地ニ付」納めた所得額の割合ともに他の多額納税者のそれ

た宅地・建物の存在も見逃せない。にもかかわらず、その八割は田である。しかし、甲府市を中心としに者がかわらず、その八割は田である。しかし、甲府市を中心としば若尾家の所有地は大部分が耕地であり、山梨県は畑勝ちである

山梨県では相対的に「生産力水準」の高い地域に属する。 田若尾家の耕地が存在する諸村は、養蚕と米作を組み合わせた、でも釜無、笛吹両河川の流域の水田地帯に多く展開している。

四若尾家の所有地は、甲府市、

西山梨、中巨摩郡に集中し、

なか

おり、購入の地域は西山梨、中巨摩両郡が中心であった。規模を急激に拡大する一方で僅かな耕地片の購入も丹念に行なって規模を急激に拡大する一方で僅かな耕地片の購入も丹念に行なって

た。 出見がある では、 田畑の四割を 売却 し町村で土地売却を開始し、 昭和二年までに、 田畑の四割を 売却 しばしかし、 若尾家は、 大正七年一転して所有地が存在する全ての

る。 (八以上の検討から、若尾家は地主的土地所有―地主経営の側面でで以上の検討から、若尾家は地主的土地所有―地主経営の側面で

検討を通じて探ることが次の課題である。他日を期したい。(のこの地主的土地所有に於ける「転換」の契機を地主経営内部の

注

- (1) 『甲府市史研究』、第二号(甲府市、一九八五)。
- 九七四)、五一三頁。
- (3)若尾地所部『大正六年度決算報告書』、なお若尾地所部で
- (5) 永原他『前掲書』、五一三頁。

- (6) 永原他『前掲書』、二三頁。
- 尾家の土地集積規模は二・六倍となったことになる。価を意味するとすれば、明治一六年から二〇年の五年間で若(7)前述の「巡察使質問事件取調書」の「不動産五万円」が地
- (9)明治三一年(一八九八)より営業税が加わる。
- (10) 山梨県の場合は、安良城盛昭編のかたちで復刻がなされて
- ○町歩となる。
 ○町歩となる。
 ○町歩となる。
 ○町歩となる。
 ○町歩となる。
- (12) 若尾地所部「決算報告書」によれば、大正四年は実際面積を(12) 若尾地所部「決算報告書」によれば、大正四~八年の間は
- (3)昭和四年(一九二九)以降は破綻したため「名簿」に登載情族院議員に選出されている。 されない。又、現在までのところその原因は不明であるが、されない。又、現在までのところその原因は不明であるが、
- 六町歩である。(5)明治四一年の田畑以外の面積推計は宅地一九町歩、山林一

- の地租の比重は一層低くなる。 九)、六二頁。なお、既に述べた様に、地主としての若尾家の隔絶した規模を考えるならば、若尾家を除いた多額納税者の地租の比重は一層低くなる。 (東大出版会、一九七
- あった。(17)同年の場合は「商業ョリ生スル所得税」が七二二円七七銭
- (18) 中村『前掲書』、六三頁。
- 正五年度が判明するが、地価金、面積への換算には難点があ納入地租額は不明である。なお町村別の小作料収取状況は大は地租を納入した町村名は判明するが、各々の町村段階での19)大正一四年以前の「貴族院多額納税者議員互選人名簿」で
- 諸村となるので一村と数えた)。
 に分布していた(国里、清田両村は大正一○年に合併して玉(2)「ピーク」時の大正五年(一九一六)には一市三四ヶ町村
- 。(第二表を参照せよ)。 以下の記述は耕地に 重 点 を置いる(第二表を参照せよ)。 以下の記述は耕地に 重 点 を置のそれは各々五二・一、二二・六、二○・二、五%となってのそれは、面積を基準とする郡部地域の地目構成は田八○・四、礼ば、面積を基準とする郡部地域の地目構成は田八○・四、江)大正九年(一九二○)の若尾地所部の不動産資産構成によ
- 照せよ。
 「農業類型」と「生産力水準」に就いては拙稿「山梨県に、22)「農業類型」と「生産力水準」に就いては拙稿「山梨県に、22)「農業類型」と「生産力水準」に就いては拙稿「山梨県に、22)「農業類型」と「生産力水準」に就いては出稿「山梨県に、22)

- の場合は「低生産力水準」に区分されることになった。しか 葡萄園が一八〇町歩余も展開し葡萄生産に特化している祝村 によるが、米と繭の一戸当り生産額を用いている。このため 前掲拙稿で行なった「生産力水準」の指標は、資料的制約
- る町村で、米あるいは繭の比重の違いによって二類型化を行 「養蚕」、「畑作」のいずれにも属さない複合的性格を有す 「両類型」は比較的性格がハッキリしている「米作」、

実情はかなり豊かな村であったと思われる。

なった。

(25) 若尾地所部「大正六年度決算報告」。 26)農商務省の手による大正一三年(一九二四)の「五十町歩 以上大地主ノ調査」によれば山梨県では二三名を数えるにす

- (27)「貴族院多額納税者議員互選人名簿」によれば明治二三年 ったり、明治四〇年になって中巨摩郡田之岡村の登場がみら 摩郡多摩の各村に土地を有していたが、その後記載がなくな 段階には南都留郡三吉、 れるなどの変化がみられる。 西八代郡大塚、 中巨摩郡三町、北巨
- 、28)この点に関しては、前掲第八表で田畑の売却面積が激減す 告」は、「土地分譲ニ就テハ農作物収入漸減ト引方ノ増大ニ る昭和初年の状況に就いて若尾地所部 ヨリ耕地占有ノ慾望薄弱トナリ申込ムモノ尠少トナリ」と述 「昭和元年度決算報
- 、30)拙稿「昭和初年に於ける若尾一族の企業活動の実態」(『甲 府市史研究』、第二号、甲府市、一九八五)。

(29)中村『前掲書』、二一六~二二三頁。

べている。

(市史編さん専門委員)

Λ 座 談 会 V

軍 占 領 下 0 Ħ 府 市 を 話 る

昭 和 20 年 ζ 同 26 年 I

は め に

いったか 興にどのような役割を果たして主権在民のデモクラシーが定着して 日講和条約締結までの七年間の行政、戦後処理の実態である。 のは占領下だった昭和二〇年九月の終戦直後から同二六年九月の対 この歳月の軍政が地方自治体にどのような影響を与え、戦後の復 戦後四一年を経た今日、現代史をつづるうえで盲点となっている は、 地方自治体の編さんでは初めて国会図書館にある山梨軍政 ―。甲府市史編さん委員会近・現代専門部会(伊東壮部会

制中学当時の英語教師 験を語ってもらった。 を要約して紹介することにした。 〃米軍占領下の甲府市〃をテーマに、 の甲府市関係レポートを抽出して翻訳に着手した。 同じく、 終戦直後、 米軍政部および防諜部に関係した県職員、 今回は、 (通訳)、 市史編さん資料となる座談会の内容 報道関係者など六氏をお招きして 約 一時間にわたって貴重な体 旧

部関係の報告資料四万五千点(マイクロフィルム)のうち約五千点

<お招きした人> (敬称略・順不同)

康夫 元総司令部防諜部顧問

榎本 愛子 元山梨軍政部通訳 保坂

忠信

元山梨軍政部民間情報教育課進言者

(顧問)

福島 小林 元山梨日日新聞社編集局長 元山梨県渉外課長

奈良 元山梨県知事室付通訳

△聴く側> (甲府市史編さん委員会近・現代専門部会員・

壮 梨大学教授

有泉 坂本 貞夫 東京商船大学教授 山梨郷土研究会監事

荻原 齋藤 島袋 康彦 善弘 山梨大学助教授 山梨県立女子短期大学助教授 梨県地場産業センター

Щ

甲府市史編さん担当管理主査 ゲスト・山梨大学助教授

--- 40 ---

ときと場所 昭和六〇年一 ・笹やレストラン四階和室 一月二六日

いたいと思います。 聴かせ願います。 題の中心において、 市史編さんにあたり〃占領下の甲府〃の状況はどうだったのかを話 おります。お集まりの皆さんは、山梨軍政部、 行政の面で米軍と直接、 冷たい雨の中を遠くからお越しいただきまして大変感激して 皆様の貴重な体験を通してこれからお話しを伺 まず皆様の近況と軍政部当時の役割などからお 交流が深かった方々ばかりです。甲府 民間情報部などの通

保坂 現在、 山梨学院大学名誉教授、山梨大学の非常勤講師をして います。終戦当時は旧制中学の



保坂忠信氏 梨軍政部の通訳を頼まれたの 英語の教師をしていました。

二三年三月から八月ごろまでで、 それから以後は教育担当だけにな 関係と教育でした。報道担当は 私の担当は新聞、 和二三年の三月でした。 ラジオの報道

山梨軍政部とCIC の関係

ときに翻訳もしました

翌年の一〇月まで担当しました。仕事の内容は、

通訳と雑談

曾根 現在、 私はアメリカ小麦連合会に勤務しています。米農務省

く知りませんが、恐らく五、六人ぐらいではなかったでしょうか。

貿易関係の仕事につき、 今から二五年前に東京に行き、アメリカ大使館の要請 出問題など、いま騒がれている日米貿易摩擦の争点の中 と米大使館の外郭機関です。小麦をはじめアメリカ農産物の対日輸 (笑い) 私はもともと山梨県人で、 アメリカへ行ったり来たりの生活を過して 勝沼町小佐手の出身です。 で日米農産物 心にいま

まいりました。

した。 業務が急速に忙しくなってまいりました。 関係の悪化で占領軍に対する破壊的行為の監視と調査という本来の CIC(総司令部防諜部) 立です。同時に極左、 Q(連合軍総司令部)から布告され、 憶しています。昭和二一年、第一次の戦争指導者公職追放令がGH ことになりました。市役所に勤めていたのは三~四ヵ月だったと記 でしたので断りきれず、教師を辞めて甲府市役所秘書課に勤務する る人を市長の秘書にしたかったのです。野口市長とは義理ある間柄 れ」と頼まれました。米軍が甲府に乗り込んで来るので英語のでき 長)が私の仲人だった関係で終戦の年の一○月、「秘書になってく しておられた野口二郎さん 日川中学へ移ったのが昭和二○年の秋でした。ちょうど甲府市長を 保坂先生と同じく、 めは河口湖畔の富士ビューホテルの別棟に設置されましたが、米ソ 令長官から出されたころから政情が大きく変わりました。米ソの対 市長の椅子から降ろされました。私も、その時、一緒に辞めま 昭和二二年二月一日のゼネスト中止命令がマッカーサー 私も旧制中学の英語教師でした。甲府 極右の両分子に対する諜報活動が活発化し、 の山梨分遣部隊は、 (故人、 山梨日日新聞社·山 野口市長も追放の対 河口湖畔時代の人員はよ 米軍進駐と同時に初 梨 中学から 象とな

Ш

り、

結局六年間働きました。仕事の内容は政治的なものが多く、今も極の肩書きでしたが、主として隊長および将校の通訳です。CICでCとの連絡通訳のお手伝いをすることになったのです。防諜部顧問警に引越してきてまもない二二年の暮れ、私は、県警の要請でCI二世が三人、将校が二人か、三人いたと思います。CICが山梨県

た。 若尾ビルに移ったころは、二世を含めて一二、三人のスタッフでし

秘事項に属して語れない部分もあります。

しょうか。 福島さん、CICが県庁内に移されたとき、軍政部はありましたで

福島 軍政部が設置されたあとだと思います。

坂本 は、 れ」といわれたように、 てきました。CICは結局、 中心だったと思います。その後、 でした。したがって反米軍的活動・思想に対する情報収集・調査が 終戦直後の九月末か、 の下で知事室の外務関係の仕事をしていました。 私の 記 憶 甲府へ駐在してCICは、 主たる仕事は、 私もCICの任務を解かれ、 いわゆる「マッカーサーの眼となり、 占領下における米軍の安全を守ることが主 一〇月の初めごろドイッ戦線 で活 対日講和条約の締結まで若尾ビルにい 段々と思想的な調査が中心になっ おもにどんな仕事をしまし その後、 天野 知 耳とな 事 たか。 躍 (故 で

幡)に進駐してきました。進駐の目的は、戦時中の軍需物資の摘発た第八軍の九七師団が極東に派遣され、玉幡飛行場(現竜王町西八

がいます。のころ県の通訳をしておられた奈良さんに当時の思い出をお話しねのころ県の通訳をしておられた奈良さんに当時の思い出をお話しね伊東「曾根さんには、つぎにまた詳しくお話を聴くとして、占領下

の教師をしていました。 祭戦まで曾根さんと同様、旧制日川中学(現日川高)の英語

奈良 終戦まもないころ「米軍が進駐してくるから通訳をして欲し曾根 奈良先生は、英語を教えていただいた恩人です。

い」と県の教育関係者から要請されて、

戦後初めて県の通訳になり

奈良進氏

合って帰るくらいで、大した用た。初めは玉幡飛行場に駐屯した。初めは玉幡飛行場に駐屯した。初めは玉幡飛行場に駐屯した。初めは玉幡飛行場に駐屯した。知事、県の主脳部と進

が発足して、その隊長がネッスラーという人で大変厳格 な 方 で しタッチしなかったので詳しい内容は知りません。そのうちに軍政部物資の摘発やヤミ物資の摘発などが多かったようですが、私は直接を担当することになりました。米軍の仕事は、おもに軍需品の隠匿渉外課に籍をおき、県警の部長の部屋を借りて軍政部との事務連絡東別館)を米軍が接収して山梨軍政部が開設されました。私は県の終戦の翌年の九月だったと思います。県庁内の県立図書館(現県庁件もなかったようです。

設けて拡充を図りました。 は、英語を話せる人、翻訳する人をふやし、渉外課の中に翻訳係を英文を日本語に訳して市町村に伝達する仕事もあり、県 の 渉 外 課量がふえ、県庁の各課にも調査の翻訳依頼が多くなりました。逆にた。いろいろ口やかましく注文をつけてきました。そのたびに仕事

世事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容は多種多様でしたが、山梨県の現状、たとえば行政、復生事の内容はあります。

伊東 小林さん、軍政部による新聞の検閲がありましたか。 では何も言わず、友好的でした。 では何も言わず、友好的でしたが、軍政部の人たちは、新聞の報道についた。 では何も言わず、友好のでしたが、軍政部の人たちは、新聞の報道についてと では何も言わず、友好的でした。

アメリカの人は、

勝者と敗者などというような発想は全くなくて非

軍政部への自己主張はタブー

伊東 終戦当時、山梨日日新聞の編集責任者の立場におられた小林

さん。占領当時のご感想を……。

小林 私は戦前、戦後を通して山梨日日新聞の記者をしていましたのが奈良さんたちでした。

伊東 榎本さんも通訳をなされていたわけですね。

優本 私は終戦まで山梨英和で英語の教師をしていました。どうして、何を話したか少しも憶えていないんです。 それ でい行政に明るい非常に真面目なインテリが多かったです。 それ でいたのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に着任した方々は、大学の教授とかいのが当然です。最初に軍政部に表していません。そこで何年いたのかて、何を話したか少しも憶えていないんです。(笑い)

伊東 福島さんは、終戦直後、県渉外課長をお勤めになられておりいう記憶が今でも残っています。

決して威張らないし真剣でした。やはり日本人とは大部違うな、とう態度はほとんどなかったと思います。県内の学校へ案内しても、常にリベラルだという印象が強かったですね。人をバカにしたとい

ましたね。当時のご感想を……。

最近、 体を弱くしてから記憶のほうも衰えて皆様のご期待に

島 II; 福 曻

としては、占領軍に対しては、 苦しいですが、 自分の意見を言ってはい 添えるお話しができないのが心 い」ことにしていました。 いわゆる「サービスし過ぎず、 当時、 県の方針 け ts

した。

当でしょうか。 て、最初の段階では、 ○六軍政グループの東京軍政中隊に所属していたようですが、本 ものの本によりますと、米軍は昭和二○年九月に進駐してき 軍政部は山梨の場合、 川崎市に本部を置いた

ったんです。第八軍司令部は、たしか横浜にありました。 すから軍政部側とCICの間でしばしば意見が食い違い、 バーガー将軍ではなかったでしょうか。CICは軍政部とは全く関 しましたが、各県軍政部を統括した最高指揮官は第八軍のアイケル 米軍九七師団が最初に山梨に進駐してきたことはさっきも話 マッカーサー司令部の参謀第二 一部の直属機関でした。で 川崎に本 仲が悪か

伊東 ろかなあとおっしゃいましたが、 も軍政部が置かれたと思います。奈良さんは先ほど、二一年九月ご 昭 和二一年六月に入って各県に軍政チームが組まれて山梨に 発足したのはいつごろで しょう

部があったかどうか知りません。

奈良 たか憶えていないのです。 一一年の九月ごろと記憶していますが、 はっきり何月何日で

> 奈良 伊 あった旧県医師会館を借りて数人のアメリカの職員が残留して 東 そうです。 軍政部が引き揚げたのは昭和二四年ですね 軍政部が関東民事部となって、県民会館の北隣に

P だけで何も言わないで了承していただきました。この一米兵は大学 下さい。食べるものもろくにない時ですので、とてもご要望を叶え らえると腹を決めて、 長は返答に困っていました。そこで私は、実情を話せばわかっても 整えよ」と云われました。極度の食糧不足のころでしたので吉田室 渉外課長だったと思うんです。 榎本 かったと思います。 かでも甲府へ初期に来られた将校方にはリベラルなアメリカ人が多 か学生が多かったようです。実情をよく知らなかったようです。で の学生だったと憶えています。初めて日本に来た方々は大学教授と んですよ」と、実情を細かく説明しますと「オフコース」と言った ることはできません。私たちは、もう一年もお風呂に入っていない 々呼び出されました。ある日、米兵から「あすまでに昼食を百人分 ものわかりのいい方ばかりが多かったと思います。 そのころでしょうか。吉田三郎さん(元甲府市助役) 甲府の焼跡を眺めながら「この焼野原を見て 私は吉田さんの通訳として米軍に時 連合軍のな が

曾根 招かれてご馳走になりました。 す。その時は逆に、 けないのではないか……」と相談を受けて交渉したことが あり ま ました。野口市長から「軍政部の高官を招いてご馳走しなければ 野口市長が追放になる前でした。こちらでは軍関係の人を湯村 公職追放令が出たころから米軍関係とのおつき合いが 医師会館に野口市長をはじめおもだった幹部が あの時、 奈良先生もご一緒 でした

てご馳走になりました。なかったのですが、逆に「こちらでよんでやる」ということになっの昇仙閣にお招きするつもりで交渉に行きましたが、叱られこそし

山梨日日新聞の社長だったので。 がすべて戦争協力者として自動的に追放されたのです。野口さんはがすべて戦争協力者として自動的に追放されたのです。野口さんは小林 野口さんの追放は、発行部数二万部を超える日刊新聞の社長

小林 そうです。大政翼質会と新聞社の社長という二つの理由で追曾根 野口さんの場合は、大政翼質会の役員だったですね。

小林 そう言えば私も陳情書に署名しました。 曾根 野口さんの追放解除の陳情書の翻訳を私がしました。

放されたのです。

日に入社したばかりなので憶えています。 坂本 解除になったのは昭和二六年の暮れでした。ちょうど私が山

甲府進駐の一番乗りは米九七師団

生ではなかったですか……。 聴いていますが、その時、女性が通訳なされたそうですが、榎本先と市町村長を招集して着任のあいさつと軍政部の方針を話されたと坂本 一番先に着任した米軍の隊長が県議会議事堂に県の役職の方

坂本

榎本 さあ、記憶にありませんね。

たと思います。 かん できんが後任の市長になられてまもないころだった、今井茂右衛門さんが後任の市長になられてまもないころだった 昭和二一年の三月頃だったと思います。野口さんが追放にな

和六一年死去)がその辺の事情に詳しいと思います。軍政部のステ

市役所の秘書課長をしておられた飯田米太郎さん(昭

ます。飯田さんも英語はよくできた方でした。と甲府市との細かい内情を聴くのでしたら飯田さんが詳しいと思い

ッツソン隊長の通訳として県会議事堂に同行したはずです。軍政部

曾根 私が甲府市役所に入ったころの秘書課長は荻野三郎さんで、ます。飯田さんも英語はよくてきた方てした。

のくらいだったのか、何人ぐらいのスタッフで仕事をしていたので一二月に引き揚げたわけですが、その後の軍政部の要員、規模はど一二年の日の秋に玉幡飛行場に第八軍の戦闘部隊が駐留し、飯田さんは秘書係長でした。私は秘書課職員という立場でした。

しょうか……。

ったでしょうか。 隊長は中佐ぐらいで、その下の将校合わせて一○人ぐらいではなか際長、スタッフは少ないですよ。ここに写真を持ってきましたが、

の食糧など必要物資の補給を行う要員がいて、裏方のスタッフを加憶ではサージャン(軍曹)がいたように思います。軍人以外に宿舎曾根 下土官はいませんでしたか。警備専門のような……。私の記

えると倍以上の軍関係者がいたように思います。

米軍将校の住まいは舞鶴城跡ですか……。

曾根 医師会館の隣に住まい(コンセット)を建てましたね。うです。そこから県庁内の軍政部へかよって事務をしていました。奈良 はじめは医師会館でした。独身の将校の宿舎を兼ねていたよ

坂本 甲府でも米軍に接収された場所が県庁以外にありました奈良 お城の中にも三カ所ぐらい宿舎がありました。

城跡の中の宿舎にいました。長が甲府市役所の水道局庁舎を宿舎にしていました。将校はいまの長が甲府市役所の水道局庁舎を宿舎にしていました。将校はいまの宮根 湯村の常磐ホテル、舞鶴公園、若尾ビル、それにCICの隊坂本 甲府でも米軍に接収された場所が県庁以外にありましたね。

奈良 隊長はステッツソンさんでした。

小林 米軍の駐留軍がたくさんいたようですね。榎本先生が言われたようにスタッフのほとんどが学識者でした。対人関係も非常によたようにスタッフのほとんどが学識者でした。対人関係も非常によなりいましたよ。飲み屋で暴れているGI(米兵)を見かけたことなりいましたよ。飲み屋で暴れているGI(米兵)を見かけたことなりいました。飲み屋で暴れているGI(米兵)を見かけたことなりいました。対人関係も非常によれる場合となる。

曾根 そうです。城の中にコンセットが三つほど並んでいたとする

呼んでいましたね。

さないかで全員引き上げたのではないでしょうか。 ○年一一月二六日現在、山梨に進駐した米軍の大半は年を越すか越び三百人減っています。山梨に進駐した米軍の大半は年を越すか越人、それが一二月四日には一四一三人になっています。一○日ほど人、それが一二月四日には一四一三人になっています。一〇日ほどの年一月二六日現在、山梨県に駐留していた連合軍は一七一三齋藤 岩波新書の「GHQ」(竹前栄治著)を読みますと、昭和二

曾根 そうですね。九七師団の引き揚げは早かったと思います。

これは軍政部グループではなく、進駐軍ですね

きたと思います。九七師団は山梨県から福島県に移動しています。い上野原、大月といった中央線沿線には比較的早く進駐軍が入ってざまな米軍部隊が入っています。ですから横田基地や厚木基地と近節団です。それとは別に軍事基地としての北富士演習場には、さま會根 こう考えるべきだと思います。甲府周辺に進駐したのは九七

小林さんがさっき話された甲府駅の駅長室も米軍が接収していまし

R・T・Oという標識を掲げていて、そこには下士官がいまし

- ・・・・、・ た。鉄道輸送のレイルウェイ・トランスポーテイション・オフィス

く、玉幡あたりから来たようです。 小林 タバコを売りに駅にいたGIは、そこの奥にいた 人で は な

大きな箱に入った食糧品です。 品は、レーション(戦時食糧)といって飛行機から戦場に投下する品は、レーション(戦時食糧)といって飛行機から戦場に投下するとが積んであって大勢の人にご馳走した記憶があります。この食糧を収入されている。

齋藤 それで情報を得ていたのでしょうか……。

曾根 CICに限らず、そうした差別はなかったと思います。坂本 追放されている人、されていない人の関係は……。

伊東 通訳の方々の給料はどうでしたか……。

スに相当する手当が毎月五〇%つくんですよ。んですが、給料のほかにランゲージ・アローアンスといってボーナ曾根 私はここにおられる福島渉外課長から給料をいただいていた

本側が雇用し労務を提供するという身分です。いま沖繩県で米軍キ曾根 そうではありません。純然たる県職員ではありませんが、日軍の雇用というわけですか……。

ャンプに雇用されている条件と同じです。

小林 高級取りだったんですね。

曾根 当時はそうかもしれませんね。

伊東 通訳をしているとき、県民からいろいろ頼まれたと思います

苦情については口頭で軍政官に相談を持ちかけたこともいくどかあ処理するということはないんですが、大きな問題は別として県民のましたね。そのつど、翻訳して報告しました。軍政部でこれをどう奈良(そうですね。県民からいろいろな話を軍政部に持ち込んでき

NA 見 同じ日本人こして、あさましい感じがするものも あり ましり、隊長に助言したことがあります。たものもありましたが、真相を聴いたり、または判断して回答した値根 明らかに相手を陥し入れようとする情報や中傷の手紙といっ

奈良 同じ日本人にして、あさましい感じがするものも あり まし

教育と体育振興に貢献した米人

保坂 終戦直後のことです。県警の通訳を頼まれて特高課の人と一件坂 終戦直後のことです。県警の通訳を頼まれて特高課の人と一度を署を占拠しているというので出かけて行ったわけです。アメリカル・ディビジョンというというので出かけて行ったわけです。アメリカル・ディビジョンという米軍が大格に大角へ行きました。アメリカル・ディビジョンという米軍が大保坂 終戦直後のことです。県警の通訳を頼まれて特高課の人と一

それから甲府のほうへ進駐軍が来るようになりました。

私が通訳と

す。 せてした。最初に接触した軍政官はジャッジさんという人でした。 当でした。最初に接触した軍政官はジャッジさんという人でした。 から八月まででした。旧図書館には一○人ほどの翻訳家が仕事をした。 でいました。ジャッジさんは新聞報道の責任者でした。それが昭和二三年の三月がすッジさんの部屋には、日本の文献や物語を収集していていました。 ジャッジさんの部屋には、日本で集めた本がぎっしりありました。 単府市内でも古本屋に立ち寄っては必要な文献を集めていたようです。

学などから生徒を集め彼らに会議を実現させ、それを父兄にみても 舎に帰ってから教育庁に回す書類をタイプするという風でした。 四九条につき懇切な説明をし、活発な質疑応答が行なわれました。 の教育委員会の組織の問題に積極的な意見を述べられた方です。新 方の通訳になりました。ワースさんは、小・中学校の統合とか新 ジャッジさんのあと教育の面で八月からリチャード・ワースとい らうPTAスクールを開き、それぞれがモデルになって会議の進め いて甲府市の穴切町にあった私立の実科女学校に甲府中学や韮崎中 ついては新しい考え方をふきこみました。 るのは図書館とPTAである」と言って特に、 でいるので教育のことに口をはさむ余地がないが、 スさんは実に働き者で当時はジープで台風も構わず飛び回 ワースさんは県教委の組織づくりに非常に貢献した方ですね。 あるいはジャッジさんは新聞記者の経験がある方だと思います。 ースさんとは今でも文通していますが、「日本の教育は非常に進ん い教育委員会の法、特に教育委員会と教育長の権限の限界、 PTAの組織づくりにつ 図書館のサービスに 日本で欠けてい り、 同法 ワート 5

有泉 ワースさんは教育改革の面でかなり積極的に注文をつけたわ方や運営についての講習をしたこともあります。

す。この方は体育の先生で京都から赴任して来られた方です。かなを持っていてそれに書き込みました。文部省通達という形で教育委と組織、六・三・三制が進められていました。ワースさん自身、員会組織、六・三・三制が進められていました。ワースさん自身、

保坂 日本のスポーツの場合は、クラス単位が多かったですね。そ有泉 具体的にどんなことをやらせたのですか……。

り強く指導されました。

(普通の体操ではなくて)同時に指導するというものでした。「能でしたが、グレゴリーさんの指導は、数クラスをスポーツを通してして先生が「ピッピッ」と笛を吹いて歩調をとるといった体育指導

す。

率的」な体育指導法でした。

に自分の意見を押しつけるようなことはしませんでした。りたくないところはとるな」という考え方でしたので決して強制的りたくないところはとるな」という考え方でしたので決して強制的で私の意見はあくまでもアドバイス。とりたいところを取って、ととりました。「テイク・イット・オア・リーブ・イット」つまり、学で教育を専攻、最近ジョージ・タウン大学からドクターの学位をワースさんはグレゴリーさんとは対照的でした。彼はコロンビア大

うところが興味深いですね。 したのでしょうが、かなり個人によってとらえ方が違っていたとい伊東 基本的なところは上からの命令があってアメリカ方式を断行

教育担当官がやって来て、教育関係者との対話の窓口になって、周認められていたようです。大まかなところはフォックスさんというていたようです。山梨県には山梨県の方式でやる、という独自性を保坂 そうですね。それぞれの地方の特色を生かした教育をめざし

いたと思いますが……。 坂本 昭和二三年四月の新制高校発足まで戦時中の教科書を使って期的にチェックしていました。

がサインした英語の教科書を代用にして英語を教えたこともありまいた時に「この教科書を使いなさい」と軍政部のスターマンスさんしてしまいました。ところが英語の教科書がないわけです。困って戦時中のものばかりでした。戦争に関連した部分は、墨で塗りつぶ、祭良 甲府一高を甲府中学といっていた時代です。教科書は全部、

ポイントを置いて報告していたのでしょうか……。す。軍政部は、どういう点に関心を持ち、山梨県のどんなところにに送っていたことが国会図書館の占領当時の資料を見てもわかりまに送っていたことが国会図書館の占領当時の資料を見てもわかりま

争中に比島のバターン半島で行った〃死の行進〃という捕虜ぎゃく すね」と言ったら「あなた戦争というものはそんなものだよ。当り 待の事件がありましたね。「日本人はあんなことをよくしたもんで 食べる物もない日本がよく戦ったなぁと思いましたね。日本軍が戦 ろな世界観を教わりました。私自身も、 っておられました。ジャッジさんと対話して、知らなかったいろい すとアメリカなどに抑留されている日本人、日系人から聴いたと言 いまして「これはどういう所でお調べになったのですか」と尋ねま 物資があり余っている国と



です。そしてドイッ人と日本の 前じゃあないですか」と言うん ておられました。アウシュビッ 持たれての分析の上で仕事をし と日本人の違いなど深い学識を 国情と性格の違い、アメリカ人

民を徹底的に悩ませたかというような話もしてもらいました。 糧の確保に努力していますね。 食糧事情を少しでもよくしようと軍政部の人たちが必死になって食 軍政部のレポートを読んで感動したのですが、 深刻な県内の

ツの事、

その他ドイツが占領したポーランドなどでどの様にその

玉

ね。

ど環境保全と県民の健康に貢献したことも忘れてはならないと思い 伝染病予防対策や地方病の根元となっている宮入貝の撲滅な

山梨は東日本軍政部のベスト5

山梨軍政部から本部へ膨大な資料が送られていますが、

それ

伊東

島さんこの辺はどうでしょうか を翻訳して軍政部の高官がいちいち目を通されたと思いますが、 福

でレポートが出されていたんじゃないかない わかりませんね。私たちよりずっと上の県の人たちとの交渉

伊東

奈良先生はご存知ないですか……。

奈良 誇りに思っていいんだよ」と言っていました。東日本軍政部の中で 話してくれました。そして「君たちはそこに参加しているのだから 梨軍政部は最も成績がよかった行政機関だ、とステッツソン隊長が しょうか。県庁の書類を県人が翻訳して出したものではありません 政部の将校が書き、 はベスト5の中に入るということを話していました。レポートは軍 うになっていたと思います。

私の聴いたところでは、 軍政部の係の将校がみんなで相談して隊長がサインを出すよ 隊長が読んでサインして出されたのではないで 東の方では山

伊東 ツソン中佐ですね。その次は……。 軍政部の隊長の一番先がネッスラーさんで、その次はステッ

奈良 それで終りです。ステッツソン中佐は割合長く勤めてい

官ブルーワ中佐とありますが……。 前の「甲府市史」の中に昭和一 二〇年一二月、 米軍の初代軍政

奈良 とに来た人です。ブルーワさんは、 ブルーワという方がネッスラーさんです。軍政部ができたあ 軍政官ではなく、 玉幡にいた九

ますね。 荻原 この人の名前が年表に載っていますが、 調べ直す必要があり

抵抗が強かった農地解放と米の供出

量をめぐって殴り合いをしたほどでした。 場対と米の供出です。CICの仕事ではありませんが、その間の情解放と米の供出です。CICの仕事ではありませんが、その間の情況はよくつかんでいました。農地解放は地主側の厳しい抵抗です。果知事あてに米の供出割当量が押しつけられ、それを各市町村に割りふるわけですが、深刻な食糧難時代でしたから各市町村長は割当県知事あてに米の供出を当まが押しつけられ、それを各市町村に割りふるわけですが、深刻な食糧難にありませんが、その間の情額はよりですが、深刻な食糧難になってみて、一番抵抗感が強かったのは農地

セント供出できるかを聴き歩いたこともありました。 年政部の依頼で各郡の県の出先の地方事務所を回って何パー

伊東 そういう場合には軍政部が自ら指導したのでしょうか。いました。

坂本 強権発動というのがありましたね。あれは軍政部がタッチし任事。これは東政部がタッチし

曾根 全部そうでしょうね。ていたのでしょうか……。

島袋 具体的にはどんな形でやりましたか……。

った点です。しかし、当時は、そんなことを言って抵抗すれば警察いた小地主の農地を混同して、一律に農地解放の綱をかぶせてしまくです。加賀百万石のような封建時代の大名と山梨県の小村の地ようです。加賀百万石のような封建時代の大名と山梨県の小村の地た二、三の地主を知っています。米軍は地主に対する誤解もあった曾根 本格的に抵抗すれば、警察に連行されましたよ。私も抵抗し曾根 本格的に抵抗すれば、警察に連行されましたよ。私も抵抗し

れ、反米、反動分子の取り締りが強化されてきました。 という医・ので、いまになって反省する部分が大きいのではないでしょうが、占領軍は鎮圧部隊を動員するのを避けて、本国から食糧を送りが、占領軍は鎮圧部隊を動員するのを避けて、本国から食糧を送りが、占領軍は鎮圧部隊を動員するのを避けて、本国から食糧を送りが、占領軍は鎮圧部隊を動員するのを避けて、本国から食糧を送りが、占領軍は鎮圧部隊を動員するのを避けて、本国から食糧を送りが、人権を関するという民主主義という至上命令があまりに勇み足だに三、四日ぶち込まれました。軍国主義につながる封建制度、人権に三、四日ぶち込まれました。軍国主義につながる封建制度、人権に三、四日ぶち込まれました。

えます。 ったことをみても、軍政部とCICは政治的にも仲が悪かったと言ったことをみても、軍政部とCICは政治的にも仲が悪かったと言江知事を推し、CICは天野さんを推すといったおかしな状況があ

だよ。 開票場へ顔を出して開票結果を真剣にメモしていたことを思い出し 開票場、類を出して開票結果を真剣にメモしていたことを思い出し 奈良 米軍は地方の選挙に関心が強かったですね。軍政部の将校が

高木 選挙に関するCICの関心はいかがでしたか……。 で自殺したE・H・ノーマンさんの苦悩がよくわかります。 で自殺したE・H・ノーマンさんの苦悩がよくわかります。 マリンボスの柱の蔭に」(中園英助著)を読んだのと一致します。マ東本 先生方からお話しを聴いて、毎日新聞社から出版された「オ

いう機会はなかったのでしょうか 米軍が直接、 甲府市内などに住んでいる人たちと接触すると

高木 縦の系列の崩壊をはかっているようです。大政冀賛会の末端の組織 曾根 ましたが、CICは町内会の組織に対してどうだった ので しょ う 々と直接交際して的確な情報を把握することに努力していました。 軍政部のレポートをみますと、かなり克明に調査して戦時中の 政治家、 CICの場合は、ずい分ありましたよ。まず警察関係者です 本市の町内会は昭和二二年四月、 労組の関係者、 新聞記者、 県職員など県内の各層の方 GHQの命令で廃止にされ

高木 そうですね。 現実には自治会という形で復活させていますね。 CICは町内会組織に、あまり関心はなかったと記憶してい 四年後にはほとんどの地域で名称を変えて

として危険視していたんですね。

町内会の起源は、 江戸時代の五人組制度が基礎になっていま

ならないのか……。

小林

再生しています。

は軍政部も心得ていて、名称を変えただけで終ったようですね。 小林 静氏

罪をかぶるという連帯組 すね。一人が罪を犯すと五人が 組織になっていますが、その辺 などでも欠かせない行政の下部 は器用で、今も自治会は甲府市 日本人は組織をつくること で

伊東 方的な見解で廃止したのでしょうね。 CICの組織上の人員配置はどうだったでしょうか 政の側でも存続を要望したはずですが、それは米軍側の一

> 曾根 その外に二世軍人が、二、三人、あとアメリカ人でした。 中佐クラスが隊長で、その他はオペレーション・オフィサー 一番多かったときで一〇人ぐらいでした。そのときは少佐か

齋藤 では複写した書類を残さなかったのですか……。 労務調達関係のものがちょっと残っているだけなんです。当時、 県庁の公文書の在庫を調べたかぎりでは軍政部関係の書類は 県

福島 政部関係の書類は状況説明がおもなので必要と認めず、あとで廃棄 初に手掛けた職員は持っていたと思いますが、 したものかも知れません。 当時、 秘密事項でないかぎり、写しはあったと思います。最 公文書と言っても軍

曾根 県の重要書類として残すべきものは残しているはずですが したら、その書類が戻ってくる可能性があるということになるのか すぎた問題については文部省に聴け、 齋藤 県の保存文書に軍政部関係の書類がないということですね。 県に保存していなくても、たとえば山梨県の教育問題で大き と言います。文部省にあると

高木 れに関する文書は市にも何も残っていないのです。 スなどでは各市町村へ協力要請とかをしていると思うのですが、そ 殊物件の保管および処理に関する事項です。進駐軍に対するサー 事を二つ挙げています。一つは進駐軍に関すること。もら一つは特 昭和二四年三月の県の事務分掌でみると渉外課でしている仕

福島 と思います。 書は別として私たちは積極的に進駐軍関係の文書を保存しなかった いませんでした。文書保存についても上層部で保存命令を出した文 具体的には事務的な協力だけでこれといったサービスはして 一般文書と同じようにある期間保存しておいて持って

たのではないでしょうか……。

損害補償事務吉田出張所というのが出てきますが、それは現在で言 齋藤 関連していますが、 県の二五年の総務部渉外課の文書の中に

福島 主として北富士演習場の関係ではないでしょうか

うと……。

しておられました。 先生は、 ことを憶えています。 今も文通しておられるようです。 政部当時、 教育に関係していたバンスターバンさんと保坂 いつも私にも「書類は残しておけ」といわれた 保坂先生からバンスターバンさんに手紙で聴 彼は記録を非常に大事に

の教育に関する詳しい研究を発表する準備をしております。 アメリカ政府直属の占領史の専門家です。 近く山梨進駐当時 くこともできます。

伊東 県渉外課の特殊物件とは何でしょう。

福島 なく、 軍政部の調査内容の中にはさっきお話したように行政監視だけでは 県民の生活状況、 隠匿物資、 軍需物資の摘発などのことを取扱っていました。 追放者の動向など多岐にわたるも 0) で

ないでしょうね。 戦時中の武器の回収があったと思いますが、 県庁の書類には

たね。 小林 については県に処分を依頼しました。 管埋責任がありました。 IH 刀剣を含めて武器を持っている人は申告する義務がありまし 日 1本軍 の軍需物資については、 武器の場合は米軍が回収し、 私の記憶では随分、 米軍の指令に基づき、 その他のも 軍の隠匿 県に 0

物資があって、

その摘発に軍政部は大きな仕事をしていました。

も大変な量でした。 九七師団で摘発した山の中のホラ穴に隠されていたガソリン

曾根 奈良先生、牛皮がすごくありましたね

伊東 奈良 旧六三部隊とか玉幡飛行場など隠匿物資のありそうな所を情 軍政部の日報の中に武器の押収記録があります。 ええ、それをチェックして歩いたのを憶えています。

曾根

それでも摘発する前にごっそり盗まれて空っぽだったという場面 報に基づいて片っ端から捜索しましたね。

随分ありました。

町 奈良 村に払い下げたこともありました。 旧陸軍の軍用トラックを数十台押収 して甲府城内に並べ て市

先走った県の慰安施設

伊東 小林 造ったという話を聴きました。 進駐軍専用の慰安施設を玉幡飛行場の近くにバラック建てで 進駐軍に対しての慰安施設はどうだったんでしょう……。

て進駐軍の生理的な処理をさせようとしたのです。 動 殊慰安施設協会というのを創立しました。初代の会長は当時日産自 の竜王町の榎と甲府の穴切の遊郭に進駐軍専用の施設をつくり、 造る必要がある、として一多分、警察の中央指令でしょうな、いま 騒ぎの状況でした。そこで婦女子の防波提になる慰安施設を早急に 見ると暴行、その極に達するだろうというので娘を山へ隠すなど大 曾根 予の平 アメリカ軍が来るというのは、 原正嘉さんでした。 それに、 警察の保安関係の 野獣のように思われ婦女子を

それを米軍は、 非常に快く思っていなかったですね。先走って慰安

た。 に建てた二階建てのバラックの施設をすぐ取り壊してし まい まし、施設をつくったはいいが、厳重な衛生検査をやったりして結局は榎

慰安婦の募集を始めたんですね。 をかぶってハイヒールを履いた若い女性がお寺のほうから来て、広をかぶってハイヒールを履いた若い女性がお寺のほうから来て、広求む」と書いた募集広告が貼ってあって、真っ白い服に大きな帽子球む」と書いた募集広告が貼ってあって、真っ白い服に大きな帽子

かったでしょうね。 伊東 そのころ進駐軍の暴行事件とか窃盗、強盗といった事件は多小林 県全体から言えば北富士演習場周辺がすごかったですね。

小林 さっきも言ったように飲み屋で暴れるなど、実際にあったと小林 さっきも言ったように飲み屋で暴れるなど、実際にあったと

境川事件、二七年の増穂町警襲撃事件など左翼弾圧に伴う大事件が坂本 戦後、非合法な左翼の大衆運動が盛んでした。昭和二四年のPなどの治安維持に頼っていた時代でした。

伊東 昭和二〇年九月一八日、プレスコードができて新聞の発行停

県内各地で起きました。

には、山日も二回ぐらい発行停止処分を受けましたが……。小林(いや、なかったですね。自由民権運動が高まった明治止が起きましたが、県内にはなかったでしょうか。

初期

伊東 では最後に曾根先生、ひと言……。

です。先ほど榎本先生がおっしゃったリベラルなグループ、つまり曾根 考えてみると米占領軍の中に二つの大きな流れがあったわけ

日本実験派ですよ。

アメリカン



曾根康夫氏

リカ国内でできない政策を日本・デモクラシーの実践を、アメ

曾 極めて真摯な気持ちで実施しよ根 の占領地でやってみようという

思います。しかし、日本人にとって米軍に占領されたお陰で、 占領政策は、ある意味では非常に矛盾に満ちた要素を持ってお 合って民主化へ脱皮していったと思います。 G の集中力排除政策、 たラジカルな面があるわけですよ。農地解放もその一つだし、一連 でできなかった農地解放、 がって、占領政策は日本とアメリカがいろいろの政策面でぶつかり のです。これは、むしろ反共、保守的な動きをとったのです。 自治の樹立など数えきれないほどの恩恵を浴したと思います。 いま四〇年を振り返ってみて、よかった面と悪かった面があったと つのグループの動きが、米ソ対立の激化を背景にあらわれてきた HQによる軍国主義、封建制度の撤廃といったこととは別にもら 教育制度の改革もその通りなんです。つまりは 男女平等と婦人参政権、 教育制度、 今ま n

日本の民主化という政策を打ち出し

たちが総司令部の要職につき、

す。日本の立場から見直すべきものは率直に見直す時期だと思います。日本の立場から見直すべきものは率直に見直す時期だと思いまその反省の上に立たされ、行革や教育改革などが進められて いま

> 府市史・近現代編」に掲戴することにした。 て、特に必要と認める甲府市関係のレポートを抽出して翻訳、「甲されている軍政部資料の中から山梨軍政部関係の資料を 取 り 寄 せ

を感じた。 といいに関連していた方々の発言は、すべて耳新しく、新鮮な響き訳などを担当していた方々の発言は、すべて耳新しく、新鮮な響きた。タブーとされた米軍の占領政策の核心に触れる当時、通訳、翻を招いての座談会は、全国でも類例のないユニークな内 容 で あっを招いての座談会は、全国でも類例のないユニークな内 容 で あった おいに関連して軍政部、CICなどと深く関わっておられた方々

行き届いていったのである。 な早さで施行され、それがまた見事に地方のすみずみまで洩れなくな早さで施行され、それがまた見事に地方のすみずみまで洩れて電撃的デモクラシーが占領政策の第一のプログラムに組み込まれて電撃的軍国の全体主義から一転して"個"の自由を謳歌するアメリカン

GHQのタテの線と同時に曾根発言の独創的な個人の実験派の志とができた。

明に役立てる生きた資料にしなければならない。

また、山梨軍政部やCICに配属された将校たちは、貧困と失意
明に役立てる生きた資料にしなければならない。

現立、山梨軍政部やCICに配属された将校たちは、貧困と失意
明に役立てる生きた資料にしなければならない。

記録・編集担当 坂 本 徳 一)

まとい

の一ページを飾って終止符を打った。 の一ページを飾って終止符を打った。 の一ページを飾って終止符を打った。 の一ページを飾って終止符を打った。 の一ページを飾って終止符を打った。 の一ページを飾って終止符を打った。 の一ページを飾って終止符を打った。 の一ページを飾って終止符を打った。

明らかになった。マイクロフィルムに収録され、国会図書館に収納以来、ヴェールにつつまれていた占領下の行政、経済などの実態がな資料の大半は、米政府から公開文書として日本政府に移管されてな資料の大半は、米政府から公開文書として日本政府に移管されて方史研究の中でも"空白の時代"を過してきた。軍政部当時の膨大野の主導権をにぎっていた米軍の占領政策は、資料がないままに地野の主導権をにぎっていた米軍の占領政策は、資料がないままに地

明治中期における甲府の学校沿革史

清 水 小 太 郎

館が元三日町横山良敬宅(私塾玉泉院)に設置された。 年四月、遠光寺学校が稲門村遠光寺内法泉坊に、同年一〇月、 からそれが頒布された。甲府では同年一〇月、振徳館が若松町信立 一一月、飯田学校が飯田村新町(今の寿町)山田弘道宅に、明治六 明治五年八月二日、太政官から「学制」が発布され、翌日文部省 善誘館が横近習町神明社に設置された。それにつづいて同年 本立

月相生学校が独立して二分したが同じ梁木学区に属していた。善誘 の前身)は七年一月、古府中昌永の要法寺を増築してこれに移り、 に新設され、いずれも藤村式建築であった。本立館(新紺屋小学校 館も同じ月日に琢美学校(琢美・富士川小学校の前身)として工町 本堂に移り、一一年に新築移転して稲門学校と称した。 して飯沼学校と称した。遠光寺学校(湯田小学校の前身) 小学校の前身)はその後、正宝院・光雲寺と移り、七年に新築移転 一五年に現在地に新築移転して府中学校と称した。飯田学校(穴切 振徳館は明治七年二月、梁木学校として柳町に新設され、九年七 は千松院

小学甲府学校について

生・里垣・高橋・今井・小瀬・稲門・貢川・飯沼・古府 府地域は第四三番中学区第一組合小学に属し、深木・琢美・相 川田の一

> 仝 仝

士本 族県

波多

逸雄

一校で、学区取締は河野義高であった。

本校を琢美においた。 の年九月二二日、琢美・梁木・相生三校が併合して甲府学校と称し 明治一二年九月「学制」が廃止されて「教育令」が施行され、こ

二か年(四級~一級)となった。明治一七年の統計によると県下の 等科三か年(六級~一級)、中等科三か年(六級~一級)、高等科 小学八級から一級まで四か年であったが、明治一四年の教則で、初 三分の二は六か年課程で、八か年課程の学校は三分の一弱で、 「学制」の小学教則では下等小学八級から一級まで四か年、

年課程の小規模学校もあった。

第一 校誥 註 誥は、 さとす、 いましめの意

このとき小学甲府学校の職員は次のようであった。

校長 訓導 平本 民県 士本族県 権太 小倉 敏行 政 仝 教 員

仝 士本 族県

平井

子徳

田 中 安吉

授業生 仝 平本 民県 士山形県 **詑間秋次郎** 中村安太郎

古屋小十郎

試業について

2	仝	授業生	雇教員	訓導	第二坛	仝	仝	仝	仝	授業生	
本県	平本 民県	士本 族県	士本 族県	平本 民県	校誥	平本 民県	士本 族県	仝	소	平本 民県	
采尺多欠 耶	三井	飯河	坂本	小野小三郎		柘植軍	三宅藤兵衛	深沢	郷武次	糸賀喜太郎	
B	勇	盛行	登 授			次	命	実功 仝	節	館全	
	平東		授業玄雇	訓導士本				仝		一 全	
	平東京都	全小	平本民県小	族県郡			士東京都 三	小	士 族 県 岩	書	
	小尾鶴太郎	幡和一郎	宮山醇蔵	司 鳞造			三谷 辰夫	小川熊太郎	留 亀松	青山与三郎	

試は 毎学期末に行い、 その及 第者には一級昇進の卒業証書を 授与 期小試は毎月末に行い、その優劣によって座席を進退した。定期大 はつねに試験を意識した詰め込み教授にならざるを得なかった。定 の監督下で実施され、その成績は教員の評価にまでかかわり、教師 れていた。その問題作成も試験の実施も、行政官属や師範学校教員 学制以来就学奨励とうらはらに厳格な試験による進級制度が行わ 高等科一級及第者には小学全科卒業の証書を授与した。

あった。 員であった。そして一等賞には知事より金色賞牌、成績優秀者には は五人に一人、中等科四級より一級までは四人に一人、高等科は全 判定スルモノトス」とするもので、初等科一級より中等科五級まで 褒状が授与された。明治一五年の小学甲府学校の試験は次のようで 「各小学校優等ノ生徒ヲ選抜シ毎聯合学区会同試験シテ其ノ優劣ヲ

さらに明治一六年八月には「奨励試験法」を制定した。 これ は

等属白石修太郎、 三月九日、小学全科卒業試験ヲ執行ス、臨視セラルモノ学務課七 同御用掛田原綱記、 本郡書記小林董 一(註、 甲府は

西山梨郡に属す)ノ三氏ニシテ卒業生ノ姓名ハ別表ノ如シ。 ノ員数ハ別表ノ如シ、 六月廿六日ヨリ廿九日マテ四日間前期試験ヲ執行シ昇級セシ生徒 本郡書記河野美高及ビ試験委員馬場寧原、 臨視官ハ学務課十等属齋土齋、 誉田義英 ノ 五 同御用掛高田 氏ナ

県二等属北川盛登及本郡長八代駒雄ノ両氏ナリ。 七月廿四 十二月廿一日ヨリ廿六日マテ六日間後期試験ヲ執行ス、 E 安場元老院議官学校ヲ巡視セラル、 隨行スルモノ本 臨視官

-- 56 --

古谷藤右衛門

日向

布能太郎右衛門 事 学務委員 務係

良方

平本 民県

窪田

敬

佐野

雨宮

五味

よし

胤子

平本 平本 民県 民県

錦

雇教員

権太

士本 族県

平民 沒近多沙良

第三校誥

仝

教雇 裁縫

事務係

仝 平本 民県

学務委員 平民

소

平本 士本 民県 族県

平井 奥田

> 里 孝

深沢

教屋 裁縫

なみ

学務課ョリ六等属赤星朝隆、 本郡長八代駒雄、 幸田熊次郎、 同郡書記河野美高及ヒ試験委員馬場寧原、守 内田吉五郎、 同遠藤宗義ノ両氏、 中村龍明、鈴木淡平ノ六 徽典館ヨリハ中川

治十五年前期試験及第人員表

合六五計級組	四三数級級	三 一級 級	級学	別区
四一〇〇九九 九 カラ	·) 八七 (七〇	四三九九	男	初
三四七十 九八四	三五	四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	女	等
八一八八七〇八七〇		九八二三	計	科
一 一五 〇 一 七	<u>-</u> 一一	四〇	男	中
九三三		一 二 六	女	等
二八五八五十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	i — —	一 六 六	計	科
Ł	七〇	00	男	高
0	00	00	女	等
七	七〇	00	計	科

明治十五年後期試験及第人員表

合六五計級系	至四三级級級	二一級級	級学	別区	月子一
四一〇万五三	七三七	六四四	男	初	立金を其言題フタノリラ
三五元	九二四三六	四三四七	女	等	大言は題フ
七九六〇	一 五 五 五 六 七	一〇八	計	科	255 / July
九二三六七(三 三 三 五	<u>-</u> -	男	中	N/D
九三	三二 三	〇六	女	等	
一 九五 四七	六四九〇八	三八	計	科	
七	0七	00	男	高	
	-0	00	女	等	
八	一七	00	計	科	

屋道ノ両氏ナリ、 其ノ昇級生徒ノ員数ハ別表ノ如

タルヲ以テ斯ニ之ヲ記ス。 校ニ於テ諭示セラルヘキ筈ノ所時間ノ関係ヨリ旅寓ニテ諭示セラレ サルベカラザル所以ト併セテ職員ノ服膺スヘキ件々ヲ諭セラル、学 宅ニ於テ本校訓導以上並ニ学務委員ヲ召集セラレ道徳教育ヲ振起セ 六月十四日ヨリ同廿一日マデ都合七日間、 明治十六年三月二十日午後、江木文部省書記官旅寓、 前期大試験ヲ執行ス、 飯沼村河野

験委員馬場寧原ノ三氏ト権太政ナリ、其ノ成績表ハ別表ニアリ

十月十九日、太政官御用掛草野宜隆、奨励試験ヲ来観ス。

検定ノタメ出張セラルムモノ学務委員富田精、

郡書記河野美高、

我ガ第一校ヲ以テ該試験場ニ充ラル、受験生員ハ二百廿有余名ニシ 十月十九日、 廿日ノ両日ヲ以テ西山梨郡第一回奨励試験行ハル、

典館教員中澤謙ノ九氏ナリ、 テ臨官ハ内田書記官、学務課員遠藤六等属、白石六等属、齋土十等 蓋シ一等賞状並ニ金色賞牌ヲ得タル者ハ本校生ニ限レルハ真ニ面目 徒ノ勤勉力ヲ喚起セラルゝ豈、 浅々ニアラサルヲ信スル ナ リ …… ノ多キニ至ルハ誠ニ面目ノ至リナリ、実ニ此ノ試験タルヤ教員及生 本校生徒ノ賞状ヲ得タル数ハ賞与ノ件欵ニ記シタルカ如ク四十八名 「男三人各一等賞並ニ金色賞牌ヲ拝受シ、女一人賞ヲ交付セラル、 林等外出仕、 富田御用掛、 而シテ本郡該掛員ハ権太政申付ラル、 郡長八代駒雄、 郡書記河野美高、徽

十二月十一日ヨリ廿二日マテ都合十一日間後期大試験ヲ執行ス、 河野郡書記、 小書記官內田君、 試験委員恒岡創、 学務課員遠藤六等属、 権太政検定ヲ下セリ、其ノ成 白石六等属、八代

中等科科	小学甲府学校 校長 権太政の受験生は次のようであった。	明治十八年三月、西山梨郡第一学区の卒業試験が行われたが、そキモノトス	第六条 賞牌ノ栄誉ハ其ノ受領スル者ニ限リ、其他ニアリテハ効ナーク特別ノ席ニ着クヘシ	賞牌ヲ珮フル	かい、 一般の では、 一般の では、 一般の では、 一般の	賞卑へ平常曼ニ風フレモハニアラス、した兄子、『日、終身之ヲ藏存スヘシ 『	第三条(賞牌ヲ乏レ、斧質・浸色舎、スレ所トリ、女ニもノ賞犬トシム、此ノトキ長官其ノ生徒ノ姓名ヲ呼ヒ賞状ヲ読ミ賞牌ヲ授ク	場合ニ於テハ学務官起テ其ノ生徒ヲ迎ヘ長官ノ机前ニ正立敬礼セ第二条(賞牌ハ該校ニ於テ長官(或は次官)ヨリ之ヲ授与ス、此ノ	第一条 賞牌ハ奨励試験ニ於テ小学学科最優等ノ者ニ之ヲ授与ス(付) 小学学科賞牌授与条例	績別表ニ載ス (別表略)
域及び位置」を指定した。甲府地域の尋常小学校・高等小学でを公布した。この小学校令は小学校の種類を尋常小学校・学校の二種とし、修業年限はともに四か年、計八か年とした学校の二種とし、修業年限はともに四か年、計八か年とした学校の二種とし、修業年限はともに四か年、計八か年とした学校の二種とし、修業年限はともに知って、	初等科 男 六帯那学校	初等科 男 七宮塚学校	初等科 男 四城南学校	初等科 男 七	初等科 男一二小瀬学校	初等科 男 八川田学校	初等科 男一三里垣学校	初等科 男 四	初等科 男一三小学府中学校	初等科 男 八
府市尋常小学社の四月、文部大阪のこの小学校の日、山梨県、山梨県、	<i>/</i> \	女	女	女ナシ	女ナシ	女ナシ	一 女ナシ	女	女二二	女三
府市尋常小学校の設置について四日、山梨県は小学校令に小学校の種類を尋い、修業年限はともに四か年、計八四月、文部大臣森有礼は小学校の種類を尋応月、文部大臣森有礼は小学校の種類を尋応月、		六	三中等科	・中等科	・中等科	中等科	中等科	中等科	中等科	一中等科
常・一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、			男	男	男	男	男	男	男	男
学校がを要			四	_		五	Ŧī.	=	四	
とした。甲府地域の尋常小学校・高等小学校の設山梨県は小学校令にもとづいて「小学校設置区小学校令は小学校の種類を尋常小学校・高等小文部大臣森有礼は小学校令・中学校令等諸学校文部大臣森有礼は小学校令・中学校令等諸学校				女ナシ	女ナッ	女ナシ	女ナシ	女ナシ	女ナシ	女ナシ

置区域及び位置 は別表のようである。

るが、 代駒雄から山梨県知事山崎直胤に提出され、 徒寄宿舎規則の認可禀申が、 府市におかれた。 高等小学校は、 紙面の都合で省略する。 この小学校全区域を含む西山梨郡高等小学校が その西山梨郡高等小学校規則並職員処務規程及生 明治二一年三月二七日、 四月四日認可されてい 西山梨郡長八

飯沼· 府市は、 ことについて関係町村は次のような猶予願を出している。 区域及び位置」の改正が行われ、 二二年六月二二日、 稲門五校合併して、 甲府尋常小学校 市制町村制実施にともない「山梨県小学校設 (琢美第一教場、 甲府尋常小学校となることになった。 同年七月一日市制を施行した甲 相生第二教場)と府中

小学校合併実施猶予願 (別表)

能泉村 清田村 稲門村 相川 住吉村・山 大宮村·千 垣村 沼村 府中 尋常小学校設置区 組町 · 塩部 国里村 甲 塚村·千 運村 「城村 村 • 朝 代 井 域 村 村 甲 竹日 里垣 稲門村 飯沼村 府 相川 清田 新組屋町 設 山城村小瀬組 (超美第 I向組 村 村 村 置 位 一教教 場場 置 川村 程内 田 分 朝井村 校 位. 平帯 瀬那 置 組組

飯

里

, 長 内 田 吉邦

元甲府上府 中総長

長 深沢 嘉猷

戸 長

正木

屋 直 元甲

·府飯沼

村

元稲門村

戸

長

井寿太郎

夫々変更ノ方法相立可申ノ処、 本年県令第四拾九号ヲ以テ尋常小学校区域及位置改正 拙者共旧管轄内ノ小学校ハ相生町ヲ本校トシ他ヲ分教場トナシ、 従来各町村ノ経費ヲ異ニ致シ居候儀 相 成候ニ

変更ヲ来スノ憂ヒ可有之思惟セラレ候間当分ノ内従前ノ通リ執行 一付、 経費ハ支払ノ残余ヲ以テ操替置キ毫モ差閊無之様取計可申候間御許 議員ニ諮詢致居候余日無之、 際ニ当リ以上変更ノ方法等拙者共ニ於テ協議ヲ尽シ、 ザル儀ニ有之、然ルニ当市役所ノ開庁期ニ最早近キニ可有之、 改正方等ノ儀ハ市役所開庁後実施相成候様致度、 此ノ際授業料徴収法又ハ教場ノ整理方等悉ク一変セサル 加フルニ新選市吏員ノ見込ニ依テハ亦 最モ其ノ間 又く旧町村会 此ノ ヲ得

容被成下度此段願上候也 明治廿二年七月廿二日

Ш こうしてしばらく延期準備して、 梨県知事 中島錫胤殿

二三年

月

五日

から

新し

い

甲

テ 基 府市尋常小学校が発足することになった。 本市尋常小学校及各教場名称位置取調御届客年 其校舎ハ本市尋常小学校ノ教場ト為シ、 更ニ甲府市尋常小学校ヲ設置シ本月十五日 市内元町内ニ設置セル従前ノ各尋常小学校 其ノ名称位置共左 県令第四十 ハ同日 ヨリ致実施候ニ 限 IJ 九号 相 通 廃 付

IJ 相定候間此段御届候也

明治廿三年一月十日

甲 府市長 若尾逸平

相 甲府市尋常小学校 生教 中島錫胤 場 甲府市相

美 教 場 府 市 町 生町

上府中教場 門教 沼 教 場 場 甲府市稲門村ノ内遠光寺組 甲府市飯沼村ノ内新町 甲府市上府中新紺屋町

本市尋常小学校設置 の届書とともに次の伺書を提出している。 ノ義ニ付伺

二教場ノ如キハ固ヨリ狹隘ノ建物ニシテ現在ノ生徒スラ之ヲ容ルル 実際授業上差支ヲ生シ候ニ付、 本市尋常小学校ト為スカ如キ場合ニ於テハ忽チ該教場ニ不足ヲ告ケ ニ余裕ナク常ニ狹隘ニ苦シム如キ状況ナルカ故ニ今此ノ教場ヲシテ 該校舎ニ充ツルノ外目下他ニ仮用スヘキ適当ノ家屋無之、然ルニ第 相生町ニ設置スルモノトセハ前述第二教場ニ使用致来候建物ヲ以テ 教場トシ男女生徒ヲ区別シテ授業致来候ニ付、 シ、其ノ工町ニアル校舎ヲ第一教場トシ、 客年県令第四九号ヲ以テ尋常小学校設置区域位置等御改正相成候 元甲府尋常小学校校舎ハ従前仝市工町及ヒ相生町ノ弐ケ 所 ニ 本市尋常小学校ハ市内相生町ニ設置セサルヲ得サル義処、 此段改正ニ際シテハ工町第一教場ヲ 相生町ニアル校舎ヲ第二 今本市尋常小学校ヲ 設置 本市

|治二十||三年一月十日

甲 -府市長 若尾逸平

山梨県知事

においた。校長は権太政、 飯沼・稲門五校合併して甲府尋常小学校と改称し、 このような過程を経て、 全児童数二、七二三人、 甲府学校 (琢美・相生) 学級数四四、 一教場) 本校を琢美教場 と府

母尋常小学校となった。 なおこの年七月、貢川尋常小学校も分離して貢川尋常小学校と国 員数四八名であった。

小学校分離御届

元貢川村·豊住村戸長

元貢川尋常小学校

元貢川尋常小学校 一、貢川尋常小学校

元貢川第一簡易小学校 一、国母尋常小学校

元貢川第二簡易小学校 一、貢川簡易小学校

ニョリ及御届候也にコリ及御届候也が、元貢川簡易小学校前記之通リ分離相成候間訓令第三拾八号候ニ付、元貢川簡易小学校前記之通リ分離相成候間訓令第三拾八号当部内小学校之儀本年県令第四拾九号ヲ以テ小学校区域御改正相成 一、国母簡易小学校

明治廿二年七月五

[梨県知 中島錫胤

以テ本校ト為シ校務取扱候テモ不苦候哉、

至急何分ノ御指揮被成下

また尋常小学校の授業料については次のように定められた。

島田

甲府市尋常小学校生徒授業料ノ義、本年県令第四十七号ニ依リ別紙

ノ通相定メ候間此段及御報告候也

明治廿三年八月二十六日

-府市長 高木忠雄

囯

山梨県知事 中島錫胤即

甲府市尋常小学校授業料定額并徵収法

授業料ハーケ月金参拾銭以下拾銭以上トシ、

尚ホ其ノ範囲

内ニ於テ左ノ区分ヲ設ク

一ヶ月金参拾銭 一ヶ月金弐拾五

一ケ月金拾銭

ケ月金拾五銭

応シ其ノ納メント欲スル額ヲ選定シ学校ニ申出テ承認ヲ受クヘシポ二条 生徒ノ父母後見人ハ前条授業料金額中ニ就キ自家ノ資力ニ

二条 一家二名以上入学スルモノニシテ先キニ入学シタル一名ノ

銭以上拾銭以下父母後見人ニ於テ相当ノ額ヲ定メ学校ニ申出テ承授業料拾銭ナルトキハ後ニ入学スル一名若クハ数名ノ授業料ハ五

認ヲ受クヘシ

人ヨリ其ノ月分ノ金額ヲ納ムヘシ。但シ納期後入学スルモノハ入四条 授業料ハ毎月一日ヨリ十日マテノ間ニ於テ生徒ノ父母後見

学許可ヲ受ケタルトキ之ヲ納ムヘシ

得スンテ欠席シタルモノハ此限ニアラス席セサルトキハ、其ノ月分ノ授業料ヲ免除ス、但シ学校ノ許可ヲ五条 生徒疾病其ノ他己ムヲ得サル事故ニ依リ一ケ月間一日モ出

事

常小学校ト称スヘキカ併セテ御指定ヲ蒙リ度此段上申候也

シテ学校ノ名称ハ単ニ市立甲府小学校ト称スヘキカ又ハ甲府高等尋

・甚タ簡便ニシテ管理経済共ニ其ノ便益不少候間右得御裁可度、

丽

シ己ムヲ得サル事情ニ依リ変更セント欲スルトキハ其ノ理由ヲ学六条 既定ノ授業料ハ爾後妄リニ変更スルヲ得サルモノトス、若

校ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

させることになった。そのとき甲府市は次のような高等尋常両小学の高等小学校を設置し、市内五校は勿論西山梨郡各村の生徒を入学明治二四年度から西山梨郡高等小学校を廃止して、甲府市に独立

校の併置を上申している。

高等尋常両小学校併置之儀ニ付上申

今般県令第三四号ヲ以テ明治二十年県令第四号小学校設置区域及位

と、然レニョー/交舎内ニニ固ノ学交ヲ投置ン高等尋常各虫立ノ資料の一人で舎内ニ於テ適宜教室ヲ設ケ此ニ於テ教授可致 見 込 ニ 有具常小学校舎内ニ於テ適宜教室ヲ設ケ此ニ於テ教授可致 見 込 ニ 有校ヲ設置スヘキ事ニ相成候処、従来ノ市立尋常小学校ノ外別ニ独立校ヲ設置スヘキ事ニ相成候処、従来ノ市立尋常小学校ノ外別ニ独立が財産の場合のでは、従来西山梨郡ト甲道第一条別表中高等小学校位置欄内御改正相成、従来西山梨郡ト甲

明治二十四年三月二十四 日

甲 府 市長 高木忠雄

この上申に対し県は認可したので甲府市は次のような報告をして

尋常小学校ヲ改メ甲府高等小学校ト相称シ候旨此段及御報告候也 其ノ校名御指示相成候事ニ付テハ来ル四月一日ヨリ実施シ、 甲府高等小学校ト甲府尋常小学校ト併置ノ件既ニ御認可ヲ得且、 従来

甲府市長 高木忠雄

Ш 梨県知事 中島錫胤殿

明治二十四年三月三十日

閉校ノ義報告

小学校之義一昨三十日ヲ以テ閉校致シ候間此段及御報告候也 客月県令第三十四号ヲ以テ廿年一月県令第四号小学校設置区域及位 置第一条別表中高等小学校位置及区域御変更相成候ニ付、 本郡高等

明治廿四年四月一日

西山梨郡長 八代駒雄

Ш 桑県知事 中島錫胤殿

の状況並びに甲府市小学校の高等科へ通学する市外の状況がよくわ ることになった。次の学校財産処分決議書は、 西山梨郡高等小学校が廃校となったので、その学校財産を処分す 西山梨郡高等小学校

かるので参考のため掲げておく。 高等小学校財産処分決議書

年限リ廃止スルニツイテハ、 児童ハ市ノ高等小学校へ入学スルモノトシ西山梨郡高等小学校ヲ同 明治二十四年度以降甲府市ニ独立ノ高等小学校ヲ設置シ本郡各村ノ 明治二十三年度本郡高等小学校経費収

> 明治二十三年度西山梨郡聯合町村費賦課法、 其ノ相殺ノ結果不足ヲ生スルモノハ該町村ヨリ不足ノ分ヲ徴収スヘ 畢ヘサル町村ハ相殺ノ法ヲ以テ残余ノ分ヲ配分スルモノトシ、若シ 二項ノ乗率ニ拠ル、但二十二年度及二十三年度聯合町村費ノ収納ヲ 地方税賦課法ニ傚ヒ九

ヘシ、其ノ差分ハ明治二十年度聯合町村費賦課法第一項ノ標準及第 支精算残額ニ二十二年度ノ剰余金ト併セテ西山梨郡聯合村へ配分ス

月一日ノ現戸数ヲ標準トシ、 及乗率ヲ定ム 本校へ通学遠近ノ便否ヲ測リ左ノ等級

等 在 地 元甲府錦町外三六ケ町

一里以内 元甲府上府中総町、元稲門村

住吉村

元飯沼村、

元塩部村、

里垣

村

一里以内 元千塚村、 大宮村、 甲運村

清田村、 国里村

朝井村、 相川村

四等 五等 四里以内 三里以内 能泉村 千代田村

総額 六四八円三九銭六犀

戸数 八二〇四

元甲府 元甲府上府中総町 元甲府錦町外三六ヶ町 四四円 三二八円六四銭 (五七七戸 (三一六九戸

六六円四三銭三厘 (八八九戸

元甲府飯沼村 三一円二六銭七厘 二九円三五銭六厘 (三八四戸 (四〇九戸

里垣村

国里村 大宮村 住吉村 相川 元塩部村 元千塚村 村 六円六四銭三厘 九円三一銭四厘 三六円一〇銭 三円二一銭 八円七三銭四厘 五円七四銭 厘 八厘 (三〇六) (九二戸) (一二九戸 ()三三戸 (五〇〇戸 (四三戸)

一五円一六銭二厘(二一〇戸)一四円三六銭八厘(一九九戸)

六円七一銭五厘 (九三戸)一八円一九銭五厘(二五二戸)

一一円〇八銭五厘(一七四戸)

千朝甲山清田 世城村村

能泉村

三円三一銭三厘 (七八戸)

五 簡易小学の設置について

小学簡易科設置認可願

当村内学齢児童中不就学者不尠ニ付之レヲ督促シ就学セシメントス西山県郡甲府稲門村

設置シ、学齢児童普ク就学相成様致度別紙取調書相添へ此段御願仕ス、因テ今般小学校令第十五条ニ基キ小学簡易科校ヲ村内へ二ケ所ルモ如何セン貧民ノ子弟夥多ニシテ何分尋常小学校へ入学スル能へ

明治廿一年五月

候間御認可相成度候也

右村戸長 田辺通弘

山梨県知事 山崎直胤殿

甲、遠光組 乙、東青沼組名称 稲門小学簡易科学校

上申している。 易科学校の設置を申請しているが、貢川村・豊住村でも次のように易科学校の設置を申請しているが、貢川村・豊住村でも次のように

上申書

中巨摩郡貢川村

豊住村

借地小作者或ハ雇ヲ

以

右ハ当学区所属村内農事専務之部落ニ候処、

— 63 —

有之ニ付、 学余裕アル者十分ノ六七ニ過キス、依之小学校令ニ基キ貧困ニシテ テ 末就学者ノ為簡易科ヲ要シ度且其ノ地勢細長ニシテ就学者不便ノ虞 糊口ヲ為ス者多ク、 簡易小学校弐ヶ所設置仕度候間御認可被成下度此段上申 末タ養蚕ニ拠テ産ヲ興スモノ稀薄ニ有之、

明治廿一 年三月九日

島田啓

右村戸長

貢川村 貢川第一 簡易小学校

梨県知事

Ш

崎直胤殿

豊住村 簡易小学校設置具申 頁川第二簡易小学校 貢川尋常小学校分校内 **頁川尋常小学校内** 西 Ш 梨郡里垣村甲運村

長

校舎位置 里垣村之内仮垣組ニ壱ヶ所

名称 里垣簡易小学校

就学児童数 校舎坪数 甲運村之内川田組ニ壱ヶ所 女五拾六人 女五拾六人 四拾八坪 但里垣尋常小学校舎仮用

校舎位置

校舎坪数 拾八坪 但川田分校教場壱室仮用

甲運簡易小学校

教員之数

、就学児童数 六拾三人

内男弐拾六人

授業時間ハ年内午後三時ヨリ五時マデ二時間

就学セシムル事不能、 右ハ当尋常小学校学区内之如キハ貧窮者不尠有之モ尋常小学校へ 学令篤旨ニ浴セサルモノノ如ク誠ニ遺憾至極

> 度候間御認被成下度此段具申仕候也 付 今般当部内へ簡易小学校ヲ設置 シ、

> > 右児童ニ普ク教育ヲ授

就

治二十一年五月

凡 山梨郡里垣村甲運村戸長 **渡辺奥右衛門**

易小学が設立された反面、 る。 ○年代であるが、このことはここでは省略しておく。 人々が甲府のみでなく郡部にも盛んに私学を開設したのが、明治二 五年四月、第二次小学令によって廃止されるのである。こうした簡 却下されている。この簡易小学は二三年をピークとして減少し、二 に対し教場一八坪では不可であるとして、六拾坪以上に修正せよと この簡易小学校設置願は飯沼村や相川村戸長よりも提出されて 甲府上府中総町戸長よりの認可申請は、 画一的な公教育に不満な豪農商名望家の 就学児童数三百拾壱人

り、これが定着して大正・昭和とつづき終戦まで変らなかったので 年に延長し、尋常小学校六か年、 学令)されて、四〇年の小学校令改正によって義務教育年限を六か 年の小学校令は二三年に改正され、三三年にはまた改正(第三次小 このようにして明治中期は教育制度がめまぐるしく変った。 高等小学校二年または三年とな 一九

山梨郷土研究会会員=-投稿=)

甲 府 中 概 観

飯 沼 論 文 批 評

な かざわ・しんきち

武田信玄に関する研究・論文・伝記・著書は枚挙にいとまないほ

は Ľ

め に

く刺激され、 府 # 像はきわめて詳細である。 拠しつつ、歴史地理学的方法をもって描き 出された 戦国期 りいれながら、豊富な史料を駆使して戦国期 "甲府" ==甲斐府中の 学界における最近の封建都市に関する新しい研究成果をさかんにと いという問題意識がある。かくて古文書調査からえられた研究に依 の背後には、甲斐府中関係の史料が今日まだ充分に生かされていな に追求解明しようとされた野心的な力作である。飯沼氏のこの方法 都市像を・その独自性において・歴史地理学的方法をもって総合的 の・もっと早く書かれるべきものとさえいえるであろう。同論文は どみられるが、彼の根拠地であった甲斐府中についての総括的な研 ・郷土史研究者の怠慢であった。だから「戦国期の都市 *甲府* 」 (本誌第二号所収)と題する飯沼賢司氏の論文は、 (その歴史的変遷をもふくめて) これまでなされていないのは 新研究段階の示されることが期待されるわけである。 甲斐府中の研究はこれによってつよ 待望ひさしいも 0 "甲

> خ و その意味において本論文は今後の甲斐府中研究に大きな指針となる もので、 研究者の大いに検討・利用すべき問題作ということになろ

みることにした。とにかく甲斐府中の研究において文献的にも考古 を確かめながら・修正すべき点を見出していくという方法をとって 府中の歴史的都市像を構成する過程で、氏との見解のずれやちがい も手際よく思うように書くことができない。止むなく私自身の甲斐 でそうした問題点についての私見をまとめてみようとしたが、どう 斐府中研究にとって混乱をもたらすのではないかという危惧の念を ぬものが残されているようにおもわれた。そこには、これからの甲 たいしてなお考えてみなければならぬもの・問い返さなければなら 欲的な研究態度に感嘆したものであるが、氏の提起された諸論点に く執筆したうしろめたさもあり、とくに関心をもって一読し、大い 中世編を担当しながら・関係史資料の収集も不充分なまま臆面もな いだかせるような主張や解釈が若干ふくまれていたのである。それ に啓発と教示をうけた。そして氏の斬新な問題意識をもってした意 私は『甲府の歴史と文化』(甲府市文化財調査審議委員会編)

ですところ、筆者・読者からのきびしいご叱正をお願いする次第で論旨もあろうかとおそれるものだが、――その点は非才・不学のいり、また内容についての誤読・誤解から一方的な独断に終るようなな立場からの叙述である。或は貴重な労作にたいして失言があった学的にも決め手となる史資料を欠く現在、いわゆるオーソドックス

在する小丘の一条郷小山(甲府城址)に近く、いわば先祖ゆかりのその居館の移転をおこなう。そこは南方に武田氏の氏寺一蓮寺の存和の地を引きはらい、――甲府盆地の北端―躑躅が崎の丘陵上に、するため、武田信光いらい武田氏の本拠地として伝統性のつよい石するため、武田信光いらい武田氏の本拠地として伝統性のつよい石甲斐の統一をめざす武田信虎は、その政治的・軍事的中心を建設

おられるのは卓見である。)

地でもあった。

は初めて機 が積翠寺に居住してこれら守兵の指揮に当ったらしく、 って警備に任じ、 兵が山上の城と山 なえて要害城 翌一七(二〇)年には武田館の背後に当る積翠寺丸山に、 装屋敷である武田館の築造にかかり、これを年末には完成させる。 永正一六(一五一九)年まず信虎は八月から新しい環濠環塁の武 能する この居館と山城とが (詰めの城) 飯沼氏が指摘されたように・駒井政武 わけである。 下の根小屋(仮兵舎、 を築いた。 ルセット 要害城は平時には小数の在番 して、 字名として今も残る) 戦国大名の軍事: 国主は居館 (高白斎) 敵襲にそ に在 施設

松・和田・塚原・岩窪・駒井ノ郷にたいする人足・押立公事<臨時(時代は降るが『高白斎記』 天文二二 <一五五三> 年条に、小

△繩張り>といって全体の設計が必要であり、

普請で曲輪・土塁

を<駒井氏の郷の意で現甲府市上・下積翠寺町の一部分>に当てて積翠寺の一部を「駒井ノ郷」と呼んだ可能性が高い>とされ、これが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のあるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のあるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のあるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のあるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のあるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のあるに当り、これらの村々はいずれを高の課役>の賦課を禁じた記事がある。これらの村々はいずれを入駒井氏の郷の意で現甲府市上・下積翠寺町の一部分>に当ているに対している。

な装備 形・地理的条件を生かし、 った工事であったらしく、 しい。尤もそれは氏が築城と錯覚されるほどの軍事的意味合いをも 頂にあった一蓮寺の地にかなりの規模の城>を造ったとされるが、 構えられた。さらに飯沼氏によれば、 用語である。 を推定されたものとすれば、 る文書・記録の存在は知られていない。 な配慮がはらわれたらしい。 とある記事にみるかぎり、それは一蓮寺外郭の補修工事であったら 狼煙台兼備の湯ノ島ノ山城(湯村山城) つづいて大永三(一五二三)年には武田館防備の補強施設として 『高白斎記』同年条の<六月小十六日、 中世における<普請>は、 (土塁とか堀など主として防禦的なもの)を施すなどの そして飯沼氏もすでにご存知のように、 軍事的機能をも或るていど果しらるよう ――愛宕山つづきの丘陵地というその地 明らかにそれは拡大解釈といえるであ しかし管見のかぎり、 周 知のとおり<土木工事>をさす 翌四(二四)年 が、 もし氏が先の記事から築城 一条小山御普請初> その西南方の湯村山 小山築城を証す 八一条小山の山

だからといって『高白斎記』に単に〈普請〉とだけあるの をも を単純に土木工事として受取り、 城の基本は普請であり、 橋などの建造がおこなわれるのが例であったらしい。 ・櫓台・通路・土橋など基礎の造築をすすめ、 ただちに築城と解することは強引にすぎるであろう。 われた建築工事で守殿・櫓・倉庫・長屋・門・塀・ とくに堀と土塁に顕著な特長がみられ 土塁・堀などの築造を想定したま それと並 戦国期 私は普請 行 の築 l る。 栅 て

ままに不明とし、本堂が移築された場所・小山原を現在の本丸地域小山に所在したことを前提としながらも・その位置は特定できない とかんがえるのである。) られる。 小山原に移り、その跡に城が建てられたと書かれ、 の甲府城本丸の地に比定され、小山原の位置は不明のまま伏せてお る小山原(甲府城本丸の地)の方へ移転改築することに 頼居館跡地)から・より開けた寺地としての条件にもめぐまれてい 一新をはかっている。 (二六) 年には棟挙げの式をおこなって・氏寺としての面目威容の この工事にさいして信虎は本堂を手狭な従来地==屋敷地 私は一蓮寺開創の歴史的観点からして、 (飯沼氏は一条小山の山頂に在った一蓮寺が 当初の本堂が Ļ 頂 (一条忠 で現在 同六

統治の根幹をなす政治的軍事集落にふさわしい市街地域の建設をす統治の根幹をなす政治的軍事集落の建設が緊急・肝要な課題となる。中世における城下町の起源集落の建設が緊急・肝要な課題となる。中世における城下町の起源の治経済力を結集・編成して一円支配を達成する基盤としての大名政治経済力を結集・編成して一円支配を達成する基盤としての大名の大名居館を中心とする軍事施設のきわまるところ、領国のかかる大名居館を中心とする軍事施設のきわまるところ、領国の

にしても、

大体において伝承による推定や希望的な推測の域を出な

しかしそれらは一

居屋敷地を刻明に記載している。

すめることになる。甲斐府中の創設である。

_

部第八」屋形跡の項で〈里人〉の伝承や〈宝永中〈一七〇四 定することはほとんど不可能に近いが、 臣たちの居屋敷 った。これら在番制のもとに武田館に出仕することを求められ 部の家臣にかぎられ、けっして家臣一般ではなかった。当時の社会 的な対象とされたのは、一族・国人など特定の家臣・それもごく一 経済的な発展段階が、 った。そこで出されたのが、右の<城下集住令>である。 土豪といった在地の領主層を軍事力として掌握・維持する必要があ るにはこれら直属の家臣だけでは足りなかった。どうしても 策した。 下(旗本)を持っていたが、大名側からすればその権力の基盤とす 南北に四条の大路を開き・東西に数条の小路を通じて市街地を創設 府中集住を強制された一族・国人も、 また貞享三(一六八六) 『甲府略志』所収の絵図などは、 ノ地図ヲ獲テ校考>しながら想定し、 一族・国人らを館下に招いて在地領主の府中集住―兵農分離を 虎は現在の甲府駅を中心とする国鉄中央線以北の地域をトし、 宝暦一一(一七六一)年の いうまでもなく戦国大名はその兵力としての直属家臣==旗 (別邸) 全武家階層の城下集住を規制したのである。 の配列状況や位置を今において具体的に想 年の「武田氏館跡古絵図」 「甲府古城之図」(県立図書館蔵) いずれも武田氏の有力家臣たち みな本宅は在地の農村にあ かなり詳しく記述してい 『甲斐国志』 は その現実

とのかかわりあい方を巌密に検討すべきである。 人の在所をさぐる場合、その点はとくに留意して実証と残存史資料 きするような傾向が多くみうけられる。 ることができるとおもう。にもかかわらず武田家臣の屋敷跡 関係を遡及・投影して作成したものである。 れた絵図や記録類を利用して府中に居屋敷を構えた一族・国人ら個 のである。 実証を離れて伝承や希望的推測の描き出した想定位置が独り歩 とくに 町甲府上府中の現実のうえに信玄時代における主従 | | | | | | | 一時代への強烈な懐古的 したがって江戸 基本的にはそう指導 ノスタルジアに 期に作製さ E たい

ある。)

にも何ら結論は出されていないので、 とかんがえてよかろう。 な集落をなしていたのが実態らしい。 武家屋敷村、 市的に構成された町屋敷とはぜんぜん別物であり、 たのでもない。いうまでもなく近世城下町における侍町のように都 うにかならずしもすべての屋敷が街路に沿ってつくられたわけでな 位置で構えられたものらしい。 たり・させられて成った形跡はなく、それぞれ適宜の場所に任意の したことは疑うべくもない。だがそれら居屋敷は特定地域に集中し 域に多く設けられ、 或は定った方針のもとにまとまった区域に整然と配列されてい ちろんこれら有力家臣の居屋敷が武田館の周辺・ことに南方地 [を土塁や塀などでかこみ、 とすれば府中における武家屋敷の在り方につい つまり分散的疎集形の居屋敷群とでもいえる非都市的 ――いわば彼ら在地の本邸である豪族屋敷の 軍事的な地域秩序に重点をおく武装集落を形成 (ただしその実証は考古学的にも建築学 要するに前記絵図に示されているよ 方形ないし長方形プランの そしてそれら家臣団 拙論も単なる仮設の域を出て ーまっ 上に構 たくの 問 顯

> 態の原形をしめすものだという中世都市研究史家の意見 に 置の状況などから推測し・屋敷群集落こそ戦国城下町の武家集住形 は 以上のように府中の武家居屋敷の存在形態を考えている次第で 駐家臣の住小路名とか前記絵図や伝承記録にあらわれる屋敷配 いち 在の史資料 おう私は高野山成慶院文書 状況におけるかぎり決め手はないわけであるが、 「武田家日坏帳」に み P

のとかんがえられる。 の片鱗さえもみいだされないのである。 家臣の集住があったことも間違いない。さらには彼等に仕えた中間 小者や足軽・雑兵といったものまでも、 右は上級家臣の居屋敷についてであるが、その他にも旗本や一 しかし彼等のすがたをつたえる史資料は、 相当数が居住していたも 般

Ξ

下積翠寺村 路ト云ウハ、岐路ナリ。 を通じて述べる必要があるので・繁雑をいとわず再録すれ レドモ分明ナラズ。一条小路ノ北ハ六方小路ト云イ、 ト云イ、屋形迹端門ノ前ニ出 わち<東ハ岩窪 頼るよりほかない。 北 甲斐府中の空間構成復元の基本は、 ハ御厩小路、 間ヲ北へ貫キタリ。 次ヲ増山町通リト云イ、 マデ九百二間、 ョリ西ハ塚原マデ五百三十間、 大橋ト云ウハ 引用は飯沼論文と重復するが、 次ヲ元柳町通リト云イ、 其 南北へ孔道四条アリ。 ラ西 ヅ 相 屋形跡ノ西・元八幡社 今ノ要路ナリ。 河 ハ一条小路、 ニ架ス。 やはり『甲斐国志』の記述に 塚原ノ方へ渉ル〉とあ 又其ノ西ニ 南ハ元柳町ヨリ北 南曲輪 其ノ東ニ大泉寺小 東ヲ元城屋町通 拙稿はその部分 道衢ナリ。 府 ノ門垠ニ当 モー道ア 中八

て

の

世の城下町と異なっている(山梨県教育委員会編『山梨県の民家』)年の城下町と異なっている(山梨県教育委員会編『山梨県の民家』を的ながら鎌倉や京都と通ずるところがあり、都市計画の性質は近れたという信虎の府中設営の都市計画をいちおう肯定するならば、れたという信虎の府中設営の都市計画をいちおう肯定するならば、れたという信虎の府中設営の都市計画をいちおう肯定するならば、れたという信虎の府中設営の都市計画をいちおう情にないが、南北四る。これでみるかぎり東西方向の道路割付は明瞭でないが、南北四

であろう。

点が注目される。

大泉寺小路・六方小路・御厩小路のほか二ツ屋横手・鍛冶小路など大泉寺小路・六方小路・御厩小路のほか二ツ屋横手・鍛冶小路など西数条の小路について国志は何ら記すところがないが、岐路としていた事実を証する。そして元城屋町通りを現在(江戸時代)の本通りとしているが、武田時代の本通りはおそらく元柳町通り(武田神社参道)ではなかったかとかんがえる。この四大路にたいする東神社参道)ではなかったかとかんがえる。この四大路にたいする東神社参道)ではなかったかとかんがえる。この四大路にたいする東神社参道)ではなかったかとかんがえる。この四大路にたいする東神社参道)ではなかったが表出が、江戸時代すでに消滅し田道が、江戸時代)の本社をは、『甲斐府中の都市空間をささえる四本柱ともいうべき南北四条の大甲斐府中の都市空間をささえる四本柱ともいうべき南北四条の大田が大田がある。

れるが、これは復元図からみて明らかに大泉寺小路を数えこんだ数氏は・府中は八南北の五本の通りを基本として〉と結論づけておら合一七の小路名と四つの町名を抽出され、それを前記「武田氏館跡合一七の小路名と四つの町名を抽出され、それを前記「武田氏館跡一六(一六一一)年「古府中再繩水帳」や『甲陽軍鑑』などから都一、(一六一一)年「古府中再繩水帳」や『田陽軍鑑』などから都一、(一六一一)年「古府中再繩水帳」や『田陽軍鑑』などから都一、(一六一一)年「古府中再繩水帳」や『田塚田家日环帳」・慶長の、これにたいして飯沼氏は歴史地理学的方法をもって国志はもちろれるが、これは復元図からみて明らかに大泉寺小路を数えこんだ数には、所中は八南北の古文を描えている。

の名も挙げている。

として・大泉寺小路は機能面からかんがえても岐路としておくべきが、やはり国志が述べるように要路は四本で・むずかしい詮索は別字である。実証を示す史資料を与えられておらず再検討を 要 する

と異なり、 府中の実態にはそぐわないものがある。 離・区分にてらしてみてもわかる通り、 よる分類法は近世城下町における侍町・ 私の判断をもって飯沼氏のそれを簡略化した。)この身分・職業に 要害城以南)地区に分類・整理される。 下級武士ならびに町人地区・〇市場地区・〇準府中(武田館以 大まかな身分・職業・階層別に凶屋敷地区(上級武士居住区) その間には地侍の居宅や多くの農家・商家などいわゆる民家も混在 た「古府中復元図」の再確認)の方向へ傾斜しておられるように、 れていたと見られる〉と自説を崩して三地区分類(具体的には府中 武士・職人が未分離な状態で居住し〉、 市場・準府中という地理的空間位置=地域別、 氏はさらに武田家臣の屋敷位置などの検討をもおこない、 府中・準府中にわたって武家の居屋敷とか寺社などが散在し、 武士と町人は混住していた>と認め、<個は個に包摂さ <全体的には近世の城下町 現に氏自身が八屋敷地区も きわめて恣意的・観念的で 町人町の画然たる二区域分 (分類用語は、 氏自身が作製され (C)を除き、 府 (B) 中を

つ、一条小路について私見を述べておこう。一条小路というのはここで飯沼論文とは直接関係ないが、府中の西端・南北貫通路の

実において成り立たないことがわかる。

農業民(被差別的な芸能民)も混住しているのがみられた。

当然そこには武士・僧侶をはじめ農民・商工人や少数ながら非

って住民の身分や階層・或は職業などによる府中の地域区分は、

よりほかないのである。 なわち一条町一蓮寺小路が後にこの位置に移されたものと解釈する 存在したことによるものか、或いは私の推測する原へ一条小路>す 別個の通りであるか、つまり一条小路は府中創設の当初からそこに なるわけである。 の西端に位置し、一条小山の一蓮寺からは遙か西北に離れた通りに 小門前町である。 あろう。 条町一蓮寺小路ノ名アリンとある、その一条町一蓮寺小路の略称で ニ超過シテ寺門ニ市ヲ成シ、 おそらく『甲斐国志』 (一五三二~六九年)ノ際ニ至リ、福田 とすれば、 この矛盾は一条小路と一条町一蓮寺小路とは全然 しかるに一条小路は前述の国志記事によれば府中 一蓮寺の門前が参詣人で繁盛してできたいわば 「仏寺部第一」の一蓮寺の項に八天文・永 商賈(商人)多ク集マル。 (供養)ノ富(寄進) 因リテ、 古

また湯田村と一条町一蓮寺小路とが別物のようにとれないでもない 辺リニ在リシ 争直後まで、 出ル所見ユ。 付録の「温泉」の項に、<一蓮寺ノ門前村ヲ湯田ト呼ベリ。 ノ旧趾ハ今ノ内城(本丸)ノ所ナリ。……端門ノ前ニ温泉ノ少シク る南北の短かい通路あたりに相当するものとおもう。 の一蓮寺の位置から推測すれば、 の参道に寺家町があったと記している。この寺家町の所在は、 「仏寺部第 ところで『甲府略志』がつたえる一蓮寺の山門は南に面 △湯田村ト呼ブハ、是モ本ト(甲府)城内追手御門前ノ温泉アル (さらに一蓮寺門前の名産白木綿の<柳ノ下>という名称につ この地域に海州温泉・滝温泉などという温泉宿があっ 即チ湯田ノ名、此ニ起ルナルベシ〉とある。 (門前百姓の) 稲久山一蓮寺の記事である。 村戸ユエ、名ヲ獲ルト云フ〉とは、 甲府城址の堀端沿い東電西側にあ この記事からすると 『甲斐国 太平洋戦 此ノ寺 当時 門前 恶

> えんもさぐれそうであるが、)一方この門前町の百姓は寺家に従属 ころの一条町一蓮寺小路に当ててもまずもって間違いはなかろうと あるが、)とにかくこれらを勘案してみて・門前の湯田村をいうと ・一条町一蓮寺小路は一条小路の略称のもとに前述の 通りに おもわれるのである。そして甲府築城による一蓮寺の移転にさいし が明らかに読み取れるのであり、 られるばかりでなく・国志自体の記事にも一貫性がなく矛盾と混乱 にあり、これによると略志と国志が示す門前の位置に食い違 移住させられて現在の甲府市湯田町の前身を形成したのである。 ·て・ (そこにまた一条小路の名称だけが江戸時代まで存続しえたゆ ニ続ケタル町ナリシ故ニ、 ハ云フ、 (一条町一 之ニ名ヅクトモ云フ>と国志 蓮寺小路が) その解決には手に負えないものが 柳小路 (元柳) 町 の割註 通 移さ ŋ

(飯沼氏は八一蓮寺に寺内町があったと伝えられるが〉と書いて、飯沼氏は八一蓮寺に寺内町は浄土真宗系の寺院にはみかけても時宗おられるが、一般に寺内町とは右の一条町一蓮寺小路のことか、――いわれる一蓮寺の町屋が並び立ちえたか疑問である。小高い丘上に山に、どれだけの町屋が並び立ちえたか疑問である。小高い丘上に山た、どれだけの町屋が並び立ちえたか疑問である。小高い丘上に山た、どれだけの町屋が並び立ちえたか疑問である。)

pt,

く、――従来の農業生産・農民支配に依存するばかりでなく、領国抜きにして運営することの不可能な段階に達した情勢に 応 ずる べ武田信虎はすでに領国経済の発展が一定の商業・貨幣との関係を

町、現在は朝日・美咲の両町に分割編入)の両市を設けた。八日市場(愛宕山西南麓・一条小山北東麓)・三日市場(元三日で比較的に交通の便利な商業・交易に都合のよい地域に、それぞれ内の物資の流通機能を掌握するため、――府中南端の東と西の両隅

る一画 がつくといったようなことは別にかんがえられないので、 的にごくわずかな遠近の差が生じても、 関係からも、八日市場は基本的に移動しなかった>とされるのであ えられる>上に、 八日町>の位置ならば<城下建設の際……移動がなかったためと考 八日町が存在しなかったというところにある。すなわち八江戸期の ろで氏が八日町に比定された理由は、上府中に元三日町があって元 ・三日市場が府中の西南隅に位置したのにたいし、 下した突き当り辺をかんがえている。要するに八日市場はもともと 私はそれよりやや北西にあたる中央線の通過地域・大泉寺小路を南 町甲府の下府中八日町 街道との連絡において私の比定する八日市場の位置とでは距離 題は、 [を占めて府内に対称的に設置されたという前提に立つ。 八日市場の位置にある。 築城・移転にある。 <中道往還・駿河往還・鎌倉道など……街道との (中央二~五丁目)に比定しておられるが、 飯沼氏は同市の位置を近世 不便・難易の点で大きく差 その東南隅に当 城下 帰す とこ

が、最初から上府中を外れたところ(後の下府中八日町地域) ころが上府中に元八日町という町はない。 来によって八日町に模様がえしたといわれるのである。 ったからだと主張される。 って三日市場が存在したからである。 飯沼氏によれば、 元三日町が上府中に残ったのは、 つまり武田時代の八日市場が、 確かにその それは 八日市場 通りである。 まことに尤 近世の到 そこには の ĸ 位 あ 置 ٢

> りほかないであろう。 ら割り出した推測にすぎない。 うるような史資料の存在しない現況下での立論であり、 れば簡単に解けるのである。 め しての城下町の形成を・その都市的発達の形態ならびに機能の面か めである。 元八日町を形成する余地・余裕が、最初から残されていなかったた H もな論理である。 市 移転を命ぜられた市場商人の居住先が八日町となったと解釈 場が・甲府築城にさいしてその繩張り内に すっ ぽり 入っ もちろん私の推定する八日市場の位置も・決め手となり かしこれは当初 すなわち江戸時代になって上府中には 結論は、 から上府中の地域内に 今後の調査・研究に待つよ 大名集落と 在った八 たた

える。 つまる。 彼等は新しい町民階層として、 民で、商工業者の数はまだ知れたものであっ に増加の方向にむかい、自然と物資の交流・移動がさかんになり、 のそこでの生活が活発になる。 者でなくても、屋敷の留守居やそこに仕える雑人たちが必然的にあ する集中的・立体的な都市構造へと次第に転換させていく。 的でなお農村の面影を多分にとどめた社会構造を、武田館を中心と 諸方からの商人の出入りも繁くなったが、 の一族や国人の居屋敷が充実すれば、たとえその主人は府中の常住 甲斐府中は八日・三日両市場の発展をつうじてその分散的 これら商工業者の存在が確認されることは注目にあたいする。 また府中を荘厳する寺院・神社が建てられれば、 $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ さらに大名直属の家来 府中住民の中核を形成する新興勢力 かくて信玄以降・府中の入口は着実 (旗下)や一般家臣たちの居宅もふ た。 なお住民の大半は農 しかし少数とはい 僧侶や神官 館周辺 ・平面

姓 武 なわち武田家臣とその他 立って、 が、氏は別の箇所で・前述したように同書天文二二年条の小 玄により打ち出されたことになる。 受容しておられる矛盾に気づかれていない。こうした矛盾のうえに 五ヵ村の人足押立公事免除の<百姓に出された政策>記事は ぱら武士層自体のものにかぎられているがごとく規定しておられる ても百姓に出された政策とは考え難いので〉と・同書の記事はもっ 町に衣更するための、 みられる。 住の農民の新規設定と田畠・家屋敷の拡充・新築を抑制したものと 条の六月八四日戊 ヲ立チナサレ間敷ノ由\o記事は、 として生れてきたのである。 士の従者や商工業者のことか)の府中移住と八府中地下人 (=)百 かるにこれを飯沼氏は八『高白斎記』記事の一 ーなかざわ) 氏は先の記事を八府中に居住しようとする武士その いわば府中在住農民の保護政策が、 すなわち府中の農民を徐々に排除して武士と商工業者の ノ田畠に新屋敷を建てることを禁止した>ものと 申 信玄によるいわば都市化政策の推進である。 自今以後、 (とは一体どういう身分・職業のものか、 『高白斎記』 府中地下人ノ田畠 武田信玄の時代の初期に府中居 天文一七 この段階におい 般的性格 二五五 新 屋 敷 四 他>す き素直に 松いか いらし 八 ,て信 コ 年. V

0

ŋ

、制限する必要も理由もなかった。

たとは なければ ت ا は生成期にあり・しかも兵農未分離の甲斐国において移住制 そもそも府中農民の保護・維持は、 スを意味することになるが、 市政策の否定・い 保するため 到底かんがえられな ならないほど、 新規移住者を規制しなければならないほど・都 いかえれば府中の非都市化 △武士その他>の人々の集住が 6 にもかかわらず府中農民の ――それはさて 極言すれば城下町経営の放棄 おき当時 ―農村化という逆 活 なお 耕地を維 発であっ 限をし 府中

的

こは、 市空間であった。 市 北現象の急激な進展をみた人口密集都市でもなか なお多くの田畠や原(空地)をかかえた農村的景観 したがって<武士その他>の府中流入を阻止した つ た の濃 む しろそ い都

ながるのか、そこに表現される身分的統制とはどんなかたちのもの と・<そうでないもの>すなわち在地武士とを<分離>して<身分 をえたから、 がなくなったから、 等々・さっぱり見当がつかない。 ったとするならば在地のものはすべて非家臣の範疇におか ったのか、また<武田家臣であるという証>としての府中居住があ 武田家臣であるという証である府中居住は実質的に意味がなくな> するようなどんな矛盾が解消されたのか、なぜこの段階にお 七(一五四八) 私にはどうにも理解できないのである。新屋敷制限令の出た天文一 的統制のための新屋敷建造制限令だといわれるが、 ものを分離し、身分的統制を行なったのであろう。 である府中居住は実質的に意味がなくなり、 である。 >時期と規定されるが、 の制限を設けることによって、 し、……国内的矛盾はほぼ解消していた。 統制を行なった>といわれる。 府中集住が新段階に達した時点で出された信玄の都市政策だそう 飯沼氏によるとこの<武士その他>にたいする居住制 **人察するに、……晴信はこの時期までに諏訪領** 年は、 ―そこで<府中に居住するもの>すなわち府中 信濃侵攻で

<国内的矛盾はほぼ解消してい 在地武士も府中武士もすべて武田 - 府中農民を保護し・武士の集住を禁止 府中に居住するものと、 とにかく飯沼氏は府中居住の意味 しかし分離が身分的 武田家臣であるという証 むしろ、 そこのところが >すなわち身分 新屋敷の建造 統制にどうつ そうでない 限は、 を領 れ たの こへ の証 武 武 カゝ

時期、 は 史料の存在は確認できなかった。要するに氏の武士新屋 を宣言したにも等しい・正に百八十度の政策転換といわねばならな 戦の拡大と軍事力の強化にひた走る信玄が、突如として兵力の放棄 禁止する策に出たことになる。もしそれを事実とするならば・侵略 在地武士の常備軍化==兵農分離による城下集住に精魂を傾けている 動乱のピーク時、 するようなことはしなかった。もちろんその事実もなかったのであ は武士の府中集住を規制したり、 とになるわけであるが、 なのか等やはりわからないことだらけである。 士<新屋敷の建造の制限>すなわち武士の在地緊縛政策をとったこ 飯沼氏によれば<啨信は父信虎以来の府中集住策を転換し>て武 だが管見のかぎり、 『高白斎記』記事の誤読からきた逆立ち理論にすぎない。信玄 武田信玄だけが時代の要求に逆行して武士の府中集住を どの大名も意識するとしないとにかかわりなく・ 他に飯沼氏の推測を裏書きするような文書 ---もし氏の論のごとくならば、 府中農民の耕地確保を推進したり 敷 規 制 -戦国 カュ 論

考えもしなかったようである。) 態には割合い無関心であったらしく、 (ちなみに信玄は府中内外の寺院配置などには相当に深い関心を 画的 な設営がなされたが、 家臣団や商工業者などの居住形 身分別や職業別の町割りなど

者の誘致と・その居住地域の設定などによる都市化も急速におこな 規制が強化され、有力家臣の城館下集住は順調な進展をみ、 くて府中は領国の拡大とともに在住農民にたいする新屋敷・田畠の

商工業

戦国城下町として漸次その整備をみたものとかん がえられ

信玄の治世は、確実に武家居屋敷の充実した時代であった。

どないのである。 するところとなった。また<被害者に一定の還元が行なわれたとみ 飯沼氏は八この過料が町へ入れられたのか、武田氏が取ったのかは さいに生じた火賊の難は、当夜の番衆の責任で過料処分をうけた。 ないし四人をもつて一組として全員を一三組に編成し、 ってきた。弘治二(一五五六)年一〇月に八日市場の夜警のため ってきた。 は領国を統合した有機的経済体としての遠隔地市場の性格が濃くな い。一般に類焼者や盗難の被害者に救済金や見舞品が贈られた例な られる〉ともいわれるが、戦国大名の罰則はそんな甘いものではな 不明であるが〉とされるが、過料銭はとうぜん発令者武田氏の収納 よる夜間における市場の警備・防災の任務にあたらせた。 主市場として大名志向の要素がつよく前面に押し出され、 市場を国主直轄の市とし、他の市場と区別したらしい。そこでは領 夜廻之番帳」がつくられ、番衆に町民四○名を指名し、その三人 信玄は甲斐府中への経済的中心機能の集中強化策として特に八 同時に先進地域出身の市場商人の活躍が目立つようにな 罰則は、 一方通行をもって原則とする。 輪番出役に 地域的 夜廻りの

大日券賃はご三 ハーエン・エスーニスーナボガコスーラもたばかりでなく、市場の維持にも必要不可欠の機関であった。わず大名にたいして伝馬役を勤仕するための重要な交通機関でな

有名な伝馬制度の研究いらい通説となっている。 決まるのではなく・ 負担の差を表示したものである。 中」は「壱間」より小さな家と思われるが、役負担がどう変るかは う。

荷運び・荷付けなど、

下働きの人足である。 述のとおり一間とか間中は家の大小や広狭を示す用語ではなく・役 不明である>と意味の汲み取りがたい文章を書いておられるが、 間中は馬を所有しないが伝馬衆に当てられたものということになろ ものとした。一間も間中も勤仕の人数は同じ一人だが、間中は二人 ○人となるわけである。 で一間ということになる。 つまり伝馬役勤仕を間単位でしめし、 伝馬衆として三○名を指名し、 間―一五人・間中―一五人で、 一間は馬を伴って勤仕するもの・間中は身柄だけで勤仕する 馬の有無にかかっていたことは、 (一五七六) 年六月二八日付で府中八日市 勤仕は自分馬をもってするのであるから、 したがって八日市場における伝馬勤仕は その伝馬役を二二間半と規定した。 そしてその差も家の大小によって 間数の方は二二間半でも人数は三 一間と間中 (半間) (飯沼氏は八 相田二郎 の二種に 氏の 間 場の 前

ものであろう。とすれば八日市場はこのころすでに一定の店舗が軒にはおそらく見世(店)棚を表に張り出した常設的な店舗をいったは〈町棚壱間宛〉の諸役免除が規定されている。町人とは店舗をには〈町棚壱間宛〉の諸役免除が規定されている。町人とは店舗をは、町人とは呼ばれ、また府中秤座に発せられた同年の武田印判状人可相集り、宿中繁栄ノ所〉と称され、そこの商工業者は〈八日市人ラ相集り、宿中繁栄ノ所〉と称され、そこの商工業者は〈町人ラ相集り、宿中繁栄ノ所〉と称され、そこの商工業者は〈町人ラインのであろう。とすれば八日市場は〈町人ラインのであろう。とすれば八日市場は〈町人ラインのである)。

K 甲斐府中の町としての組織の整備―都市化である。 とする領国大名支配の頂点的空間が甲斐にも形成・確立するのをみ 以上の銭貨の流通もおこなわれるようになったことが推測される。 常設の小売店舗になったところに真の意味の成立をみたとも をつらねた商工 ・人馬の往来が繁く・非農業的な消費者の家屋も混在 おいて、 そこでは商業が発展して手工業生産がおこなわれ、 常設の店舗の出現は、 いうべき短冊形地割の市町に変質しつつあったこと は 都市を農村と区別する有力な標識である。 城(要害城)・館(武田館)・町(府中)を一 地区・町屋の集中した地域として、 流通の中絶をきたす定期市場の欠陥 かくて勝頼 都市は定期市 近世町 し・一定水準 店がならび 体 疑 このもの の代

が近世 的地点にふさわしい社会的・歴史的条件を具備していたからであ の背後には、 を大幅に超過してしまっているので・簡単な付言だけに 世城下町<甲府>への展望を書く予定であったが、すでに 離・独立したものでなかったのである。 こには農民が多く混住していて田畠も在り、 いうことばで象徴されているように府中の規模は小さく、 なければならないであろう。 とはいえ、甲斐府中の都市: |甲府の目となった甲府城建設地としてえらばれた地理 武田氏が滅び・徳川家康の甲斐入部となって一条小山 そこ一条小山が甲府盆地における近世封建政治の中枢 中世の都市が一般に<千軒の在家>と 的発展にたいする過大評価は なお最後に甲斐府中から近 行政的にも農村 止 つつしま ďδ 生的条件 から分 の地

√拙著『甲斐府中』△「補訂甲斐武田氏」付録6>参照)

るにいたったのである。

おわりに

以上、

それにしても私には、他に書きようがなかったのである。となってしまったことをお詫びする。それに拙論の展開が図式論的となってしまったことをお詫びする。それに拙論の展開が図式論的となっている。とすれば本稿は私の見地からする独善的な押しつけに感じている。とすれば本稿は私の見地からする独善的な押しつけに感じている。とすれば本稿は私の見地からする独善的な押しつけに感じている。とれにしても私には、他に書きようがなかったのである。

とはいえず・また氏の全体的な構想からすれば実に些沫な点にこだ

鋭の学究の意欲的な労作にたいし、その論点すべてを理解している

飯沼論文の問題点にたいする私見の開陳であるが、

気

は戦国期城下町"甲府"の研究としては最初の本格的論文であり、

ともあれ<はじめに>においても書いておいたように・飯沼論文

待しつつ棚筆とする。 待しつつ棚筆とする。 待しつつ棚筆とする。 待しつつ棚筆とする。 様極的な問題提起の一文であることは贅言 だいた。しかもその視角と方法において甲斐府中の研究に かるくを学ばせていただいた。かかる実証的な研究論文の出現に触 が多くを学ばせていただいた。かかる実証的な研究論文の出現に触 があると信ずる。私ももちろ の多くを学ばせていただいた。かかる実証的な研究論文の出現に触 がさらには前途洋々たる飯沼氏の今後の研究の一層の発展と前進に期 さらには前途洋々たる飯沼氏の今後の研究の一層の発展と前進に期 さらには前途洋々たる飯沼氏の今後の研究の一層の発展と前進に期 があるとに対していただいた。かかる実証的な研究に するまでもない。しかもその視角と方法において甲斐府中の研究に するまでもない。 はいまたり、 はいまたり、

――一九八六・六・一五稿 (市史編さん専門委員

の森経塚発掘調査報告

発掘調査に至る経緯

(1)発掘調査に至る経緯

器片を採集されたことが契機となった。 策中の有賀亮右氏(甲府市国母四丁目)が、一の森山頂において陶 本遺跡の発掘調査は、一九八五年四月二一日武田の杜遊歩道を散

推定されている。 六月下旬に有賀・小林両氏は一の森山頂の踏査を行い経塚の存在を 一丁目)に鑑定を依頼し、経筒外容器との確認を得られた。また、 陶磁器に関心のあった有賀氏は、さらに小林真氏(甲府市丸の内

専門部会によって発掘調査の準備が進められた。 となり、 に注目されることとなった。一の森経塚の学術調査の必要性が話題 この経塚発見については、甲府市市史編さん室へも報告され大い 市史編さん委員会(委員長磯貝正義)の考古・古代・中世

会連合会、 へ依頼する(上積翠寺町自治会、下積翠寺町自治会、 九月一一日「一の森経塚遺跡」発掘調査の承諾を関係団体、 白山神社、 甲府営林署)。 相川地区自治 機関

一月五日甲府林務事務所より、保安林内作業許可書が送付され

田

代

孝

一二月九日文化庁より甲府市市史編さん委員会委員長へ発掘届 一一月一一日文化庁へ埋蔵文化財発掘調査届を提出する。

受理通知書が送付される。

に多大な御協力を得た。記して感謝したい。 準備段階から発掘調査に至るまで、 次の機関、 団体、

静次郎、 治会、相川地区自治会連合会、白山神社、有賀亮右、小林真、 清水正、林周治、林寛吉、山本政雄(敬称略)

甲府営林署、甲府林務事務所、上積翠寺町自治会、下積翠寺町自

調

調 査主体 甲府市市史編さん委員会

調査担当者 磯貝正義(市史編さん委員会委員長)田代孝(市史 編さん専門委員)萩原三男(市史編さん専門委員)

調査参加者 史、髙木伸一、中山誠二、原節郎、日向千恵、 池谷秀樹、井上有史、井上義彦、内田裕一、小池宏

裕史、宮沢公雄、八巻与志夫

進めるために大変な努力をいただいた。厚くお礼を申し上げたい。 なお事務局の髙木伸也、数野雅彦の両氏には、 発掘調査を円滑に

遺跡の位置と地理的、 歴史的環境

武井

個人の方々

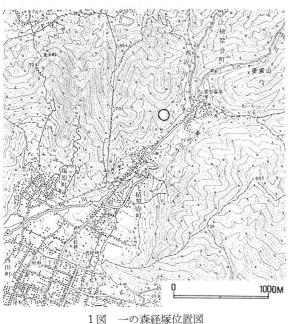
跡の位置

積翠寺町一八五五番地

地理的、 歴史的環境

には する通称 の森経塚遺跡は、 一の森」山頂にある。また、 三の森が続いている。 武田氏館跡から北東へおよそ一・五㎞に位置 一の森の北にのびる尾根上

れる。 頂は標高五七七m、 黒雲母花崗岩の露頭が見られる山頂からは、 頂部とその南面にはわずかな平坦 甲府市街地から 部がみ 5



疣石塚 えることができよう。 相川の中流域から上流域にかけては古墳時代に遡る人々の生活を考 明らかではない。 とされる。 があり、さらに県道に並行するように相川が南流して 本遺跡のある積翠寺の地名は、 (いぼいしづか) 戦国期には石水寺郷の名が見えるが、それ以前の歴史は しかし下積翠寺地区の西側に接する塚原地区には などの古墳の存在も知られていることから 地内の臨済宗寺院、積翠寺による

·府盆地南部までを望むことができる。山すその県道沿

いに白

山

さらには塚原の烽火台などの中世城館跡がある。 躑躅ケ崎館 周辺の遺跡としては、 (武田氏館) や永正一七年に積翠寺丸山に築いた要害城 永正一六年(一五 九九 武田信虎が築い

た

査

(1) 発掘調査の経過

が黒色土層 された山頂部の木製ベンチ付近を中心として三・〇m×六・ 了した。 グリッド(発掘区)を設定する。表土の除去を始める。 露頭の間に堆積した状況であり、 一二月二 九八五年一二月二一日から調査を開始し、 (腐葉土)で厚さ二㎝前後、二層は黄褐色土層で花崗岩 日 一の森山頂に発掘器材を運び上げる。 平均して七㎝ほどである。 翌年の一 月七日に終 陶片が採集 土層は一層 五 m の

奉賽銭と思われる古銭を表土より採集した。 二月二二日 ベンチの脚付近の埋め土から陶片を検出し、 木製ベンチを移動させ、ベンチ設置の際の二か さらに石 祠 所

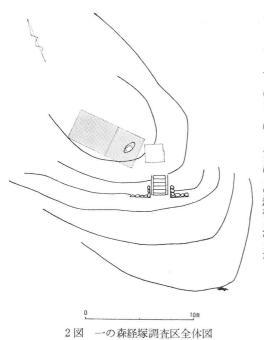
下部は花崗岩の岩盤となっていることが確認された。

が、さらにこれより東へ約一・五mの位置で陶片の集中箇所が確認 て半割された陶製容器と石組が検出された。これを第一経塚とした の掘り方を確認し、 埋め土を掘り出す。 東側の掘り方の壁際に お

i,

てグリッド全体を掘り下げ遺構確認を行う。 を呈し、底部に敷石が確認されたことから第二経塚とした。 一二月二四日 陶片の集中箇所の精査を行う。この場所が土壙状 あわせ

たもので、 釘や銅板の小破片も検出された。経塚は底部が敷石で壁に石を配し および蓋形であり、 一二月二五日 一・○m×○・八mほどの規模となった。 第二経塚の精査を引きつづき行う。陶片は円筒形 複数の個体であることが認められた。 また鉄製



磁の小破片が検出された。 内部から銅製の飾り金具と思われるものや鉄製釘、 一二月二六日 経 塚の北、約一・○mの位置で第三経塚を確認する。 第二、第三経塚の精査を行うと共に写真撮影や実 および青磁と白

測を進める。さらに遺構確認をつづける。

る石祠付近の遺構確認を行う。 の表土層直下より陶片が検出された。さらにグリッド東端近くにあ 一九八六年一月六日 積雪の除去を行う。 写真・実測を進める。 第二 一経塚に接する東側

頂の現状回復を行う。発掘器材等の撤収を行い発掘調査を終了する。 一月七日 地形測量および遺構、 グリッドの埋めもどしを進め山

(2)遺 ع

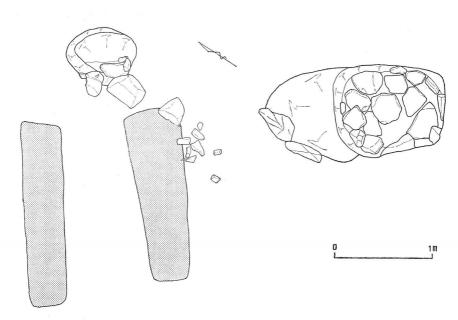
り三基の経塚を検出することができた。以下、 土遺物及び調査区内一括遺物について述べる。 の森経塚遺跡の発掘調査によって、 山頂部に設定した調査区よ 三基の遺構とその出

第一経塚と出土遺物

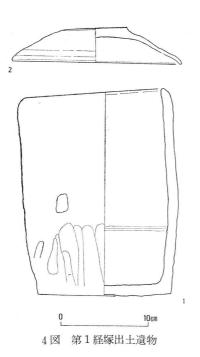
第一経塚

のうち、 げた段階で確認された。長さ一・八m、 経塚は木製ベンチを移動させ、 東側の溝の壁際である。 脚部埋設のための掘削溝を掘 幅○・五mの二本の掘削溝

花崗岩の岩盤を壁としている。 の断面の割れ口が新しいことから、 できた。円筒形の容器の口縁部には蓋の一部が残されていた。 陶製容器の周囲は角柱状の花崗岩が配されており、 壁面の精査によって陶製容器の半割された状態を検出することが かつて採集された陶片と同一の個体であることが確認された。 ベンチ設置の際に陶製容器を収めた 溝の埋め土内より出土した陶片 また一部には



3図 一の森経塚全体図



三○㎝である。
三○㎝である。
三○㎝である。
また底部には敷石を置いていない。確認面の石組上特有の小丘状の高まりなどは確認されず、表土層直下で石組の一部が現れている。また底部には敷石を置いていない。確認面の石組上特有の小丘状の高まりなどは確認されたと推測される。なお経塚に石組の埋納施設の半分ほどが破壊されたと推測される。なお経塚に

土 遺物(4図)

埋め土内の陶片を合せて復原するとほぼ完形となった。出土遺物は陶製容器とその蓋が出土している。採集された陶片や

㎝である。胎土は緻密で、焼成は良好であり、色調は灰白色であ部には縦方向にヘラ削りもみられる。器壁の厚さは一・○~一・器面は内・外面ともに横ナデの調整がみられ、外面の底部近くの六・五㎝とわずかに不整円形である。口唇部は外面が内反する。4図1は器高が二三・五㎝である。口径は短径一五・○㎝、長径4図1は器高が二三・五㎝である。口径は短径一五・○㎝、長径

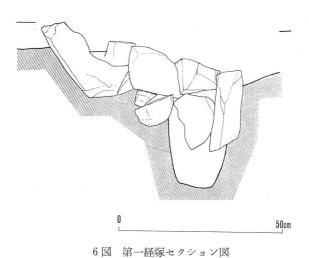
○ cm である。 蓋は陶製容器の口縁部に残っていた。 4図2は陶製容器の蓋であり、 蓋上部は円形(径七・○m)で平らになっている。

製作時の切り離しの乱れをナデによって調整している。 も横ナデの調整がみられる。器壁の厚さは四・○mで、 cmとなっている。 胎土は緻密で、焼成は良好であり、 上部で一・ 色調は灰白 内・外面と



器形は皿状である。基部径は一九 $\stackrel{\cdot}{\bigcirc}_{m}$ えておきたい。また生産窯は渥美窯の可能性を指摘しておきたい。 第一経塚から東へ一・五mの位置で確認された経塚である。 第一経塚から出土した陶製容器は、その形態から経筒外容器と考 第二経塚と出土遺物 塚 (7図)

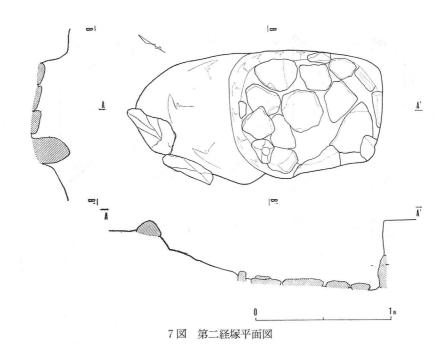
石組がみられなかった。底部は板状の石を用いて床を作っている。 cmである。壁は人頭大の石を据えているが、 短径○・八πで隅丸方形である。 西側から北側の一部は 深さは地表面から五〇



第一経塚平面図

5 図

0



の遺物が出土している状況であった。 経塚の上部構造はすでに失われており、表土層直下より陶片など

出 (8) 9 (10) 図 ・14 (図)

測される。 片の状態で出土していることから、 銅製板状の小破片がある。陶製容器をはじめとする遺物は多数の破 出土遺物は、 陶製容器とその蓋、 山茶碗、土師質土器、鉄製釘、 ある時期に破壊されたことが推

る。 褐色であり、 部下半の一部には縦方向にもナデがみられる。内・外面の色調は茶 にたちあがっている。器壁の厚さは胴部で一・八~二・〇mである。 ほどであるが実測復原ができたものが二点、胴部下半が二点である。 器面は内・外面ともに横ナデによる調整がみられるが、外面の胴 8図1は器高二六・○㎝、 陶製容器は六個体分が確認された。完形に近いものが二点、半分 形態は円筒形であるが、口縁部で強く内反し、口唇部がわずか 断面によれば二・〇m程度までが茶褐色で、 口径一四・〇㎝、底径一六・〇㎝であ その間は

調整および色調、胎土などは1と同じである。 底径約一六・○mである。円筒形で、口縁部が内反する器形である。 黒色である。胎土は砂質でやや小粒子を含み軟質である。 8図3は半分ほどを復原することができた。器高二六・五㎝、口 8図2は底部が欠損している。現高二四・○m、口径一四・三m、

8図4も半分ほどを復原することができた。 五・○㎝、底径約一六・○㎝である。 現高二四・〇㎝、 は1と同じである。

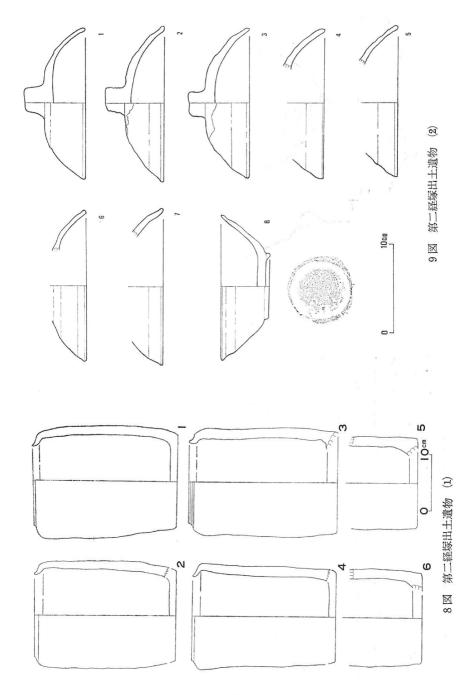
一五・○㎝、底径約一七・○㎝である。器形、調整、

色調、

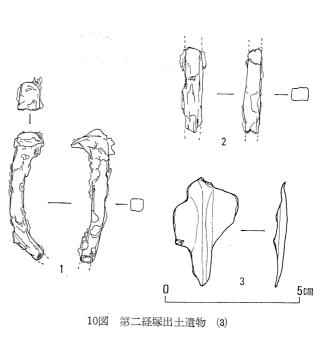
胎土

口

8図5・6ともに胴部下半で、底径約一六・○mである。



— 82 —



をのが三点、三分の一が二点である。 を器は製作技法のうえで同一であると認められるものが二点、半分の容器は製作技法のうえで同一であると認められるものである。 容器は製作技法のうえで同一であると認められるものである。 な器は製作技法のうえで同一であると認められるものである。 を器は製作技法のうえで同一であると認められるものが三点、半分の を器は製作技法のうえで同一であると認められるものが三点、半分の とができたが、接合できなかった胸片も多い。 を関いてきたが、接合できなかった胸片も多い。 を認めている。 とができたが、 においては多量の胸片から六個体分を識別して復原する

9図1は器高が七・○㎝で、基部径は一六・七㎝である。高さ二・

焼成は良好である。○㎝、径三・○㎝の円柱状のつまみがある。天井部はやや平坦で肩の、径三・○㎝の円柱状のつまみがある。天井部はやや平坦で肩

と同じである。
・の周囲にかけて、白色を呈する陶土状のものが塗付されている。その周囲にかけて、白色を呈する陶土状のものが塗付されている。9図2は器高が六・七㎝で、基部経は一七・五㎝である。つまみと

じである。 ウェス部分の処理や、脂土、色調、焼成などは2と同 ウェスである。 ウェス部分の処理や、脂土、色調、焼成などは2と同 のである。

成については1・2と同じである。であるが、基部径は一七・○~一七・五㎝である。胎土、色調、焼り図4~7は、つまみおよび天井部が欠損している。器高は不明

壊された段階に失われたと推測される。分である。このことは陶製容器の遺存状況とも関連して、経塚が破蓋については七個体分が確認されたが、つまみが無いのが五個体

の窯業地の可能性も考えておきたい。を器については渥美窯を推定しておきたい。しかし蓋については他容器については渥美窯を推定しておきたい。しかし蓋については他

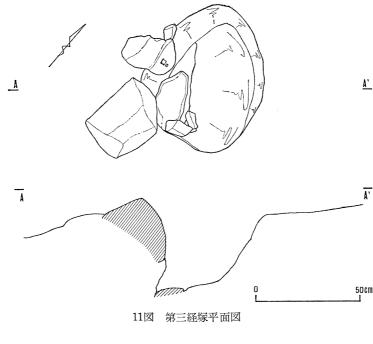
山茶碗は一点である。

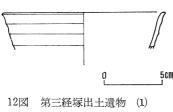
て調整されている。色調は灰白色で、胎土は緻密であり、焼成は良内面は使用痕がみられよく磨耗している。また器面は横ナデによっやかに内湾し、口唇部近くでやや外反する。器面は外面が粗いが、である。底部は糸切底であり、付け高台となっている。器形はゆるの図8は器高が五・四㎝で、口径が一六・四㎝、高台径は七・五㎝9図8は器高が五・四㎝で、口径が一六・四㎝、高台径は七・五㎝

後半であろう。さらに山茶碗が経塚副納品か、蓋としての転用かは 好である。なお内面の一部に赤色部分がみられる。時期は一二世紀 不明である。

A'

۸'n





部には、

板状の石が 一枚 敷かれてい

れていた。地表面から深さ四○㎝の底

が考えられる。 14 土師質土器の小破片が数点出土している。 |図1は小皿で、底部はやや厚くなっている。一二世紀代の時期

鉄製釘が二本出土している。

10図1・2は断面が方形であり、

1

は頭部を折り曲げている。

2

は上・下が欠損する。

10図3は破片中央部に稜線状のふくらみがみられる。 銅製板の小破片が出土している。

これらの金属製品についても不明であり、 c 第三経塚と出土遺物

検討課題である。

の三〇㎝前後の石の集中が認められた場所であり、それらの石を撤 第一経塚の北へ約一・○πの位置に存在した経塚である。 三経 塚 (11図)

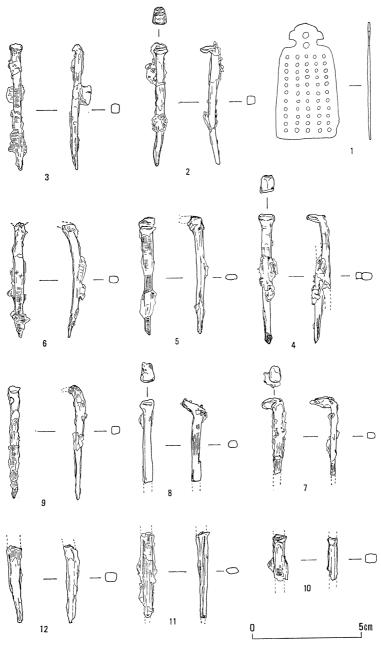
去した段階で確認された。直径六○πで円形を呈する。

が、南側の一角に角柱状の石が据えら であり、 経塚は岩盤のすき間を利用したもの 部は 岩盤を 壁としている

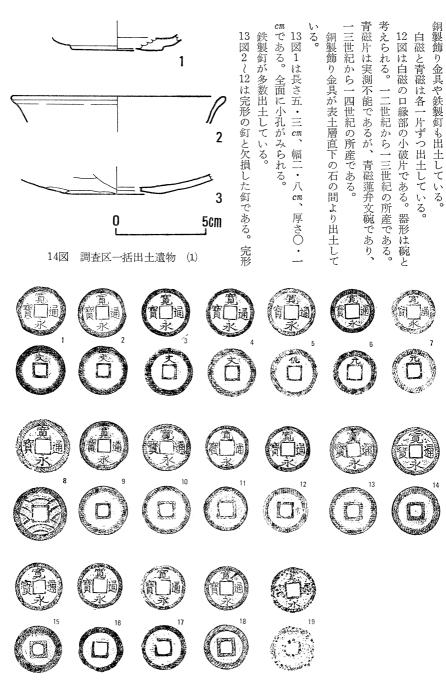
況であったことから、上部構造を含め た。内部は石が投げ込まれたような状 て破壊されていたことが推測される。 土遺 物 12 図 · 13 図

岩盤の壁際で検出されている。さらに 出土遺物は白磁と青磁が各一片ずつ

花崗岩



13図 第三経塚出土遺物 (2)



15図 調査区一括出土遺物 (2

れるのか、検討すべき内容である。

釘についても埋納品であったのか、または木製品の存在が考えら

d 一 括 遺 物 (4図·15図)

調査区の表土中より出土した土師器と古銭がある。

1図2・3は土師器の杯と皿の小破片である。杯は一○世紀第四

半期に位置づけられる。

であろう。19のみが鉄銭で他は銅銭である。のであり、すべてが寛永通宝である。奉賽銭として用いられたもののをあり、すべてが寛永通宝である。奉賽銭として用いられたもの15図1~19は石祠周辺の表土下及び石祠石組下部より出土したも

四 発掘調査の成果と考察

きなかった。

とから一の森経塚は経塚群としてとらえることができる。一の森経塚の発掘調査によって三基の経塚が確認された。このこ

調査が行われることも多いのである。るのためには偶然の発見が多く、これを契機に経塚の考古学的る。そのためには偶然の発見が多く、これを契機に経塚の考古学的や長い間に平坦化が進み、 現在では 経塚と認めることは 困難であ経塚は一般的には土や石を盛りあげているが、小規模であること

ての考古学調査であることに大きな意義がある。れらも偶然の発見とされている。今回の一の森経塚は山梨では初め寺経塚(白根町)、秋山経塚(甲西町)などが知られているが、こおいても柏尾白山平経塚(勝沼町)、雲峰寺経塚(塩山市)、善応おいても幕尾がもまさにこの例にあてはまるものといえよう。山梨に一の森経塚もまさにこの例にあてはまるものといえよう。山梨に

みたい。 以下に発掘調査の成果をふまえて、遺構や遺物について検討を試

① 経塚の構造

器の復原では、内部に経筒ないし経巻などの痕跡を認めることはで据り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器一個体分しか埋掘り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器一個体分しか埋掘り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器一個体分しか埋掘り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器一個体分しか埋掘り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器一個体分しか埋掘り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器一個体分しか埋掘り込み、周囲に石を配した構造である。陶製容器が大きについては発見されることがなかった可能性もある。しかし陶製容器が大きに、一般を表すが、その半分ほどを破壊されてしまった第一経塚はベンチ設置の折、その半分ほどを破壊されてしまった。

第二経塚はやはり蓋石や盛土、積石などの上部構造は不明であっ経塚を造営するには適地であったといえよう。 中での規模である。やや花崗岩の外球が混在する程度であり、一定の規模であり、陶製容器や蓋が六個体分および七個体分出生したが、それらの数の埋納にふさわしいものとなっている。な出土したが、それらの数の埋納にふさわしいものとなっている。な出土したが、それらの数の埋納にふさわしい格場である。一・○mたが、石室と呼ぶにふさわしい構造を有した経塚である。一・○mたが、石室と呼ぶにふさわい構造を指して明であったといえよう。

なく、石室構築を基本としていることが確認された。 なお小石室以上のことから、三基の経塚は単に土壙を穿っただけの構築ではた。さらに底部に板状の石が一枚置かれていた。 発生がのでは、 角柱状の石組が一部に 残されてい 第三経塚も上部構造は不明であった。岩盤のやや深くなったくぼ

と呼ぶべき様相をもつものとに分けることができる。(第二経塚)としての様相をもつものと、石組(第一・第二経塚

であったというものである。
 在室や石組のある経塚の類例を山梨の中に求めると、康和五年銘であったというものである。石室は方形で一・○正さの出土で知られる柏尾白山平経塚がある。石室は方形で一・○正さの出土で知られる柏尾白山平経塚がある。石室は方形で一・○正さの出土で知られる柏尾白山平経塚がある。石室は方形で一・○正さいたというものである。

平安から鎌倉時代にかけて多いと指摘されているところである。一の森経塚や柏尾白山平経塚のように、石室や石組のある経塚は

② 経塚の遺物

他金属製の遺物がある。 経塚石室内から出土した遺物は、陶製容器と蓋を主体とし、その

て専用のものを手に入れて埋納していることが知られる。 甕を転用させているのではなく、経塚造営に際して経筒外容器としれたものである。経典の埋納にあたって、日常生活品の陶製の壺やれたものである。経筒を保護するための間接容器として製作さおしいものである。経筒を保護するための間接容器として製作さいあり、円筒形の器形は「傘蓋」を含めて、経筒外 容器(外第一経塚の完形になった 陶製容器については、 経筒外 容器(外

第二径家の陶製容器も経筒外容器である。円筒形で器壁が厚く、いるのである。(2)以外に特殊品とされる経筒外容器なども生産し、各地へ流通させて以外に特殊品とされる経筒外容器なども生産し、各地へ流通させて出たいて一二世紀初頭に開窯した渥美窯は、一般的な日常生活品島において一二世紀初頭に開窯した渥美窯は、一般的な日常生活品

あまり例がないものである。茶褐色でやや軟質的な焼成である外容上端部近くで内反して口唇部がたちあがる器形は、他の外容器には第二経塚の陶製容器も経筒外容器である。円筒形で器壁が厚く、

技法に関連するであろうか。
器は、あえて類例をあげるならば、渥美窯の短頸壺の口辺部などの

経筒外容器は三明寺のものに近似するという。 沼津市三明寺経塚のものがある。また豊川市財賀町の観音山出土のの生産地は今後の検討が必要であろう。なお類似するものとして、外容器と異なり、外見上は一対になるとは思えないほどである。そ外容器と異なり、外見上は一対になるとは思えないほどである。そ

ている。一三世紀前半代の美濃窯の所産としている。 るが、山梨においては武川村の宮間田遺跡の住居址から一点出土しるが、山梨においては武川村の宮間田遺跡の住居址から一点出土しるが、山茶碗は第二経塚より出土しているが、器形やその口径から経筒山茶碗は第二経塚より出土しているが、器形やその口径から経筒

ち木製のものの存在を考えられるかも知れないが、その類例は皆無釘には木質部の付着がみられることから、経筒容器で箱形製品のう金属製品は釘が第二、第三経塚より出土しているが、第三経塚のモの時期は一二世紀後半に位置づけられよう。

であり、この釘の性格については不明である。第二経塚の釘は第三

課題である。 経塚のものよりやや太めである。副納品の一つであるのか、今後の

の関連が考えられるかも知れない。<工や金属片を綴った瓔珞を垂下したものがみられるが、これらとまた銅製飾り金具については、銅製経筒の傘蓋の周辺から、ガラ

きであろうか。 第二経塚から出土している銅製板状の小破片は不明である。以上 第二経塚から出土している銅製板状の小破片は不明である。以上

理しておきたい。

理しておきたい。

理しておきたい。

理しておきたい。

の検討を試みてきたが、一の森経塚の経塚群の以上、遺構と遺物の検討を試みてきたが、一四世紀初頭ごろと整塚については、第二経塚よりややさかのぼるものとしておさえ、第から、一二世紀後半で鎌倉時代初期に位置づけておきたい。第一経塚については、平安時代末期から鎌倉時代末期までと考えら過宮時期については、平安時代末期から鎌倉時代末期で一四世紀初頭ごろと整塚については、第二経塚は中国陶磁の存在から鎌倉時代末期で一四世紀初頭ごろと整塚については、第二経塚が、一四森経塚の経塚群の以上、遺構と遺物の検討を試みてきたが、一の森経塚の経塚群の以上、遺構と遺物の検討を試みてきたが、一の森経塚の経塚群の以上、遺構と遺物の検討を試みてきたが、一の森経塚の経塚群の

五まとめ

塚の封土や蓋石などのあり方については不明であった。さらに一般納品が持ち出された状況であったことが確認された。この結果、経経塚は造営以後、ある時期に破壊されて、経典を納めた経筒や副経塚は造営以後、ある時期に破壊されて、経典を納めた経筒や副経塚は造営以後、ある時期に破壊されて、経典を納めた経筒や副の森経塚の発掘調査は、三基の経塚を確認することができた。

m)と呼ぶ頂上の南面する緩傾斜地に位置する。山裾で日川と深沢

東から 南西に 横たわる 尾根の先端で、

白山平

(標高約五〇〇

りは得られなかった。ず、、その器形や銘文から経塚造営の時期や造営者などを知る手がか的には存在したであろう銅製経筒(円筒状の容器)も全く検出され

は前述したが、さらに、二・三の点を述べ、今後の課題などにもふの森経塚を検討するうえで貴重な資料である。遺構や遺物についてただし、陶製外容器の複数の出土やその他の若干の出土品は、一

① 経塚の位置について

れまとめとしたい。

らにいくつかに分類がされている。一に寺院や神社の境内、ある(6) ことが指摘されている。山梨でも特定の社寺からやや離れているが、 はその近傍、二に人々が聖なる所、霊地と考えていた所、三に墳墓 られる。南北にのびる尾根上に三つの独立した小山が並び、その中 社寺との関連が考えられ、 でもあって、選地の条件の一と四などを満たすものとなっている。 どうして選ばれたか特に指摘し得ない所である。この分類に従えば の近辺、四に周辺よりより一段と高い見はらしのよい丘陵地、 山頂一帯は低木の松に覆われているが所々に地肌を見せている。 でも先端に位置する小山が「一の森」である。花崗岩を基盤とする の森経塚は南側の山裾に白山神社があり、またみはらしのよい所 経塚造営の趣旨から寺院や神社との関連が指摘されているが、さ また社寺境内でも高所が選ばれている例は平安時代に顕著である の森経塚の位置は、特定の意味をもつ場所であったことが考え 銘経筒が出土した柏尾白山平経塚がある。 しかもみはらしのよい所を選んだ例とし

川が合流しているが、 安期の経塚造営の好例であり、 に創建されたと推定される大善寺がある。この柏尾白山平経塚は平 西側にあたる深沢川の対岸には平安時代前期 一の森経塚を 理解するうえで重 要

った。 皿などからその時期が一○世紀第四半期に位置づけられるものであ 出土している。実測可能なものから検討したところ、土師器の杯や あり触れておきたい。調査区一括遺物とした中に土師器の小破片が の森経塚の選地にかかわって、出土品のうち注目されるものが

考えてきたところである。このことから土師器と経塚との間に約二 師器は供献用として置かれていたものかも知れない。 中期頃に聖地あるいは霊地と考えていた可能性も考えられよう。土 ら、その性格は不明といわざるを得ないが、この一の森山頂を平安 ○○年の差がみられることになる。 の森経塚の造営を一二世紀後半から一四世紀初頭に位置づけて 土師器については出土状況か

たことは、古代からの神仰の場としての流れを継承していたことが 近世に入っても山頂の一画に石祠が置かれ、奉賽銭も存在してい

東から南にかけてが重要視されているという指摘がなされている。(雪)いるが、尾根の走る方向と一致している。経塚造営にあたっては、 能性を一の森経塚造営にあたって考えてよいかも知れない。 の森経塚についても、 . なみを望むことができる。南に対しての方位性を意識していた可 の森の山頂に築かれた経塚の方位は、南北に並ぶものとなって その山頂からは南に甲府盆地とそれを囲む

経塚の造営者について

文などから造営者を知ることも多いのである。 銅製円筒状の容器に納めて埋納してあるが、その経筒に刻まれた銘 経塚は書写した経典を土中に埋納した場所である。 普通は経

その周辺について考えてみたい。 の森経塚では造営者について具体的に知ることができないが、

在は確実であったといえよう。 納できるのである。いずれにしても一基の経塚に複数の外容器の存 在したことが注目される。石室の面積からは、外容器は十点強が たい。まず第二経塚は陶製外容器の出土が蓋の数からでは七点が るが、平安末期から鎌倉初期とした第二経塚をとおして検討してみ の森経塚が造営された時期を平安末期から鎌倉末期と考えてい

治的に台頭してきた有力武士層などが、経塚造営の施主として新た まではかなりの財力を必要とすることから、一二世紀後半頃には政 大きな事業であったことが考えられるのである。経典書写から埋納 まみの付いたもの(撮蓋)が考えられる。 っている(盛蓋)ところから、柏尾白山平経塚のうち第六経塚出土 は、経筒の総高約二五㎝、口径約一〇mほどまでのものであろう。 の経塚や静岡県沼津市の三明寺経塚出土の経筒にみられる盛蓋でつ ている。経筒の器形を推定するならば、外容器の蓋は上面が盛り上 多数の経典を納めた可能性のある経塚は、その造営にあたっては 一般的には書写された経典は法華経であり、 総高約三〇㎝の外容器で 経筒内に八巻を納め

美遠光の四男である。 なお源頼朝の幕府創建に活躍した小笠原長清 銘経筒の出土した秋山 は施主であり、 甲斐源氏 経

に登場してきていることが知られる。

ついてもその背景に有力武士層を考えることができよう。や南部光行とは兄弟である。これらのことから、一の森経塚造営に

信光が拠って、後に武田の惣領職を継いでいる。 信光が拠って、後に武田の惣領職を継いでいる。 信光が拠った武田信義の男子たちをあげることができる。甲府盆地 、一条小山(現甲府城跡)に居館を設け一条氏を称している。兼信は 田府市東部の板垣荘に拠って板垣氏を称し、有義は甲府市西部と北 田府市東部の板垣荘に拠って板垣氏を称し、有義は甲府市西部と北 田府市東部の板垣荘に拠ったしたができる。甲府盆地 武田に拠った、後に武田の惣領職を継いでいる。

森経塚の眼下に広がる相川扇状地が含まれていたであろう。相川の中・下流域に広がっていたと考えられ、とくに小松荘は一の武田有義の存在が注目されよう。根拠地となった塩部荘・小松荘はこの一族のうち、中宮侍長左兵衛尉、塩部右衛門尉ともいわれた

<u>ځ</u>

古学調査によって、経塚をめぐる課題を深める必要があろう。続く二の森、三の森において経塚の存在が予想されるとすれば、考一の森経塚では銘文のある遺物などが出土していないが、北方に森経塚の眼下に広がる椛川原状地が含まれていたてあろう

③ 経塚と中世陶器について

があろう。一の森経塚のものは渥美窯の製品の可能性を述べたが、である。また雲峰寺経塚(塩山市)では常滑の三筋壺が用いられてである。また雲峰寺経塚(塩山市)では常滑の三筋壺が用いられてである。また雲峰寺経塚(塩山市)では常滑の三筋壺が用いられてである。また雲峰寺経塚(塩山市)では常滑の三筋壺が用いられてである。これらの陶器が内陸部の甲斐国に搬入されてきたのは平体である。これらの陶器が内陸部の甲斐国に搬入されてきたのは平体である。これらの陶器が内陸部の甲斐国に搬入されてきたのは平体である。これらの陶器が内陸部の甲斐国に搬入されてきたのは平体である。これらの陶器が内陸部の甲斐国に搬入されてきたのは平地である。

さらに明確にすることが重要であると考えている。

が考えられるのである。ことは十分でないが、東海地方の窯業地との関係がかなり深いことは半分でないが、東海地方の窯業地との関係がかなり深いことは、山梨において経塚そのものの例が少ないところで一般化していら

狭いことが知られている。ている。なお渥美は、愛媛県から岩手県までと常滑より流通範囲はみると、北は青森県から南は鹿児島県までの太平洋岸全域に流通しみると、北は青森県から南は鹿児島県までの太平洋岸全域に流通し 一二世紀初頭には開窯された常滑窯や渥美窯は、一三世紀に入っ一二世紀初頭には開窯された常滑窯や渥美窯は、一三世紀に入っ

-- 91 --

これらの中世窯業地から各地への搬入は、古代からの官道も用いたれたと思われるが、関東平野における常滑の出土遺跡の研究などられたと思われるが、関東平野における常滑の出土遺跡の研究などと末期から鎌倉時代にかけて、甲斐国に多量に運ばれてきた中世陶宏瀬は、恐らく富士川水系が流通経路の主要なものであったことが器類は、恐らく富士川水系が流通経路の主要なものである。平安にのだろう。

わった。記して感謝したい。化財センターの坂本美夫の各氏には出土遺物等についてご指導を賜料館の井上喜久男、渥美考古学研究会の小野田勝一、山梨県埋蔵文教示をいただいた。とくに東京国立博物館の関秀夫、愛知県陶磁資

ある。 東などの記録類および出土遺物は、甲府市市史編さん室に保管して真などの記録類および出土遺物は、甲府市市史編さん室に保管して長、萩原三男専門委員の助言を得て、田代孝が行った。実測図、写長、萩原三男専門委員の助言を得て、田代孝が行った。

1.6 静次郎会長)と甲府市市史編さん委員会、出席者は約四○名であっ遺跡の地元説明会を開催した。主催は相川地区自治会連合会(武井広お、本年二月一六日、下積翠寺町公会堂において、一の森経塚

注

- 他埋納品調査報告」『考古学雑誌』四八―二 一九六二年(1)上野晴朗「山梨県勝沼町柏尾白山発見康和五年銘経筒その
- (2) 赤羽一郎・小野田勝一編「常滑渥美」『日本陶磁全集』8
- 館紀要」5 一九八一年 (3)鈴木裕篤「三明寺経塚とその周辺」『沼津市歴史民俗資料
- 県陶磁資料館研究紀要』1 一九八二年(4)柴垣勇夫「建久8年書写法華経伴出の経塚出土資料『愛知
- (5)平野修『宮間田遺跡』武川村教育委員会 一九八六年
- 一九八四年 (6) 三宅敏之「遺跡と遺構」『新版仏教考古学講座』第6巻

- (7) (6) に同じ
- 史』一七四 一九六二年(8)磯貝 正義「山梨 県勝沼町 出土の経筒について」『日本 歴
- 2)に予特月「甲基国路記)を全・1251年で同品・『甲基路』創刊号・一九六二年

(9) 重松敏美「経塚の方位と、その選地の在方」『山岳修験』

- (10)上野晴朗「甲斐国発見の鎌倉・室町時代陶器」『甲斐路』 一九六一年
- (12) 赤羽一郎「関東平野における中世常滑窯製品の出土分布」について」『甲斐路』52 一九八五年
- 『愛知県陶磁資料館研究紀要』3 一九八四年

》 考 文 献

- 商品(反本)美夫「火山圣」茶出上品」『甲斐芳古』 一三九六七年東京国立博物館『東京国立博物館図版目録経塚遺物篇』
- 一九七六年) 菊島(坂本)美夫「秋山経塚出土品」『甲斐考古』 一三—一
- 三宅敏之『経塚論攷』 一九八三年
- 関秀夫『経塚遺文』 一九八五年

4 3

(市史編さん専門委員)



▼一の森経塚遺跡遠景(中央)





▼一の森山頂より眺望した甲府盆地





▼第一経塚遺物出土状況

▶第二経塚遺物出土状況



▼第三経塚遺物出土状況





▼第一経塚





▼第三経塚





第一経塚出土経筒外容器



第二経塚出土経筒外容器



第二経塚出土経筒外容器



第二経塚出土経筒外容器



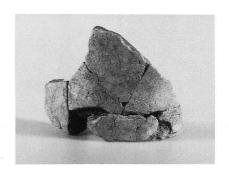
第二経塚出土経筒外容器



第二経塚出土山茶碗



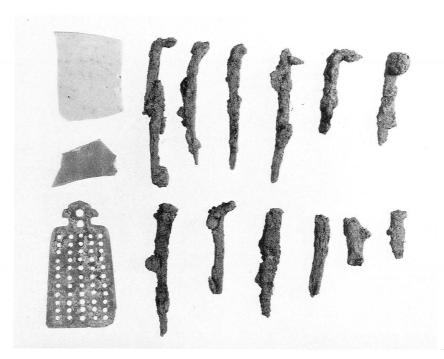
第二経塚出土経筒外容器



第二経塚出土経筒外容器

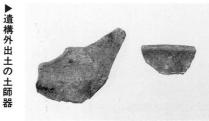


第二経塚出土経筒外容器(蓋)



第三経塚出土遺物(左上 白磁、左中 青磁、左下 銅製飾り金具、他は鉄釘)





甲府市内における先土器時代研究の可能性について

保 坂 康 夫 (日本考古学協会会員)

河 西 学 (山梨文化財研

究所

は

Ľ

め

に

一般に直径十数キロ前後の広さの地域に集中して遺跡群を形成するが行われ、比較的まとまった資料を得ている。先土器時代の遺跡は、 現堂遺跡、 よって発見されて以来三十数年を経たが、その間日本全国にそうし けられる必要があることは言うまでもないが、遺跡群や巨大な遺跡 と言えるほどの地域も知られていない。遺跡発見の努力がさらに続 が、そうした地域にくらべて山梨県内の遺跡の数は少なく、遺跡群 堂遺跡群塚越北地区、 五三年の中道町米倉山遺跡の発堀以来、富沢町天神堂遺跡、 た遺跡が多数知られるようになった。山梨県も例外ではなく、一九 本において、 都留市一杯窪遺跡、 土器出現以前の文化が、群馬県岩宿遺跡の発掘に 高根町丘の公園一四番ホール遺跡などで発堀 中道町立石遺跡、 一宮·勝沼町釈迦 同町権

うに、 作技術の面から否定的な見解を示した。甲府市は、全面積の八分の告されている。これに対し筆者(保坂)は、立地と石器の形態や製 相川や荒川の扇状地上には、ローム層の分布がみられない。このよ生活址が保存されている可能性を秘めている。しかし、甲府市内の 岸段丘や台地に立地するが、 土器時代研究の先駆者である山本寿々雄氏と石黒良行氏によって報 利な条件がある。 の土地が大規模に削剥されることがなかったことを意味し、人類の 層が分布している。ローム層の存在は、更新世のある時期以来、そ る遺跡もあるが、こうした地域には火山灰を主な母材とするローム 甲府盆地には、釈迦堂遺跡や笠木地蔵遺跡のように扇状地に立地す 状地といった地形構成である。一般に先土器時代遺跡は、平坦な河 五ほどの山地、 遺跡からポイントとナイフ形石器が採集されたことが、山梨県の先 甲府市内では、 四分の一ほどの沖積地、 地形や地質の面で先土器時代遺跡の発見に不 甲府市内にはそのような地形がない。 両者に挟まれた小規模な扇

ところが、一九八四年に、相川扇状地を構成する礫層の下位から

いる。

九六九年の南西地区土地区画整理事業の工事中に、上石田

先土器時代遺跡の存在が論議されて

が立地しない地域としての理解も必要となろう。

甲府市内においても、

究の必要性が論じられている。(6) その年代については、 いての論議がある。こうした化石の研究は、 ウマン象が生活しうる環境が周辺に存在していた可能性が強 ウマン象臼歯化石が発見された。現地性のものかは不明であるが、 そうした年代においても日本に人類が居住していた可能性につ 人類の狩猟対象であるという見地から、 火山灰より八万年以上古いものと考えられる 古生物学の分野である 考古学の 立場からの研

形・地質の状況を俯瞰し、 可能性を考えたい。 て、発見の状況や発見地の地質を報告し、 本稿では、まず相川河床にて発見されたナウマン象臼 ついて考えたい。 さらに、 甲府市内における先土器時代研究の 甲府盆地の先土器時代遺跡の状況や地 考古学側から [歯化] 0 研究の 石につ 可能

ナウマン象臼歯化石の発見と考古学的

(1)

およびこれらの支流が流れ、

流路沿いに沖積層を堆積させ、

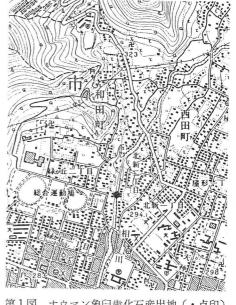
山地か

また盆地縁

盆地内には富士川と笛吹川

底噴火の火山岩類と泥岩とが分布する。

地にかけては、 石山脈を構成する。 線が南北に走り、 かけて貫入し、 して、 Ш の火山噴出物がこれらをおおっている。 辺には黒富士・茅ヶ岳・八ヶ岳・富士火山などの第四紀火山が分布 地 甲 ・巨摩山地に囲まれた三辺を有する狭小な内陸盆地である。 府盆地は、北東部を関東山地、 第三紀のカコウ岩類が北部の広い地域から御坂山 北東部の関東山地は、 鮮新世の水ケ森火山岩類や更新世の黒富士・茅ケ岳 南部フォ この西側では四万十帯の赤 糸静線東側の巨摩山地から盆地南東部の御坂 ッサ 7 四万十帯を構成する小仏層群を基盤と グ ナ地域を特徴づける新第二 南東部を御坂山地、 西部には糸魚川・静岡構造 石層群 ・白根層群が赤 地 西部を赤 一紀の海 部に 周 石



(国土地理院2万5千分の1地形図より)

状地性堆積物からなる曽根層群が分布する。 地・牧丘台地・赤坂台地・韮崎台地などが存在している。 辺部には、 ら盆地への斜面には大小の扇状地を多く形成している。 丘陵には、 更新世の風成堆積テフラ層をのせる曽根丘陵・ 黒富士火砕流・韮崎岩屑流、 しかし甲府盆地 および湖成堆積物

このうち 市之瀬台

相川産ナウマン象臼歯化石の発見

(2)

統に

ついては不明な点も少なくな

曾根

側の相川河床でナウマン象の臼歯化石が発見された 石は、 九 八四年甲 大雨後の相川西岸河床で、 府市在住の鈴木昭雄氏によって、 暗緑灰色シルト質砂層中に 緑 ケ丘運 (第1図) 東

鹵化

て削剝され、化石が発見された露頭は見られない。を上にして露出していた。現在この付近は、相川の下方浸食によっンズ状に薄く挟在される拳大~人頭大の礫層中に、風化した咬合面

なお、発見以後の経緯を述べると、鈴木氏は発見した化石の調査を依頼した。その結果、ナウマン象の臼歯であるとの回答をより、末木氏および筆者は、東京大学医学部の犬塚則久博士に化石より、末木氏および筆者は、東京大学医学部の犬塚則久博士に化石に、調査を依頼した。その結果、ナウマン象の臼歯であるとの回答をの調査を依頼した。その結果、ナウマン象の臼歯であるとの回答をの調査を依頼した。その結果、ナウマン象の臼歯であるとの回答を得たが、年齢等、詳細については近々御報告いただけるとのことでは調査を意図して、県教育委員会文化課の末木健氏に化石を託した化石の調査

③ 化石発見地点の地形地質

相川は、甲府市北部上積翠寺町近付で西沢川・仲川・東沢川の三村から帯那山にかけて太良ケ峠火山岩類が、塚原町から湯村山の古流する。 荒川は 笛吹川に合流し 富士川に注ぎ込む。 相川流域に町付近で小河川の西川と合流したのち南流し、荒川橋付近で荒川に町付近で小河川の西川と合流したのち南流し、荒川橋付近で荒川に合流する。 荒川は 笛吹川に合流し 富士川に注ぎ込む。 相川流域には、要害山から下積翠寺町の右岸と白山周辺にカコウ岩体が、太良な、要害山から下積翠寺町の右岸と白山周辺にカコウ岩体が、太良な、要害山から下積翠寺町の右岸と白山周辺にカコウ岩体が、太良は、要害山から下積翠寺町付近において山あいの狭小な流路大峠から帯那山にかけて太良ケ峠火山岩類が、塚原町から湯村山の大井から帯那山にかけて太良ケ峠火山岩類が、塚原町から湯村山の石岸および積翠寺から愛宕山までの相川左岸域に水ケ森火山岩類が右岸および積翠寺から愛宕山までの相川左岸域に水ケ森火山岩類が石岸および積翠寺から愛宕山までの相川左岸域に水ケ森火山岩類が大田がいたが、大田が大田に対した。

している。この付近の柱状図を第2図に示す。 発見地点の相川河床は、相川の形成した扇状地面を三~五m削剝

する。 火山灰 がレンズ状に存在する。 する。相川・西川合流点では厚さ約一・二mの軽石質火山灰 質粘土は、厚さ七〇㎝以上のレンズとして上記暗緑色砂層中に挟在 る。扇状地性礫層中には、二枚の黄白色軽石層(仮称AI3・4) 挟在する。②~④地点に露出する緑灰色シルト質粘土~暗褐色有機 追跡できる。Aー―1の上には暗緑色の砂層~砂質シルト層が堆積 上位に厚さ一~七m ら二次堆積した可能性が考えられ今後検討を要す。 を示さず異質礫を含み、A――2の岩質に類似性があることなどか Al―2)が上部を扇状地性の礫層に不整合におおわれて 露 出 最下部には有機質を含む暗褐色粘土層が露出する。この粘土層 砂層は葉理が発達し、シルト質部分・礫質部分をレンズ状に (仮称Aー―1)が認められ、流路の右岸沿いに鍵層として (平均三㎝) のピンク色がかった白色ガラス質 しかしこれらのレンズは、 均質な堆積構造

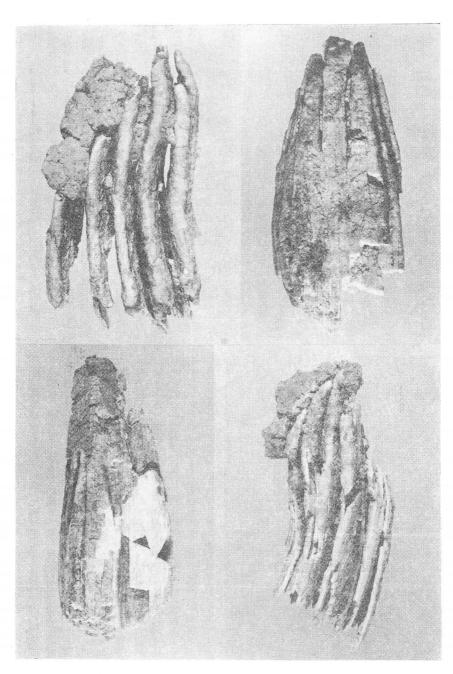
象臼歯化石の産出層準は、テフラA――1・2の中間に位置づけらと化石を産した地層とは一連のものと推測される。従ってナウマン削剝されているが、おそらく①・②・③地点に露出する暗緑色砂層層を挟在する暗緑灰色シルト質砂層とされる。当時の露頭はすでにけっマン象臼歯化石の産出した地層は、前述の通りレンズ状に礫

4 テフラの記載

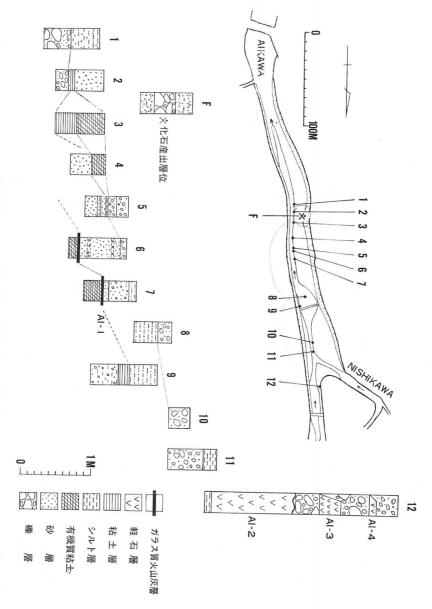
れる。

いて記述する。 斑晶鉱物・火山ガラスの屈折率の測定値はないが、二テフラにつ

分級良好。斑晶鉱物として、斜長石・斜方輝石・単斜輝石・緑色角平均三㎝。風化によって粘土化すすむ。粒径は細粒砂~シルト大でAIー1 ピンクがかった白色ガラス質火山灰。層厚一~七㎝、



相川河床発見のナウマンゾウ臼歯化石(上段と下段は別個体)



褐色C型がわずかに含まれる。軽石型、遠藤・鈴木(一九八○)のC・F型が普通である。まれに軽石型、遠藤・鈴木(一九八○)のC・F型が普通である。まれにして少ない。火山ガラスは無色細粒で、町田・新井(一九七八)の閃石・不透明鉱物などが含まれる。緑色角閃石は他の重鉱物に比較

Al-2 白色軽石層。層厚約一・二π、最大粒径二m、分級はAl-2 白色軽石層。層厚約一・二π、最大粒径二m、分級はが一半無雲母>不透明鉱物であり、それぞれ新鮮で自おまり良くない。 葉理が発達する。 風化によりやや粘土化。 軽石あまり良くない。 葉理が発達する。 風化によりやや粘土化。 軽石をおり良くない。 葉理が発達する。 風化によりやや粘土化。 軽石をおり良くない。 葉理が発達する。 風化によりやや粘土化。 軽石をおり良くない。 葉理が発達する。 風化によりやや粘土化。 軽石をおり良くない。

ついては次回報告したい。 はそれ以前のテフラに斑晶鉱物の点で類似性がみられるが、詳細にけるれ以前のテフラに斑晶鉱物の点で類似性がみられるが、詳細に明である。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰であることから広域テフリである。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰であることから広域テフリである。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰であることから広域テフリである。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰であるにはである。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰であるにはである。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰である。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰である。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰ので対しては不しまで、 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰の水のである。 Aー―1 は細粒ガラス質火山灰で類似れていては次回報告したい。

⑤ 更新世動物遺体の考古学的研究の必要性

るとする。石器等の発見はいまだに局地的で量も少ないが、動物遺配、人間自身の遺体や骨角器を含めた動物遺体の研究のたちおくれて、三万年以前の文化が年代的にどこまでさかのぼりうるかの問題、人間自身の遺体や骨角器を含めた動物遺体の研究のたちおくれ題、人間自身の遺体や骨角器を含めた動物遺体の研究のたちおくれ題、人間自身の遺体や骨角器を含めた動物遺体の研究のたちおくれい。三万年以前の文化が年代的にどこまでさかのぼりうるかの問題として、三万年以前の文化が年代的にどこまでさかのぼりうるかの問題との上によって進められている。氏は、日本旧石器文化研究の課題とこうした。更新世動物遺体の考古学的立場からの研究が、稲田孝こうした。更新世動物遺体の考古学的立場からの研究が、稲田孝

時に生活状況も推論しうるというのである。ば、石器等の研究よりも容易に、古人類の存在にせまりうるし、同り、 産出層の存在の推定も 可能である。 これを意識的に 追究すれ体は古い段階のものから新しいものまでかなりの量が発見されてお

状況を把握することで、 体の遺存状況や破砕痕である。 発掘・記録する必要があるが、 推論することができる。 査 人類存在の証拠とは、 ・研究のできる可能性が十分ある。 狩猟や解体の方法、骨角の利用方法などを 動物遺体の産出層を、 石器の共存もさることながら、 相川河床においても、 遺存状況では、 考古学的手法により 自然状態とは違 今後こうした 動物遺

三 甲府盆地における先土器時代研究の展開

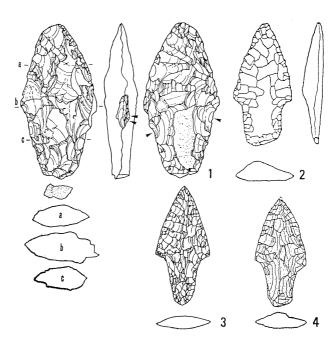
上石田遺跡発見の石器について

全体の形状は、器体中央が突出し、幅広で、基部端が調整されて繩文時代の石槍と考えられる(第3図1、長五・一m)

石器は存在しない。

さらに、

ポイントとされたものも以下の点より



第3図上石田遺跡採集の石槍と類例

出されたものかという点である。基部の作出については、 **尖頭器のような形状である。** るように見え、 くのに対し、下半は平行に近い。突出部の下半部が若干抉られてい おらず平坦である。 泉離が平坦で、 幅が広く器体の半分の長さの大きな基部をもつ有舌 先端部全体を覆うほど深いのに対し、基部側は急 中央突出部より上半の縁部が「ハ」の字形に開 問題は、こうした形状が意図的に作り 先端部側

おり、

これらの土器に伴出したとしても不思議ではない。

同様の形

1 (第3図4、)

長四・九㎝)や北海道

(第3

その系譜につい

あげられる

(第3図2、

長四・五㎝)。

この住居址では曽利=式

本遺跡でも同時期の土器が見い出されて

の土器が出土しているが、

は、

山本氏や石黒氏が指摘するような、長野県男女倉遺跡の槍先形(15)

やはり意図的であると考えられる。

こうした石

抉りを形成する剝離が周辺の剝離より

急角度であり、

部基部側の抉りについては、

剝離技術で作り出されている点から、意図的であると言える。

角度で、中央に自然面や素材の剝離面を残しており、

両者が違った

突出

に近い例としては、長野県茅野和田遺跡四五号住居址出土の石槍が 尖器や新潟県中林遺跡の有舌尖頭器の中には見い出し得ない。

態のものが九州西海岸部

甲府盆地の先土器時代遺跡

では、 号墳直下から槍先形尖頭器が出土している。牧丘台地では、 イフ形石器と槍先形尖頭器が出土している。 やナイフ形石器などが出土している。また、市川大門町宮の前遺跡 先形尖頭器、 している。 陵上に比較的多くの遺跡がある。中道町米倉山、 どで比較的多くの遺跡が発見されている。 .梨県内では、富沢町の河岸段丘や八ヶ岳山麓の高根町念場原な 後呂、富豊村弥二郎、 彫器が見い出されている。 曽根丘陵東方の扇状地上では、 一宮・勝沼町釈迦堂遺跡群塚越北地区で槍先形尖頭器 横畑の各遺跡でナイフ形石器等が出土 市ノ瀬台地では、 一宮町笠木地蔵遺跡で槍 甲府盆地内では、 赤坂台地では、 下向山、 六科丘遺跡でナ 立石、 込山遺 双葉二 曽根丘

て今後十分に検討しなければならないが、立地の問題も含め

長四・三㎝)などで多く見い出されており、

石器を繩文時代のものと考えた方がよさそうである。

る。 跡付近で北日本地域に多い舟底形細石刃核ブランクが表採されて なが

片が直径約二○πの範囲に集まっている。 堂遺跡と立石遺跡のみである。 調査がされている経緯がある。 遺跡で先土器時代遺物の発見を意図してかなりの面積のローム層の 合が多いが、後呂、 ていない。これらは、 を凌駕するはずの石器製作時に出現する剝片はほとんど見い出され 石器が見い出されたのみである。 集中部は二ヵ所程度であったという。その他では、 上の平、米倉山、 石器や剝片の集中部が見い出され 発掘時に表土や遺構覆土中で見い出された場 釈迦堂遺跡では、 しかも、 弥二郎、 石器ばかりで、 立石遺跡でも石器 横畑、 七六点の石器 一点から数点 たの 宮の前などの 石器の数 は 剝片 釈 泇

としては意識されていなかったとも考えうる。 を行き来する集団が残した一時的な遺跡であったとする考え方であ ある八ヶ岳西部地域と、その消費地である関東・東海の遺跡群の間 するため、次のような仮説も成立しうる。 あり方をどう見るべきであろうか。 少数存在し礫群・配石を伴わないような小規模遺跡といった遺跡の 石器だけを少数点出土する遺跡、 したがって、甲府盆地周縁部は、 この遺跡が存在する意味を理解 少数点の石器・剝片の集中部 定着して生業を営むべき土地 石器原材の黒曜石産地で から

甲府市の位置する甲府盆地北部は、発見された遺跡の数が少なく、 あまり |跡の立地しそうな地形も少ない。 利用されていなかったとも考えられる。 これはあくまで仮説であり、 以上の点からすれば可能性が低いと言わざるを 黒曜石産地へのルートとし 調査 ・研究の努力は 甲府市内にお

強力に続けられねばならないことはいうまでも

(3)

物は、 少なくない。今まで甲府盆地周辺で発見されている先土器時代の遺 動してきた土壌や風化物・土石などによって構成されている場合が 呼ばれるものの中には、 ゆる "ローム層"中に含まれる場合が多い。 関東平野や長野地域に比較して少ないものになってい るいは地表で採取されたものである。 先土器時代の遺跡は、台地上の風化火山 曽根丘陵・牧丘台地・市之瀬台地などの 風化テフラばかりでなく、 しかし、これらの遺物量 灰 しかし″ロ から主としてなる "ローム層"中、 斜面上方から移

根丘 フラにおおわれているが、 山が南東に位置するため、 過程において遺物が発見できるわけである。 大きい。特に先土器時代遺物の多く含まれる立川ローム層の大部分 す。これは甲府盆地内の台地が富 上下を密封されることによって、長時間を経過した現在でも発掘の は、富士火山起源のテフラからなる。これらの厚いテフラの ラ層の形成は、西方に位置する富士火山<

箱根火山によるところが 般には東方に降灰する場合が多い。南関東地域に分布する厚いテ テフラは、 陵の上の原遺跡では、 噴火口から上方に噴出されて、 立川 甲府盆地内の台地上では薄い。 御坂山地以南の桂川流域では厚 口 ーム層相当層が約 士テフラの分布域 さて、 上空の風向きに の北 m Щ 梨では富士火 限付近に位 の厚さを示 例えば曽 より

土の報告がなされている。曽根丘陵では、 宮域県下では、十数万年とも二〇~三〇万年置しているためと考えられる。 ム相当層が削剝されている部分もあるが、 河川による開析が進み立 保存の良い わ れる 遺

III

出土の可能性はあるだろう。ただし、甲府市内にはこのような台地川ローム相当層ばかりでなくより下位の層中からも先土器時代遺物最下部にはロπ―Iを挟在する。従って盆地内の台地において、立は立川ローム相当層より下位に二π以上の風化テフラの堆積があり

の分布はみられない。

根層群中にも珪藻化石を多産する湖成層が存在する。またこれらの ばかりでなく、山梨市兄川でもナウマン象化石が産出している。 物化石の保存に関して良好な条件を備えている。盆地内には、 骨・歯化石の残存は極めて困難である。これに比べて水成層は動植 成層と考えられる。 象として、 部更新統は、人類とそれをとりまく環境の情報が保存されている対 延長として盆地下に中・上部更新統が存在している。水成の中・上 の細粒堆積物が主体で分級も良好であることから湖成層あるいは河 今後調査が必要であろう。 ナウマン象臼歯化石が発見された相川 地質学的な対象というばかりでなく考古学的視点からも "ローム層"の酸化・酸性条件下では、 河床の地層は、 シルトし砂 動物の 相川 曽

層中に存在する遺跡が環境情報をより保存していることから、今後が困難な場合も少なくないであろう。しかし、低平地に広がる沖積路の変更によって埋没したものと考えられる。一時期に大量の堆積路の変更によって埋没したものと考えられる。一時期に大量の堆積路の変更によって埋没したものと考えられる。一時期に大量の堆積路の変更によって埋没したものと考えられる。一時期に大量の堆積路が変更によって埋没したものと考えられる。一時期に大量の堆積路の変更によって埋没したものと考えられる。一時期に大量の堆積路が接着が、遺物が表

さらに重要視されていく必要があろう。

おわりに

甲府盆地での遺跡や地質の状況を見ながら、甲府市内における先出時代遺跡の発見に困難な条件がある点を示したが、サウマン象土器時代遺跡の発見によって、研究の進転に一筋の光明を得たと言える。相川河床産のこの化石は、八万年より古いものとしたが、現在日本最古の石器群が十数万年前とも二〇~三〇万年前とも言われ、日本最古の石器群が十数万年前とも二〇~三〇万年前とも言われ、日本最古の石器群が十数万年前とも二〇~三〇万年前とも言われ、現在る。遺跡の存在しそうなローム層もさることながら、動物遺体の遺存が予想の存在しそうなローム層もさることながら、即府市内における先出の存在しそうなローム層もさることながら、即府市内における先出の存在してうなローム層もさることながら、即府市内における先出の存在してうなローム層もさることながら、即府市内における先出の方の道存が予想を表している。

末木健氏に御助力いただいた。衷心より御礼申し上げる 次 第 で あ最後に、本稿をまとめるにあたり、鈴木昭雄氏、大塚則久博士、

注

る。

- (1)鈴木忠司一九八四『先土器時代の知識
- (2)山本寿々雄一九七○「甲府盆地底部出土の旧石器文化なら(2)山本寿々雄一九七○「甲府盆地底部出土の旧石器文化なら
- (『甲斐考古』七―一所収) (3)石黒良行一九七〇「甲府盆地底部出土のポイントについて」
- ―」(山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター『研)保坂康夫一九八五「山梨県下の先土器時代資料の検討―一

- (5)経済企画庁総合開発局編一九七三『土地分類図(山梨県)』 (6)稲田孝司一九八四「更新世哺乳動物遺体の産状 と 人 類 文
- 化—旧石器時代研究の課題—」(『考古学研究』第三一巻第
- (7)町田洋・新井房夫一九七六「広域に分布する火山灰―拾良
- (8)遠藤邦彦・鈴木正幸一九八〇「立川・武蔵野ローム層中の Tr火山灰の発見とその意義―」(『科学』四六、三三九~三

火山ガラスの濃集層」(『考古学と自然科学』一三、一九~

- (9) 小林国夫・清水英樹・北沢和男・小林武彦一九六七「御嶽 火山第一浮石層―御嶽火山第一浮石層の研究その1―」(『地
- (10) 注(6) に同じ 質学雜誌』七三、二九一~三〇八)
- (11) 注(2) に同じ
- (12) 注 (3) に同じ
- (13) 注(4) に同じ
- 〔4〕高木勇夫・中山正民一九八三「甲府盆地西部地域の地形」 『日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要』)

- (15) 注(2) に同じ
- (17)芹沢長介一九六六「新潟県中林遺跡における有舌尖頭器の (16) 森嶋稔・川上元・森山公一他一九七五『男女倉』 研究」(『日本文化研究所報告』2)
- (11) 藤森栄一・宮坂光昭・桐原建他一九七○『茅野和田遺跡緊 急発掘調査報告書』
- (1)安楽勉一九八五「西海・五島列島をめぐる漁撈活動」(季
- (2) 上野秀一一九七六『T二一○遺跡』(『札幌市文化財調査 刊『考古学』第一一号所収)
- 、21)石器の形態をみると、横畑遺跡で切出形、米倉山遺跡で基

報告書』一三)

- みられることから、少くとも武蔵野■a期、相模野■期以降 側縁加工のナイフ形石器があり、槍先形尖頭器や細石刃核も 部加工のナイフ形石器が見い出されている他、部分加工や二
- の人類の居住は確実であろう。
- (2) 岡村道雄一九八六「列島最古の人類文化の系譜―宮城県北 部の旧石器時代遺跡群―」(『歴史手帖』一四巻四号所収)
- 、23)鎌田俊昭一九八五「宮城県における旧石器時代前・中期を めぐる最近の批判について」(『旧石器考古学』三一)

甲府にみられる墓碑・墓石の変

小 沢 秀 之

じめに

は

られたのは平安中期の天台宗の高僧慈恵大師が天禄三年(九七二) しきものは三年忌、七年忌をのばして一三年忌、一七年忌に造立す 常識になった。そして墓石に財のあるものは豪華なものを造り、貧 になって、時代が下るにしたがって埋葬地に墓石を造立することが 下や親族らが死者の霊を供養するための墓碑が多かった。一般の人 標は支配階級か有力者らの限られた階層の人々のもので、 書かれたのが墓標のはじまりという。甲府市内に所在する中世の墓 に記した遺言に、石卒塔娑を立て、弟子達が来礼する標示にせよと のを過去にする数え方の言葉で、ハカが墓石を意味するものに解せ をムショ、サンマイと呼んでいるのが古語であるという。 ものであった。柳田国男の「葬送習俗語彙」では標識のある祭祀地 わしがあった。これはあながち標識というものではなく、 るような気風もあった。 なってから寺の説教や次に幕府の寺檀制度で遺骸尊重の気風が濃厚 々が遺骸を葬った埋め墓は忘れ去る考え方から標識はなく、 遺体を葬る際、 古くは枕石ていどのものが埋葬地に置かれるなら 多くの部 ハカはも 忘れ去る 近世に

無縫 塔

湯村の塩沢寺の厄除け地蔵堂の隣接地に無縫塔が三基並んである。中世の石彫塔碑には供養塔が多いが、この無縫塔は墓塔として上二七)宋に渡り示寂、間もなく泉涌寺開山堂の中に宋人の石工の作と伝える開山塔が造立されたのが日本の無縫塔のはじめという。また一説として唐の南陽の忠国師が自身の没後に何を望むかとう。また一説として唐の南陽の忠国師が自身の没後に何を望むかと大子の代宗から問われた際に「老僧がために箇の無縫塔を作ってほしい」と答えたという。禅宗で重んじられている「碧巌録」の記文に載るもので、無縫塔という名称はこの時から現われており、元来が卵形であるので縫目がない意味である。僧侶の墓塔形式としてふさわしいので創案の禅宗はもちろん、禅宗以外の寺でも僧侶の墓石さわしいので創案の禅宗はもちろん、禅宗以外の寺でも僧侶の墓石にはこれを用いるようになった。

の竿を建て、次に四段葺蓮花弁をもつ中台を載せ、最高部に高さ五(写真1)。構造はいちばん下に基礎の石台、その上に平面六角形並んでいるが、いずれも重制で、右端のものが県指定文化財である無縫塔には単制と重制の二種形があり、塩沢寺の無縫塔は三基が

八)、左端の塔も元禄年代の墓塔である。 塩沢寺中興の権大僧都法印全法和尚の墓塔で、 正保五年 (一 六 四の銘があったが、今は微かである。なお三基のうち中央の無縫塔は力強く、古調を帯びている。竿の一面に応安(北朝)七年(一三七四)二㎝の卵形の塔身が据えられている。塔身の上から下までの曲線が二㎝の卵形の塔身が据えられている。塔身の上から下までの曲線が

四πに及ぶ、長大なものに変化した。
巻光寺の無縫塔
善光寺の無縫塔
善光寺の無縫塔
善光寺の無縫塔
善光寺の無縫塔
善光寺の無縫塔
善光寺の墓地に永禄
一〇年
〇一五
六

本造立の風も見え、卵形の一面を平らにし、戒名を入れたものもあ身の円周二・○○πの大きさである。この江戸期には民間でも無縫傾向が江戸期に濃厚になった。一蓮寺のずらり並んだ中で一基を測傾向が江戸期に濃厚になった。一蓮寺のずらり並んだ中で一基を測傾向が江戸期に濃厚になった。一蓮寺の前花、そしてすぐ塔身となる。単制は下部の基礎、その上に蓮弁の請花、そしてすぐ塔身となる。単制は下部の基礎、その上に蓮弁の請花、そしてすぐ塔身となる。単制は下部の基礎、その上に蓮弁の請花、そしてすぐ塔身となる。単制は下部の基礎、本田町一蓮寺にも歴代住職の無縫塔が同様ずらり並んで一種を積

宝篋町塔

を供え礼拝供養すれば災害から免れ、死後は必ず極楽に生れる…」舎利宝篋印陀羅尼経」の教えから来た名称で、「この塔に一香一華方形の四角である。宝篋印塔は中国の密教の「一切如来心秘密全身構造は基礎・塔身・笠・相輪の積重ねであるが、相輪を除けば全部揚け・塩沢寺に無縫塔と並んで宝篋印塔一基がある(写真3)。

といった功徳が説かれている。

鎌倉初期から日本各地に造建されて来たが、塩沢寺の宝篋印塔は 鎌倉初期から日本各地に造建されて来たが、塩沢寺の高さはあまりれ、四面に二個ずつ格狭間を彫り出している。塔身の高さはあまりれ、四面に二個ずつ格狭間を彫り出している。塔身の高さはあまりの偶飾り突起は四孤のうち二孤は欠落、一孤も半ば削げ落ち、完全のは僅か一孤のみとなっている。笠の上に立つ相輪は露盤・請花なのは僅か一孤のみとなっている。笠の上に立つ相輪は露盤・請花なのは僅か一孤のみとなっている。笠の上に立つ相輪は露盤・請花なのは僅か一孤のみとなっている。笠の上に立つ相輪は露盤・請花なのは僅か一孤のみとなっている。笠の上に立つ相輪は露盤・請花なのは僅か一孤のみとなっている。笠の上の荒花・宝珠が欠落しており、塩沢寺宝篋印塔はとんど直立姿勢に切った鎌倉中期の特徴を感ぜしめている。

武田関係の宝篋印塔 古府中町大泉寺に武田信虎の五輪塔がコン大田関係の宝篋印塔があるが、信武・勝頼らは戦乱の中で没しているので、の実三条夫人の墓塔宝篋印塔があり(写真4)、また和田町法泉寺の妻三条夫人の墓塔宝篋印塔があり(写真4)、また和田町法泉寺には武田信武が開創した寺として信武の宝篋印塔(写真5)と勝頼には武田信武があるが、信武・勝頼らは戦乱の中で没しているので、の宝篋印塔があるが、信武・勝頼らは戦乱の中で没しているので、

信虎の菩提寺に創立したが、信玄の方が先に天正元年(一五七三)れ、埋葬したので、明らかに墓塔である。一方、大泉寺は信玄が父を改めた由緒もあるので、三条夫人の遺骸は没後すぐこ こ に 運 ばを として石和の古寺を躑躅ヶ崎館の東に移し、円光院と寺名に菩提寺として石和の古寺を躑躅ヶ崎館の東に移し、円光院と寺名三条夫人は元亀元年(一五七〇)甲府・躑躅ヶ崎館で没し、生前

守の時、 ものである。 ている。 戦国大名となったが、 養の宝篋印塔である。 の延文四年(一三五九)に没したので、法泉寺に葬ったと記 である夢窓国師を開山と仰いで法泉寺を創立した。 級をもらい受けて一時、 京都で晒された。その残虐さに妙心寺住持南化和尚は織田 寺に勝頼の宝篋印塔が祀られてある。 快岳禅師と謀って、 殊遇を受け、 天目山 風輪を載せているが、石彫美を見苦しくしており、 伊 別に五輪塔があり、 那 元徳二年(一三三〇)月舟周勲禅師に帰依し、 の駒場の陣営で没し、その子勝頼は天正一〇年にまんば へ向う途中の 信武・勝頼の塔には相輪が無く、 安芸、 尊氏没後は勢力は陥ち、 若狭等を管領し、 また武田 甲斐へ歯髪を持って帰り埋葬したの 妙心寺に葬った。 田野で討死、 宝篋印塔は後に供養の時に造建され |信武は武田家九世の当 勝頼の首級は織田 武田家は滅びた。 信濃、 そして末寺であ カゝ 晩年は剃髪し、 尾張にも領地を持つ わりに の 主 ちに足利尊氏 和 同 軍によっ むしろ空 Ŧi. 甲斐の国 が る法泉寺 信長に首 師 田 録され [町法泉 勝 0 北朝 初祖 五. 頼 供

ただ基礎の格狭間だけは明瞭の形で残り、 諏訪頼重の墓がある。 風輪を除いた方がよいのではなかろうか れていたが、 一年一月一九日没した。この夫婦の宝篋印塔は東光寺の 五つ、 格狭間の形は平たくなり、 五四二)七月武田氏に滅ぼされ、 訪頼重夫妻の墓 頼重塔は高さ六三㎝、 町期の装飾 同七月二〇日自刃した。 である。 信濃の諏訪領主であった頼重は 東光寺町東光寺に風 相輪は半分欠落、 上部 方、 の宝珠先端形起伏線が逆に窪 禰々夫人は信玄の妹で、甲府の板垣信方の邸に帰 禰々夫人塔は高さ 上部の宝珠先端形起伏線 化と崩壊の 笠の隅飾り突起も 方の邸に幽閉 姿が 天文一 は にはげ eg. 画 Ġ. K 欠け、 同 Ĺ 低 あ 年 V

> うに開 現われており、 力。 ら始まる特異な形となってい これら武田関係宝篋印塔はそれぞれ時代差の特徴が隅飾 いている。 その先端部が時代を下るにしたがって る。 別記の表

り突起に

0

され、 見える。 の起伏線が七つとなり、さらにその縁取り線の中 つ(鎌倉風格)、また円光院の塔と大泉寺の西の塔の格狭間は上部 ており、 次に宝篋印塔の第二の特徴である基礎に彫 塩沢寺の塔は格狭間の湾曲したふっくらした線が 上部の宝珠先端形にある突起とその下る起伏線が合わせて三 その連子数は大泉寺塔の方が少なく、 られ た格狭間 飾り方に へ盲連子を描き飾 な柔らか 1時代差 に く表現 つ

は

19度 29度 つ

22度 28度

22度 23度 28度

瀰々夫人の塔 大泉寺西の塔 法泉寺信武塔 大泉寺東の塔

塩沢寺の塔

円光院の塔

法泉寺勝頼塔

五 塔

すも 勝政太郎) £i. のを石造で示したものである。 輪塔は仏教の五大思想である地・水 (骨片)を入れる宝塔形に、 また大日如来の座った形から五輪塔が生れたとい 印度の卒塔婆などをもって起源説が出 この 基礎と宝珠を加えたも 五輪塔の ٠ 火·風 形に 7 空の 現わしたのは いるが、 宇宙観を表 う説 日本 $\widehat{\mathbb{H}}$

数田嘉 郎

養塔として発展してきたことを物語っているものである。 文字となり、 各輪に入れるようになったことは、 江戸時代になるとこれが上から「空・風・火・水・地」と日本 **倉期では五輪の各輪に「キャ・カ・ラ・バ・ア」の梵字が刻ま** このほか「南無阿弥陀仏」や「妙法蓮華経」の文字を 五輪が大日如来を本尊として供

て、 りとなっている。 先厚み五かに対し、 ラ・バ・ア」の梵字が刻まれており、 諏訪頼重の墓のそばに造建されてある。五輪の各輪に「キャ・カ・ 死去したので、 両家の戦国期の勢力・領土争奪の拮抗の間に、 武田義信の墓塔 永禄八年信玄は義信を幽閉した。 妻に駿河の今川義元の娘をめとった関係からのちに武田 遺骸は東光寺に葬った。東光寺墓地にその五輪塔が 水輪はやや平たく、 左右の軒の厚みはのびて一〇mとなり、 武田義信は信玄の長子(母は三条夫人)である 総高八七㎝、火輪中央部の軒 そして同一〇年(一五六七) 地輪は縦長で、 義信の謀反説もあっ 室町期の作と 緩い反 · 今川

な円の張りが見え、 四方各面は無地型、 すると一m以上になっていたものであろう。 地輪から火輪までの高さは八三mで、 えていたことが掲示されている。文化財価値を低下した姿である。 せており、 に属するが、上部の空風輪が欠落し、 大泉寺の信虎の塔 cmの僅かな反りとなっており、 山梨県史跡指定標識板にも数年前の修理の時に相輪をす 火輪の軒先中心部の厚み六㎝に対し両端軒先は 水輪は高さ二六㎝、直径 甲府市内に存在する五輪塔の大きい方の部類 かわりに宝篋印塔の相輪を載 空・風輪を載せた高さを推定 鎌倉末期の風格がみえる。 地輪は長方形の縦長で (推計)三六㎝、豊か

> 信玄が菩提寺として創立していたので、ここに葬られた。 三月五日信玄死後の翌年に信濃の高遠で病没した。大泉寺は生前に 元を頼って退隠、その後諸国を放浪して暮らし、天正二年(一五七四) (は信玄の天文一〇年(一五四一)の自立によって、 駿河の今川

化による磨滅度がひどく、 銘文が刻まれた五輪塔(写真6)があるが、材石が凝灰岩のため風 ら空・風・火・水・地の文学が表面に刻まれ、 洞宗の逍遙院がある。 墓があり、 逍遙院の五輪塔 桜井町に信玄の弟信廉(逍遙軒)が開基した曹 同家代々の墓石の並んだ中央に総高一・五二m、 同寺境内墓地の西寄りに同町久保寺春雄氏方 読み難い中から次のような文字が解読さ 地輪には左右両側に

0)

五倫一基]]者也	

時寬永九壬申二月一日 施主

後に追われた。この時久保寺家祖先は討死したのか判然とせず、 あったが、武田信虎の甲斐国統一の攻略段階で滅ぼされ、 同地の桜井を所領し、 の反りによって豪快な作風を見せ、 の大五輪塔のほか十数基である。 元は桜井村の奥地にあった墓碑・墓石群を逍遙院に移したのが現在 孫が信玄の家臣になって再び桜井村に落着いたという伝承がある。 上義清を頼って落ちのびたが、 在銘によって江戸初期の五輪塔と確認された。 水・火輪との均衡を保つ美しさをもっている。 その地名をとって桜井刑部少輔という人物で 後に村上義清も信玄時代の攻勢で越 五輪塔の特徴は火輪の軒先に僅か 水輪はやや平たい 久保寺家の祖先は 感じで 信濃の村 子

なお久保寺家墓地には石祠の中に二体の一石五輪塔が納められた

珍しい夫婦像と思われるものがある。

刻み、 日造建されたものである。 五九三)八月二九日釜山蒲で病没、群臣らが柩を持ち帰り善光寺に であった加藤光泰は豊臣秀吉の命で朝鮮征伐に出陣、文禄二年(一 そこに加藤光泰の経歴がほりめぐらせて書かれてある。甲斐国領主 れだけ平たい形となっている。このように江戸中期に入って変り方 は円周が三○㎝ほど加藤五輪の方が久保寺五輪よりのびており、そ 藤五輪は薄く、これによって両端の軒の反りは強くハネ上り、水輪 加藤五輪が八の高く、 院の久保寺家五輪塔と同様、 る加藤光泰の五輪塔がある。 藤光泰の五輪塔 総高一・四一mで、 加藤塔の地輪は各四面に縁取りを行い中をほりくぼめ、 五輪塔は子孫によって元文四年(一七三九)一二月二九 善光寺町の善光寺に県史跡仮指定となって 軒の長さも長く、また中央部軒先の厚みは 久保寺家塔よりやや低く、火輪の高さは 空・風・火・水・地の文字を一輪ずつに 安山岩の建造で黒々と艶を持ち、 加

でに江戸期の平たい水輪に、 戦没者らの法要を行い二基の慰霊五輪塔を造建した。この二基はす した。この時親族や家臣ら多数が戦死した。同三年に大泉寺でこの になっている。 この文禄の朝鮮役で、 幸長父子は、幸長が慶長二年 加藤光泰のあと甲斐の領主となった浅野長 薄い火輪の軒反りがハネ上った五輪塔 (一五九七) 再度の朝鮮役に出 陣

る。

輪塔は追善供養として二四世の日清上人が寛保三年(一七四三)夏 人は天文一七年 立寺開基の五輪塔 経の日蓮宗題目が (一五四八) 一二月一一日に遷化しており、この 台石まで総高一・五五mで、 一字ずつ刻まれてある。 開基の日伝 上から妙 *・法 Ŧi.

> 異った人物がつくり上げたもので、作風にそれが現われている。 違が著しく違い、 この二基が並んだ塔形を代るがわる見比べると、火輪の軒反りの相 旦那として武田信虎の五輪塔が造建されている。 の文字を五輪に刻み込み、日伝上人塔と同じく江戸期の造建である。 造建したものである。またこの五輪塔のかたわらに信立寺創立の大 造建年は同じ寛保三年でも石工は同一人でなく、 やはり妙法蓮華経

する例はなく、市教育委員会では昭和六一年三月、廃般舟院墓石群 ものである。 いた。 土した。ここは廃寺の般舟院墓地の跡地であった。般舟院は武田 埋没してしまっていたのが側溝工事によって掘り出されたものであ 国時代に一条小山(現甲府城跡)にあった時宗道場一蓮寺三六院の 番地の側溝工事現場から五輪塔七○基、宝篋印塔六基分が続 つであったが、甲府城の築城の時現在の伊勢地区に移転してきて 式として市文化財に指定、太田町一蓮寺内庭に整理、 墓石の形は古く、おおむね南北朝から江戸初期にかかる形式の ・五輪塔群土中から出現 明治初期に廃寺になり、墓地の跡は荒川の度び重なる氾濫で 全体として規模は小さいながら、 昭和五六年九月、甲府市伊勢三丁目九 かように大量に出 保存中であ が々と出

る。

ている。 代も葬儀の時、 遷していった傾向もあったが、 板卒塔婆 五輪塔は江戸時代に入って板碑型一石五輪塔などに変 口 |忌供養の時、 その形態は板卒塔娑の形に残って現 施餓鬼会の時などに墓前へ捧げられ

板 碑 系

石彫作品で市内最古の造立銘を持つ碑は塩沢寺地蔵堂の東にある

は大工銘があったが今は「大工」とのみで欠失してしまっている。 が刻まれ、その下部に造立趣旨、 身部は長方形で、 徴である。 形に尖り、 現した歴史的碑である。 事を知らずに安山岩に刻み込んでいるのは南北朝争乱の時 「碑である(写真7)。 その三角形の下に横二条の切込線を造ったのが板碑の特 切込線下部は額部が設けられ身部との境をなしている。 その年の正月に 上方中央部に梵字で大きく弥陀種子(キリーク) 高さ二・一五m、幅〇・九五m、上部が山 貞和六年 観 年紀、願主等が刻まれ、左側面に 応 と改元されているが、 (一三五〇) 0 在銘 で代相を で、 改元 貞

薬研彫りで弥陀種子を刻し、 それは誰かは判らぬにしても南北朝時代の歴史を伝え、 なったいう逸話があった。貞和六年の頃は湯村付近は志麻庄、 結集した講が造立団体となって供養の板碑を立てたことが明らかと 掘り埋もれた文字を解読した結果、 植松又次氏(山梨郷土研究会理事長)が小学校教師の頃、 の遺構を伝える板碑である。 然記念物法によって単に「古碑」として山梨県指定となっていたが 小松庄などが入り組んでいた所とて、 の碑は昭和一二年の頃まで文化財保護の旧法である史跡名勝天 新興仏教の弥陀信仰を現した鎌倉末期 「当莊本主」 どこの「当荘本主」 の三年忌に当り、 また雄渾な 碑の足部を カ 福田

時代であろう。

立したと推定すれば寛永四年(一六二七)である。 去したことが塔の両側に彫られてあるので遅くも七年忌あたりに造 今は石造箱型の中に立っている 家初代と二代の墓碑二基は甲府戦災の時倒れて割れたのを補修 書」で知られる大和町坂田家の墓が中央三丁目瑞泉寺にある。 碑型一石五輪塔 に死亡、 江戸時代に町年寄をつとめた その夫人は元和六年 (写真8.9)。 初代源右エ門は天正 もう一基坂田家 日 記 坂 に死 坂田 田 文

> は初代 碑と五輪塔を巧妙に調和させている。 没年月日、 の上部に南無阿弥陀仏の念仏称号を記し、 の切込線を彫り込んだところは板碑と変らない。 あるが、 m、二代塔は上部山形と切込線の板碑型特徴がなくなり、 この与市 のものより写実的な変化を見せている。 表は平面とし、 下部中央を彫りくぼめ、 定される。 エ門塔は同様夫婦の碑で、 板碑型一石五輪塔は背部は自然石の荒削りで 上部山形の尖りと、 その中に一石五輪を浮彫して板 坂田家初代塔は高さ一・三六 この塔も寛永時 左右に死者夫婦戒名、 その三角形の下に二本 そして長方形身部 代に入っ

五年(一六二八) 田家初代塔と似た形である。 ころは板田家塔と同じで、 る。中央に南無阿弥陀仏の称号、 の板碑型を、 瑞泉寺にはもう一基、 幅〇・五四 縁とり式に彫りくぼめたところは装飾的に変化してい から推定すると、 m石の厚み〇・二二mで、 内藤家墓地に一石五輪塔があ また火輪の軒先を逆三角にした点も、 身部に彫られた死者の命日である寛永 その下に五輪塔を浮彫りにしたと 造立は坂田家塔よりやや下った 上部に Щ 高さ 形の尖り

線 のである。 すればいずれも江戸中期の板碑型一 五輪に刻まれている。 (一六九八)と葬った死者の命日が刻んであり、 乙黒家墓地に一石五輪塔三基 の切込線は消え、このかわりに切込線を湾曲に変化させて縁取 旧家の乙黒家の一石五輪塔三基には妙法蓮華経 次の第二基は天和三年 やわらか味を出している。 板碑型が 僅かに残るのは 右寄りに第一基 (一六八三)、 上飯田の延寿寺は日蓮宗であるの 石五輪塔の終りを告げた頃のも 頭 部 (写真10)は延宝五年 0 Ш 形の三角形の 第三基は元禄 造立が七回忌頃と の題目 称 号が 年

祠形墓碑

域であるとして隣町地域に古くから墓地を設定したのは不浄をきら域であるとして隣町地域に古くから墓地を設定したのは不浄をきらいできた男性ばかりの墓地がある(写真11)。夫人や子女の墓は女人の墓碑には□□氏と生家の姓が石祠に彫られている点は嫁いで来た寒ることは磯部家の神に使える厳格さからきており、共同墓地もに葬ることは磯部家の神に使える厳格さからきており、共同墓地もに葬ることは磯部家の神に使える厳格さからきており、共同墓地もに葬ることは磯部家の神に使える厳格さからきており、共同墓地を継続けて来た家柄である。国玉町飯器(小字名)に磯部家の神官を継続けて来た家柄である。国玉町飯路(小字名)に磯部家の神官を継続けて来た家柄である。国玉町飯路(小字名)に磯部家の神官を継続けて来た家柄である。国玉町飯路の家風と同じであるが、国玉町全体は玉譜神社の神主を磯部家の屋敷墓・国玉町の磯部家は代々当主が玉譜神社の神主を磯部家の屋敷墓・国玉町の磯部家は代々当主が玉譜神社の神主を

ったためである。

みことの神主らは神葬祭によって埋葬され、各□□の命という神名的贈られて石祠にまつられている。ここは神主屋敷のうちの元は畑た。「磯部家系譜」一巻によると、建武年中(一三三四―五)武田た。「磯部家では、近、大の神官を継いだが、武田姓を名乗ったままの時代があり、し、養父の神官を継いだが、武田姓を名乗ったままの時代があり、し、その石祠が屋敷墓東寄りにある。二代の正吉は貞享二年(一六八五)に没し、北寄りに埋葬せられた。三代正盛は宝永四年(一六八五)に没し、北寄りに埋葬せられた。三代正盛は宝永四年(一六八五)に没し、北寄りに埋葬せられた。三代正盛は宝永四年(一六八五)に没し、北寄りに埋葬せられた。三代正路は全が継続使用でおり、近代の時世でこのように屋敷墓が継続使用の和四年に没しており、近代の時世でこのように屋敷墓が継続使用され存在するのは珍しい事実である。

寺墓地の石祠型墓 石祠型墓が現われるのは全国的に元禄時代と

の形式を功みに石造にした。 の形式を功みに石造にした。

飾しており、元禄を中心として華やかな時代へ墓碑は入っていった。塔身、台(基礎)の三段階の構成で、主として笠に重点をおいて装があった時寺代官を勤めた家柄と伝えられる。石祠は笠(屋根)と一蓮寺にある。中に信士と大姉の双体石像がまつられた総高一・三一道寺にある。中に信士と大姉の双体石像がまつられた総高一・三一道寺にある。中に信士と大姉の双体石像がまつられた総高一・三一道でく寛文一三年(一六七三)に没した窪田家の大石祠が太田町同じく寛文一三年(一六七三)に没した窪田家の大石祠が太田町

江戸中期以降の多変化

勢至)が刻まれている。 ・ (一六七六)の在銘である。上部に梵字で弥陀三尊(弥陀・観音・の寺本家墓地に立っている(写真13)。高さ一・五○m、延宝四年の寺本家墓地に立っている(写真13)。高さ一・五○m、延宝四年ので、十七六)の在銘である。上部に梵字で弥陀三尊(弥陀・観音・乗り)の変化を見ていくと、山形の尖った三角形が残り、宝珠型の尖りのの変化を見ている。

た。この中で円光院平岡家墓地に笠付柱状碑(一名笠付卒塔婆)を安価であり、この種のものは各寺院の墓地をにぎやかに 林 立 さ せに表面に死者戒名と没年月を記す墓標で、庶民にとっては石碑代がり型を四角の方柱状にもってきたものもある。柱状石碑は最も単純して曲線のやわらかさを出したものが多く現われた。また頂上の尖して曲線の二条の切込線を直線でなく、三角の山形の下へ半円にまた板碑の二条の切込線を直線でなく、三角の山形の下へ半円に

上げたものもある。破風作りを前面に、また三方につけたりして豪華な神殿風につくりのくり、墓の立派さを誇りにしたものがある(写真14)。笠には唐

も江戸末期の文化の興隆をよくあらわした歴史的なものである。綴った墓石である。こうした学者や医官、文人階級につくられたの表面は死者名であるが、周りの三面に死者の経歴や功績をこまかく学所頭取宇佐美通義の墓は四角立方体柱状型で(写真15)、石柱のやがて頂上の尖りがすたれ、四角方柱状の頂上をおだやかに丸味

高遠石工の作品

である。高遠石工は優秀な技術を持ち、台石に北原与平治、北原源の上に建てられている。武田信玄が天正元年信濃の駒場の陣中で没し、遺骸を留守役の土屋右衛門尉屋敷に運び、ここで火葬にしたものである。武田家が滅亡後、ここは野草の繁茂にまかせきりであったため、魔縁塚と呼ばれていたのを怪しみ、着任した代官中井清太たため、魔縁塚と呼ばれていたのを怪しみ、着任した代官中井清太たため、魔縁塚と呼ばれていたのを怪しみ、着任した代官中井清太たため、魔縁塚と呼ばれていたのを怪しみ、着任した代官中井清太大が掘り返させたところ、信玄の火葬場所と判り、安永八年(一七九)武田家田臣ら五二名が高遠の石工らを招いて碑を立てたものである。高遠石工は優秀な技術を持ち、台石に北原与平治、北原源性院大僧上機山信玄之墓」と文字も深く彫られた方柱が四段の基壇性院大僧上機山信玄之墓。

同源内の名が彫られてある。

宝塔であり、これは甲府の誇り得べき石彫美術品であろう。 田立った作品は華光院の高さ四mの宝塔、逍遙院の六mにおよぶ大 帯那の子安地蔵像、文化八年(一八一一)湯村の湯谷神社常夜灯、 帯水の子安地蔵像、文化八年(一八一一)湯村の湯谷神社常夜灯、 年(一七八六)塩部三丁目の関屋地蔵像、文化八年(一八一一)上 五年(一七六八)の元紺屋町華光院の重制宝塔(写真16)、天明六 五年(一七六八)の元紺屋町華光院の重制宝塔(写真16)、天明六 五年(一七八六)塩部三丁目の関屋地蔵像、文化八年(一八一一)上 五年(一七八六)塩部三丁目の関屋地蔵像、文化八年(一八一一)上 五年(一七六八)の元紺屋町華光院の重制宝塔(写真16)、天明六 日立った作品は明和

近代の墓石型

然石型等さまざまに変った。趣向・信仰いろいろである。型、柱状型、箱型(箱の蓋状)、丸彫型(像容の全体像を刻む)、自を薄くした新型)、舟型(仏像の光背型)、笠付型、上部の将棋駒を薄くした新型)、舟型(仏像の光背型)、笠付型、上部の将棋駒、戦災後著しく墓石・供養塔類は変容した。五輪型(復古調風や笠

注

- 書房発亍(行生の話」定本柳田国男集第一○巻(昭和三七年筑摩)(行。「先祖の話」定本柳田国男集第一○巻(昭和三七年筑摩)(7)柳田国男編「葬送習俗語彙」昭和一二年民間 伝承 の 会発
- (3)川勝政太郎著「新版」石造美術」昭和五六年誠文堂新光社(3)川勝政太郎著「新版」石造美術」昭和五六年誠文堂新光社
- 集」昭和五七年発行 4)山梨県教育委員会編「県指定 山梨県の文化財 改訂第三
- 発行)庚申懇話会編「日本石仏事典 第二版」昭和六〇年雄山閣

(市史編さん専門委員)



(1) 塩沢寺の重制無縫塔 在銘 応安 7 年 (1374)、総高130cm、



(2) 一蓮寺の代々住職等の単制無縫塔 甲府市太田町



(3) 塩沢寺の宝篋印塔 銘はないが推定鎌倉期、高さ 130 cm、 笠の長さ57cm、塔身各面27cm。湯村三 丁目17-2



(4) 円光院の宝篋印塔 武田晴信室三条氏墓、元亀元年(1570) 死没、死後造立、総高 139 cm。岩窪町 500番地



(5) 法泉寺の武田信武の墓 宝篋印塔に風空輪を載せたのは誤り。 甲府市和田町



(7) 塩沢寺の弥陀種子板碑 在銘 貞和6年(1350)、高さ215cm、幅93cm、県指定文化財。 湯村三丁目17-2



(6) **逍遙院の五輪塔** 在銘 寛永 9 年(1632)、総高152cm。 桜井町999



(8) 瑞泉寺の板碑型一石五輪塔 坂田家墓、在銘 天正11年 (1583)、 高さ136cm、幅47cm。中央三丁目 7



(9) 瑞泉寺の板碑型一石五輪塔 坂田家墓、在銘 慶長 11 年(1606)、 高さ124cm、幅47cm。中央三丁目 7



(11) **国玉町磯部家の屋敷墓** (男性墓) 甲府市国玉町飯寄



(10) 板碑型一石五輪塔 乙黒家墓、右より第一基在銘 延宝 5 年 (1677)、高さ121cm、幅41cm、厚さ 16cm。飯田五丁目延寿寺



(12) 松源寺の江戸期の石祠墓碑 高さ68cm、中に寛文 8 年 (1668)・元 禄13年(1700)の位牌を納める。湯村 二丁目



(13) 板碑型墓石 寺本家墓、在銘 延宝 4 年(1676)、高



(14) 円光院の笠付墓石 平岡家夫婦墓。岩窪町500



(15) 教安寺の四角立方体型墓碑 在銘 宝暦 13 年 (1763)、高さ73cm、幅32cm。城東二丁目 8



(16) 華光院の重制宝塔 在銘 明和5年(1768)、高さ425cm。 元紺屋町33

高 芙蓉における絵画的側面と 出自に関する若干の考察

守 屋

正

彦

没年 天明四年 (一七八四)

は Ľ め に

たものである。 蓉の出自、また絵画作品の集成を第一の目的として調査を進めてき 文人画家としての高芙蓉を浮き彫りにし、今まで不明瞭であった芙 本研究は高芙蓉の画家としての側面を充実したものとするため、

面として位置づけることができたらと纒めた次第である。 もとに可能な範囲で押さえ、今まで体系化されなかった芙蓉の一断 たって引き出した絵画的側面と出自に関してこれまでの調査資料を 本稿では調査した事項のうち芙蓉の画家としての評価を文献にあ

<高芙蓉について>

あるので、ここでは芙蓉の基本的なデータを示す。 八月一〇日発行)に「柳里恭と高芙蓉」と題して簡単な紹介をして

生国

甲斐国

享保七年(一七二二)

既に高芙蓉については『市史編さんだより』(第二号昭和五九年

併せると次のようになる。 稿』など。 『印章例考』、『捃印叢』、 『篆原』、『漢篆千字文』、『古今公私印記』、『采眞印譜』、 『游襄日記』、『芙蓉編』、

芙蓉の著述は印人としてのものが多く、没後に纒められたものを

宮、用九、高彪など。 峡中逸民、三岳道者、

高芙蓉の絵画的側面について

高芙蓉の本業は儒者である。墓碣銘に従えば「嘗従」坊城菅公1、

-121-

甲斐、 近藤斎

称には次のような名乗りが見られる。

菡萏居、高籍、士典、氷壑、氷壑山人、芙蓉軒、関東,

芙蓉山人、 中岳畫史、 富祗山房、

名=-孟彪、字=-孺皮、後に源、近藤を名乗る。落款・印譜に見る別

れるが、現在出生の場所は判明しない。本姓=大島、

通称==逸記、

芙蓉は享保七年三月一五日、医師大島尤軒の子として甲斐に生ま

邸」、数日而殁。」と急逝を伝えている。

「大調・生名」、、面のち宍戸侯の江戸藩邸に向うが「俄羅」疾。 裁就・藩侯聞・生名」、、而聘」之。 乃水戸別封也。生適感・・祖先」」所由而應」之上侯躪・仕留、 また芙蓉晩年にはやはり墓碣銘に「天明発卯、宍戸侯嫡子付儒官、また芙蓉晩年にはやはり墓碣銘に「天明発卯、宍戸とあり、、数日而殁。」と急逝を伝えている。

葉も生まれている。 葉も生まれている。 葉も生まれている。 でおり、紫門十哲という言 屋山、源惟良など世評に高い印人が学んでおり、紫門十哲という言派として芙蓉を評価している。芙蓉は秦、漢の古銅印に学び近世古体 として芙蓉を評価している。芙蓉は秦、漢の古銅印に学び近世古体 にかしながら、今日芙蓉がその名を最も良く知られているのは江

芙蓉は 印人としてだけでなくまた 文人画家としても 知られてい 芙蓉の暗伝には、彼の画業について記していない例もある。芙蓉の画家としての評価は余り見られない。『絵画叢誌』による。芙蓉の画家としての評価は余り見られない。『絵画叢誌』による。芙蓉の画家としての評価は余り見られない。『絵画叢誌』によれば第七三巻に『蕪村と芙蓉』として「大雅堂の時に南宗畫風の一根前紙外に溢れて大雅磊落の気以て之に加ふる能はじ幾と異體同筆の思ひあらしむ」と記している。これは過分な評価である。これまでの芙蓉の略伝には、彼の画業について記していない例もある。芙蓉は 印人としてだけでなくまた 文人画家としても 知られてい 天蓉は 印人としてだけでなくまた 文人画家としても 知られてい まなは 印入としてだけでなくまた 文人画家としても 知られている。

古今書畫更覧=ン「畫法一家、儒ヲ業トス、印ヲ刻スルヲ以テ、其名高シ」(『本

「以||鐵筆|爲\業、寫||山水|、」(『畫乗要略』)

「畫法一家、儒ヲ業トス、作印篆刻ヲ以テ、其名高シ」(『増補

近世逸人畫史』

『正と歌音を思いている。)「畫法甚気韻アリ、 又鐵筆ニ 精巧ニシテ、 其名大イニ 振フ」、

(『古今墨蹟鑒定便覧』)

「価學篆刻を以業とす。 また よく 山水を畫がく」(『扶桑名書

このような例はいくつか見られるが、この両者の付き合いは単に文 甲斐の人なり。・池大雅九霞山樵と號す、京師の人なりと友とし善字は里恭、王桂・池大雅名は無名、字は貨成 鵐、 密、 巻」の巻首に「陸奥奇勝」の題字を書き、「高籍」と款している。 雅と芙蓉の親交については既に有名であり、大雅作品「陸隩奇勝図 にする者、今に至りて、 畫の用筆に似たり、 す時に當り、意匠経営、形跡に在らずして、運筆に在り。 し、二人皆書畫を善くし、其持論、立説、 画観を次のように伝えている。「芙蓉好みて書畫を為す、 いが、『先哲叢談続編』(國史研究会 人同士と いうことでなく、 芙蓉が 大雅の妻 玉瀾に「梅竹清友図」 『池大雅家譜』寛保元年の条に「初テ高孟彪ト友タリ」とある。 右に見られる如く、芙蓉の画家としての側面を伝える文献が少な 殷譽する所は、 亦たぐ意の適する所なり。是を以て、時ありて書すれば、 恬として意に入りせず、常に柳淇園翁と號す、 恬として意に入りせず、常に柳淇園名は公美、 畫けば或は 書の倚毫に似たり、 或は 童兒の涂 遺訣を奉崇せざるなし」と記している。 大正六年)では、芙蓉の絵 芙蓉と同じ門を此に専ら 其筆を下 或は

号で寛延二年(一七四九)より使用されている。またその一一年後共用している。この号は富士、白山、立山を踏破するにあたっての芙蓉の画業は大雅と共にあり、「三岳道者」の号を大雅、韓天壽と

(写真)を送っていることからも伺い知れる。



高芙蓉筆 梅竹清友図

『先哲叢談』には「芙蓉は宝田い田し育成したのは木戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは活きとして知られる『陶説』の写本に付して、奥殿城主松平乗羨に贈呈として知られる『陶説』の写本に付して、奥殿城主松平乗羨に贈呈として知られる『陶説』の写本に付して、奥殿城主松平乗羨に贈呈として知られる『陶説』の写本に付して、奥殿城主松平乗羨に贈呈として知られる『陶説』の写本に付して、奥殿城主松平乗羨に贈呈として知られる『嗣器正財銭貨之類』の鑑賞、あるいはそれに関する諸本で学び、「銅器玉財銭貨之類」の鑑賞、あるいはそれに関する諸本で学び、「銅器玉財銭貨之類」の鑑賞、あるいはそれに関する諸本で学び、「銅器玉財銭貨之類」の経賞、あるいはそれである。芙蓉は下田に登ること、前後三次、幽を探り勝を窮めているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木戸に移っているので、芙蓉は天明四年(一七八四)に京都から江東に関する。

米が十代のことである。

大きな影響を与えたものと思われる。 大きな影響を与えたものと思われる。 とうした 芙蓉の絵画的側面は 画家としての評価よいて中国の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的して中国の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的して中国の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的な南画を追求するものであるだけに、芙蓉の絵は極めて手本に則っな南画を追求するものであるだけに、芙蓉の絵は極めて手本に則っな南画を追求するものであるだけに、芙蓉の絵識眼については『先哲叢談』中にも触れており、「又書芸容の影響を与えたものと思われる。

注

(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉(1)加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、

二 高美蓉の出自について

高美蓉に関する記事を扱った文献の全てが彼の出生の地を「甲斐国高梨郡」としている。また、「高を氏とせるは郡名より取りしも国高美蓉に関する記事を扱った文献の全てが彼の出生の地を「甲斐

当」あるいは「巨摩郡」が盆地における郡名であって、「高を氏かしながら甲斐の国には郡名に「高梨郡」はなく、古来、「山



梅竹清友図

姫から戸隠、 登ったあと、帰京している。この時三人合作による「三岳紀行図屛 の宝暦一〇年(一七六〇)には再び白山、立山に登って、妙高、 を遺している。 善光寺に参詣し、江戸に入る。帰途富士の八合目まで 黒

り勝を窮めて、自ら山嶽の真景を寫し、百芙蓉圖と曰ふ、是より先 此より後、 末だ此擧をなす者あらず、 先哲叢談』には「芙蓉は富士山に登ること、前後三次、 別に中嶽畫史と號す」とある。 後人富士を畫く者、多く皆之に據

戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木 を読んだことが伺える。芙蓉は天明四年(一七八四)に京都から江 した「奥殿侯ニ上ル書」に記された自伝に高芙蓉に中国美術につい として知られる『陶説』の写本に付して、奥殿城主松平乗羨に贈呈 芙蓉の絵画における鑑識、芸術家を見抜く眼は相当であったらし 芙蓉晩年の繪畫における弟子青木木米が、中国の製陶の技法書 「銅器玉財銭貨之類」の鑑賞、 あるいはそれに関する諸本

大きな影響を与えたものと思われる。 たものである。 な南画を追求するものであるだけに、芙蓉の絵は極めて手本に則っ して中国の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的 成す者、其遺論を傳へ稱して我士宋、元以降の古書畫を鑑識するの 濫舳と為す」とある。芙蓉の文人的態度は印人として、また画家と 畫の鑒定に長じ、一見立どころに真偽を辨ず、今時賞鑒を以て家を 芙蓉の鑑識眼については『先哲叢談』中にも触れており、 秀れた鑑識家として当時の画壇を代表する池大雅や青木木米に こうした 芙蓉の絵画的側面は 画家としての評価よ

1 道者題」とある。 七僧居士蔵1、 上畫橫幅、 加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉 「山渓水閣図」を贈っており、添書に「彭百川山渓水閣絹 實是平生之合作也。 向高孟典官遊北越時、 余所謂仿三梅沙彌一筆、 丙子歳春三月八日 所三寫而餞贈」物、 其疊嶂林木髣鬆之處最 池無名三岳

高芙蓉の出自について

の」とする文献まで見られる。 国高梨郡」としている。また、 高芙蓉に関する記事を扱った文献の全てが彼の出生の地を「甲斐 「高を氏とせるは郡名より取りしも

しかしながら甲斐の国には郡名に「高梨郡」はなく、古来、 あるいは「巨摩郡」が盆地における郡名であって、「高を氏 Щ

世の憶測による記載といわねばならない。とせるは郡名」とするのは、甲斐国の郡の在り方からするなら、後

には全く記されていない。の国における記録は、彼の没後二〇年を経て完成した『甲斐国志』の国における記録は、彼の没後二〇年を経て完成した『甲斐国志』出身であることにも疑いを抱くことになるが、これまで芙蓉の出自出身であることにも疑いを抱くことになるが、これまで芙蓉の田自のこうした芙蓉の出生における疑問は、あるいは芙蓉が甲斐の国の

従って本稿ではこの墓碣銘を中心に出自について考察したい。 地に多くの芙蓉の経歴を伝える文献が記されて来たのである。 地に多くの芙蓉の経歴を伝える文献が記されて来たのである。 地に多くの芙蓉の経歴を伝える文献が記されて来たのである。 東京 きにより潤色されたきらいがあり、彼の出自の原拠は、現在、東京 きにより潤色されたきらいがあり、彼の出自の原拠は、現在、東京 きにより間色されたきに多くの文

後に刻まれ、三十有余年を経て建立されたものである。建てられたことが伺われる。芙蓉の没年が天明六年であるから二年のたもので、天明六年丙午四月に刻まれ、下って文化壬申一〇月に芙蓉の墓碣銘は現在天徳寺にあるが、戦前は小石川の無量院にあ

本いが、碣文より芙蓉の出自に関する箇所を拾い出して見ると、 大雅の字を遺墨より集めて、やはり門弟の稲毛屋山(一七五五 一一八二二)によって刻まれたものである。 一八二二)によって刻まれたものである。 一一八二二)によって刻まれたものである。 一一八二二)によって刻まれたものである。 一八二二)によって刻まれたものである。 一八二二)によって刻まれたものである。

「某先為上毛新田氏之族」

「王父某仕水戸義公司庫蔵坐事免職 去而居甲之高梨

「父尤軒業徳本氏之醫.

右の箇所をあげることができる。

ることとする。 述のこととし、ここでは「其先為上毛新田氏之族」から検討して見述のこととし、ここでは「其先為上毛新田氏之族」から検討して見

芙蓉の姓は生涯に「大島」・「近藤」・「源」・「高」の名乗り、があがる、基本的には碣文に記された「大島」が最初の姓であり、『近藤」「源」「高」については詳細は後述するが後から芙蓉の名ではそれを引用したもので、高芙蓉の本来の姓が「大島」であることを証しているのであろう。

職 去而居甲之高梨」にも関連がある。 また、このことは次に記された「王父某仕水戸義公司庫蔵坐事

免

大島」姓で水戸義公の時に「司庫蔵坐事免職」となった先祖に



史館小川知二氏の御教示による)。ついては『水府系纂』に碣文と符合する記載が見られる(茨城県歴

『水府系纂』によれば、「大島庄衛門某」の記載がそれで、これの「丁度芙蓉の碣文に相応する内容である。

である。 であるから、王父」は通常死んだ祖父を尊称していうが、ここに でか判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし ないが、二○歳の頃とするならば西歴で一六四八年頃には既に彼は ないが、二○歳の頃とするならば西歴で一六四八年頃には既に彼は ないが、二○歳の頃とするならば西歴で一六四八年頃には既に彼は ないが、二○歳の頃とするならば西歴で一六四八年頃には既に彼は ない判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし さか判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし さか判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし ない判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし ない判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし ない判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし ない判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし ない判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし ない判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさし

易の内容が庄衛門の条より詳しく記されている。「……九年己酉六このことは『水府系纂』の「山口宗兵衛」の箇所にも記され、改相当することは恐らくまちがいのないところであろう。相当することは恐らくまちがいのないところであろう。

野については『甲斐国儒医列伝』あるいは『甲斐国志』の関連する 手での父については『甲斐国儒医列伝』あるいは『甲斐国志』の関連する 大本で、実際の文については諸細に記されており、宗兵衛の跡に家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後についてに家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後についてに家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後についてに家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後についてに家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後についてに家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後についてに家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後についてに家督が続いたことが何える。大島庄衛門の場合は改易後についてまる。ことも符合している。 大島正衛門某ト共ニ當番ノ時夜中賊徒入テ御金蔵ヲ破ル月二十五日大島庄衛門某ト共ニ當番ノ時夜中賊徒入テ御金蔵ヲびルカールの関連する。」とも符合している。

るが、碣文以外で芙蓉の事蹟を詳細に記したものに『先哲叢談(続以上芙蓉の碣文における出自に関連する事項を検討したわけであ箇所にも見い出せない。

たり、祖父も「六郎某」とするあたりは碣文以外に詳述の芙蓉伝がのま、祖父も「六郎某」とするあたりは碣文以外に詳述している。これらは何を典拠とした記載であるのか現在のとこととしている。これらは何を典拠とした記載であるのか現在のところはっきりしないが「甲斐の高梨郡」のほかに「名取邑」と加えころはっきりしないが「甲斐の高梨郡」のほかに「名取邑」と加えころはっきりしないが「甲斐の高梨郡」のほかに「名取邑」と加えており、祖父も「六郎某」とするあたりは碣文以外に詳述の芙蓉伝が、ころは、福文以外に詳述の芙蓉伝が

先述したように甲斐の郡名は「山梨郡」あるいは「巨摩郡」が国

あったものであろうか。

中地方、 の芙蓉を紹介する文献が生まれたものと考える。 が最も信頼に足りらる資料であるがその後の潤色の過程でいくつか うところである。このことは芙蓉の同時代の親友の手になっ から「名取邑」と「名取新田」が符合するものであるかはやはり疑 ては巨摩郡大下条村の一部に所属していたものと考えられている。 取新田」(現、竜王町名取)の地名が見られ、この地は近世にあっ 蓉の出身地が 両郡のいずれであるかが 焦点となるが、 似のでは ただ「名取邑」とあるのは、 この場合の地名もこの頃の入植による開拓された土地名である かしながら郡名「高梨」を疑い、 「高梨郡」と「山梨郡」が近似しているといわねば わゆる甲府盆地における郡名であるから、 山梨郡に見当らず、 「名取邑」という村名はな 巨摩郡に「名 ここでは、 音としての た碣文 なるま

らも伺い知ることができる。 纂』によって推察されるが、このことは芙蓉自身の使用印 芙蓉が 甲斐国の出身であることは 先に示した墓碣銘や や作品か 『水府系

ば、

が

して『峡中紀行』を著わしている。また「逸民」は中国の階級でい般化しているものと見え、この頃には柳沢吉保儒臣荻生徂徠も来甲 出身がこ えば士大夫、処士といった社会的に言りところの上流階級に所属し 盆地を指し、芙蓉が生まれた享保年間には既に「峡中」 氏家蔵」があり、 芙蓉の弟子である源惟良の刻んだ印に「甲斐源孟彪印」、 芙蓉の使用印については『芙蓉軒私印譜』 作品の上からも伺 使用印 あるいはその地位を棄てた人を指す。 また、「峡中逸民」 によって い知ることができ、松下英麿氏が『高芙蓉箚 甲斐の峡中と考えられよう。 の印も別に見る。 に詳しいが、こ 従って芙蓉の の名前は 峡 この 一中は甲府 「甲斐源 の中に

> るので、生國は当然甲斐とされなければならない。」と指摘している。 (奇勝巻」跋)と記し、また「甲斐」(亭圖」)と自書した作があ(大雅「陸奥)と記し、また「甲斐」(『春渓松)と自書した作があ記』の中で「芙蓉と甲斐との關係はおぼろであるが、自ら「關東」 以上、 高芙蓉の出自について考察したが、芙蓉が甲斐国出身であ

ていない。」と、甲斐の儒学者加賀美光章が芙蓉の上京に関係した年七十二)に関係ありはしないかと思うが、まだ何らの資料をも見歿、 学が、 軒についてもある 残念乍ら芙蓉の櫻塢師事については見い出し難く、 芙蓉が櫻塢門下であるならば関連する文献・資料が有る筈であ の記録は見られず、 のではないかと指摘している。 とあるように、 芙蓉の上京がかなり 早い時期であったことが 伺え 尤軒業、徳本氏之醫、、而生不」好」醫、弱冠遊、京師一、遂至」成」名。」 れまでそれを伝える文献は見い出せないが、このことは碣文に ないところであろう。また、芙蓉の甲斐における事画についてはこ ることは、碣文を裏付ける文献、印譜等により恐らくはまちが おり、 3、同國の先輩である加賀美櫻塢(三宅尚斎門下、天明二年五月松下英麿氏は前出の『高芙蓉箚記』の中で「私はこの芙蓉の遊 極めて近くに同年配の山縣大弐あるいは彼の兄である野沢昌樹 のである。 しかもこの兄弟は共に加賀美櫻塢の門下であるから、 本来芙蓉が前述の名取新田の出身と考えるなら は祖父に関連する文献も現在のところ見 しかし乍ら芙蓉の櫻塢師事について また芙蓉の父尤 いの

る。

注

 $\widehat{1}$ 芙蓉の出自に関する文献 姓は源、 大島氏、高氏。 近本藤氏、 名は孟彪、

字は孺皮、

美

蓉、また永堅、また井函萏居と號す、 通稱逸記、甲斐國人」

(『芙桑名畫傳』巻四十五 雑家)

覧』五十九) ノ號ハ永堅、通稱大島逸記、甲斐ノ人」(『本朝古今書畫便 「芙蓉、高氏、後源氏ニ改ム、名ハ孟彪、字孺ハ皮、一ツ

人畫史』巻上) 孟彪、字孺皮、俗稱ハ大島逸記、甲斐ノ産」(『増補近世逸 「大島芙蓉、名彪、字孺皮、甲斐人」(『畫乗要略』巻下) 高芙蓉、本姓近藤、自ラ修シテ高トス、後源ニ改ム、名

ノ人、自稱シテ、高ヲ氏ノ如クス」(『古今墨蹟鑒定便覧』 「大島芙蓉、名ハ孟彪、字ハ孺皮、芙蓉ト號ス、甲州高梨

畫家之部)

叢談』続編 て禄を奪はれ、去りて甲斐の高梨郡名取邑に居る」(『先哲 「祖父六郎某に至りて、始めて水府に仕ふ、後、事に坐し

にして高氏なり」(『蒹葭堂雑録』巻一) 「芙蓉名ハ孟彪字ハ孺皮。芙蓉ハその号なり甲州高梨の人

人なり」『名家畧傳』) 「大島芙蓉名ハ孟彪字ハ孺皮芙蓉ハその号なり甲州高梨の

2 『高芙蓉墓碣銘』

所在地 浄土宗光明山天徳寺

東京都港区芝西久保巴町

為,上毛新田氏之族。有、故數易,姓名。而芙蓉之號、始終不、 芙蓉生者、名孟彪。 字孺皮。 姓大島。 甲斐高梨人。 其先

> 殁。 實天明四年甲辰四月二十四日也。年六十三。 塟--- 小石 甲辰三月、挈::妻子:来::江戸。俄罹\疾。裁就::藩邸,數日而 更。海内莫」不過識而稱以三美蓉三焉。 可」知也。門人橘茂喬輩相為謀、立、碣表焉。因謁、余銘」之。 之例。妻奥田氏。一女年十三。一男久吾、甫六歳。此其蠀鸰 河之無量院二云。矣家悲山其意、特為歸」賵以襄山葬事、視山上十 生名、而聘」之。乃水戸別封也。 生適感、祖先所、由而應」之。 不」好」醫、弱冠遊、京師一遂至」成」名。 天明癸卯、宍戸侯聞、 坐」事免」職。[去而居二甲之高梨。父尤軒業二徳本氏之醫。而生 内皆競乞而珍焉。王父」(碑側)某仕二水戸義公二司二庫藏。 價藉п藉海内1云。至」於訓篆刻之妙絶三于古今「固不」待」論。海 以」故、風流人士、慕而帰」之、資三其聞識、利二其樂定。其名 匱之秘、名蹟碑記之類、旁捜而委究。博物强記、無↘比也。 坊城菅公、習二典故朝儀之學。尤耽二雅好、愛二書畫。 凡石室金 余與↘生相識二十年。 以ㅑ周π旋官刹ェ無⇨、暇、久不ェ相面∵終 為」人敏亮有」才。

懷,故土,兮。志不,遂。 裁登,仕兮。 身載墜。 爾勒者千百幾。石之大兮。胡為乎獨勒」爾 嗟夫石之小 安能恝然。略叙三其状、系三之銘、曰、

至「永訣。聞」其溘逝、為」(碑陰)」之惻惻痛」心。既又感「茂

喬之誼厚1也。雖下周7旋官刹1彈謝中筆研之請4其於1斯擧1也、

天明六年丙午四月

題字 稻毛直道集::池無名書:」(碑側) 韓天壽書

正面(十四行、行八字)台石墓碣追記

深矣。因及"於此"。
世典雅、最耽"圖書、欽ग慕先生!者
愛與"直道!相謀、將¸繼"其志;焉。偶得"羽倉君之助、而此舉
火災、埋"諸地下!有¸年矣。終不¸遂"其志;而歿。今茲、其子
火災、埋"諸地下!有¸年矣。終不¸遂"其志;而歿。今茲、其子

文化壬申十月

蓋岐稲毛直道識 男三千書

題字。盖追⊓成其志」尔。 题字。盖追⊓成其志」尔。 题字。盖追市表,而書』此墓碣。今廣就□無名之書」撥集、以作□必三人相携而共行焉。因三人同号曰□三岳道者。無名先〕先生□先生與□池無名・韓天壽、有□兄弟之交,其遊□名山、探□靈蹤、右側(十一行、行八字)

稲毛直道再識

以(八行、行八字)

移-之言4遂鏤以為4徵云。德、益顯之時也。余深感4之、乃謀--寺主气而約〒永世不4可--改此碣刻成。而不4得4建者、殆三十年。今偶然成矣。顧先生遺此碣刻成。而不4得4建者、殆三十年。今偶然成矣。顧先生遺

羽倉潮識

3

『甲州儒醫列傳』には「在京都市東山一心院」とある。

行久矣。人不」説『其為』峡也とあり甲斐=峡としている。為』甲斐。地皆峡。故得、名。而とあり甲斐=峡としている。永丙戍秋。余與『省吾』(田中省吾)奉』使適」峡。 國語謂」峡(4)峡中の峡については、荻生徂徠が『峡中紀行』の中で「寳

あとがき

 奉山房私印譜』に芙蓉の白描の肖像画(写真)を描いた円山應挙も を画家も相当数にのぼるものと見られる。当時の画壇にあっても、 天蓉の画家としての研究は未だ詳細を論じられず、芙蓉の印譜に見 を画家も相当数にのぼるものと見られる。当時の画壇にあっても、 を画家も相当数にのぼるものと見られる。当時の画壇にあっても、 というように数多く散見される。しかし乍ら最初に述べたように たが、芙蓉に関する記載に関しては、印人としての側面は柴野 どめたが、芙蓉の絵画における位置づけと出自について触れるにと



円山應挙筆 高芙蓉肖像

だ印譜を整理することで、画家としての業績並びに画壇における影 蓉は大雅、韓天壽と共に京都東山における画壇の論客として、自ら も製作しつつ、大きな影響力を持っていたのではないだろうか。 の題としたものも少なくない。時代における中国絵画通としての芙 草稿であるが、今後に芙蓉作品の多くを調査し、また芙蓉の刻ん

影響下にあった一人であろうし、大雅の晩年における画題には芙蓉

響力や関連する画家について論述できるものと思う。

氏、茨城県歴史館小川知二氏、藪本荘五郎氏、小林荻泉堂、山梨県 立図書館郷土資料室の御協力を得た。記して謝意を表する次第であ 査した「高芙蓉に関する研究」の一部である。 本稿を草するにあたり、 本研究調査の為に 近世絵画研究会の 諸

なお、本稿は昭和六○年度文部省科学研究費奨励研究⑮により調

(市史編さん専門委員)

る。



法 院 0 石 臺

甲府の街に風情を添えていたものである。 ら美しい五重の塔が建っていて、秋の夕暮 がある。戦炎で焼ける前は、境内に小形なが れなどには塔の上空を雁が飛んだりして、 その玄法院の本堂の前庭に二本の石灯籠 北口の天神町に玄法院という真言宗の寺

には「石臺 芸妓中 下町」、更に一六軒 と刻まれている。 そのほか、この基壇の下から二枚目の石

森田屋

とね八・八代吉

村田屋喜三郎

次の通り彫り込まれている。 の置屋と各々の抱え芸妓三〇人の源氏名が 中 村田屋 小みつ・小てる・小きん

Ш

千代松・とん子・てつ

豆太・米太

金

丸

平

甫

新村田

蔦吉·〇〇〇

富士屋 みか

小なか・あい子

田中屋 中村田 小加弥・小しん 小もん・小まつ

が、六角形の石を三段に積んだ高さ九○㎝

が立てられており、その上部は真

ほどの基壇の向って右の一基に、「明治廿

一年一月廿八日

当山住職 橋本祐善代」

梅之屋 小きん・小花

花田屋 くら・と代松 福治・〇〇(解読不明)

大和屋兼三郎 万屋佐吉

世話人

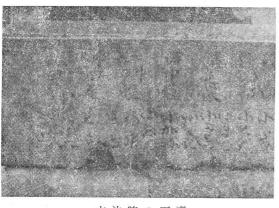
中川治左ュ門

が許されていたのが、明治一五年以来下町 から古府中の増山町と柳町だけにその居住 ここで「下町芸妓」というのは、 明治初年

に移って商売していた芸妓のことである。明治一五年頃の芸妓の数は一三歳以上六四人・以下二人となっており(当時の県会の記録)、それが「前帯(所謂遊女)」と「後帯(今の芸者)」とに分れていて、その後帯の者達が下町に転出したものである。という。

に住むことが許され、おもに桜町・春日町辺

こうして芸妓連が移って来ると、甲府の



玄法院の石臺

相

原

值

洋

その後二六年三月、桜町・春日町の下町

こうした、何時その住まいを追われるか者として現在に至っているのである。松座の濁川沿いの跡地に移され、若松町芸芸妓は、たまたま前年一二月に焼失した若芸妓は、たまたま前年一二月に焼失した若

か。 に、あの石臺を奉納したのでは な か ろ う信仰していた玄法院の本尊不動明王の御前行末安かれと、もと古府中に住んだ頃からも知れぬ情勢の中で、下町芸妓は団結して

いる。と芸妓一三人とが大形の賽銭箱を奉納してと芸妓一三人とが大形の賽銭箱を奉納して

(山梨郷土研究会会員=投稿=)

茅無尽に寄せて

機会を得て甲府市北部・上黒平の古文書機会を得て甲府市北部・上黒平の古文書様会を移理していたとき、「茅無尽規約書」とを整理していたとき、「茅無尽規約書」となり文書が目にとまった。日付は明治二九いう文書が表していたとき、「茅無尽規約書」と

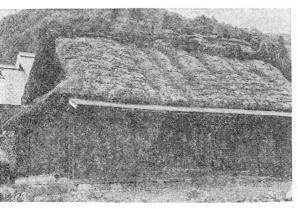
葺=|茅で屋根を葺くこと。」「茅札=|入会屋根を葺くに用いる。」とあり、また「茅・スが・ススキなどのイネ科草本の総称。 広辞苑によれば、茅は「茅・萱==チガヤ現代人には不可解な言葉であろう。

山の茅を取得する一人分の権利札。

など

に融通仕合うための相互扶助組織のことで替えるための資材・資金や労力などを互いれていたことが窺われる。

ら受け継がれたもので、何かの事情があっこの組織は、おそらくもっと古い時代か



存続していた筈である。
黒平の外、草鹿沢・猪狩・高町等の集落においても茅葺屋根が多数あり、昭和二○においても茅葺屋根が多数あり、昭和二○においても

それぞれの集落において入会権又は所有権を持つ茅山があり、毎年定められた量の 替は、河内・西郡等から二・三名の職人を 替は、河内・西郡等から二・三名の職人を 種み、下働きは無尽仲間が無報酬(ゆい) で奉仕していた。

置が取られている。 置が取られている。 で持ち寄り、取主の負担を軽減する措があって、主食は白米又は麦を、副食代はがあって、主食は白米又は麦を、副食代はがあって、主食は白米又は麦を、この規約書をみると食事についても定め

年はあると言う。

年はあると言う。

年はあると言う。

山深いこの里の生活の厳しさとともに、そともあれ、この茅無尽規約書によって、ともあれ、この茅無尽規約書によって、か。

も若干残っているが、その殆んどがトタン

今でも山間いの村々には茅屋根造りの家

知ることができる。こに育まれたほのぼのとした生活の知恵を

決議左ノ如シ無尽発起スル事ヲ決定致。茲ニ無尽発起スル事ヲ決定致。茲ニ集会ヲ得協議之上今回新規茅集らヲ得協議之上今回新規ヲ申

短りる。

内ニ参戸迄ハ不苦ノ事但古茅未屓者アル内ハ各年

右之條々堅ク可相守候也

、市史編さん調査協力員=投稿=)藤原元定外三十二名連名

市 史編さん関係出版物のご案内

▼甲府市史研究 創刊号

甲府札差における天保主法改革

古代の甲府―青沼・麦門二郷を中心として

磯 北

E 康

> 義 進

原

齌

明治中後期に於ける甲府市の商業構造 九二〇―三〇年代における甲府市周辺の農村生活

田 代 島 袋 善

原 男 男

甲府市域の古墳分布と二、

三の課題

新 秋 Ш

敬

新発見の穴山信君文書 湯村温泉の歴史

慎次郎 重 光 良

向村文書にみる五月節句の検約令

昭和五九年一〇月発行 残部無し 五

味

正

糸目をつける 合縁奇縁

(A5 判八四頁

甲府市史研究 第2号

近世甲斐における甲府代官

晴信文書の年紀推定

勝善寺仏像調査報告 国玉神社所蔵、

伊 藤

祖

孝 秋

服

治

直

◆市史編さんだより

第1号

山部 上

敬則

戦国期の都市 "甲府"

平岩親吉と御嶽衆 金桜神社所蔵「神前文書」を中心として―

斎 藤 沼 典 賢 男 司

> 昭和初年に於ける若尾一族の企業経営活動の実態 延宝期甲府城下の背負商人の運上と赦免願

昭和二〇年代後半の甲府市財政の推移 府市における町内会組織の変遷とその機能 若尾財閥経営史研究序説

荻 髙

克

伸 康

齌

飯

文

弥

甲

山梨医専の空襲―忘れられた遺体 姫見塚と国母

千塚の咳婆地蔵とあげ仏さん (A5判一三六頁 昭和六〇年一一月発行 頒価五〇〇円

窪 柿 樋

田 島

> 隆 治 \Box 也

送料二〇〇円 残部僅少

昭和六〇年三月発行 甲府市史史料目録 近世(一)

(B5判二二四頁 送料三〇〇円

■甲府市史調査報告書2 (B5判一三七頁 昭和六一年三月発行 甲府市史史料目録 頒価一、〇〇〇円 甲斐武田氏文書目録

送料二五〇円)

無尽で架けられた荒川橋

座談会「民衆史のねらい」

市 民 の 磯貝正義・安達

民俗聞き取り調査から

斎 藤 男

壮・服部治則 子・鈴 木 部 高木伸也 治 則 秋

満・伊東 井

頒価七〇〇円

湯村・広瀬家「享保一九年両替相場訴詔」文書より

事 務

昭和五九年三月発行 無料配布

◆市史編さんだより

(B5判8頁

戦国武家社会における婚約 御一新「見聞誌」に触れて

柳沢淇園と高芙蓉 市民の二冊の旅日記から

甲府地名めぐり「酒折_ 開拓地三ツ石をたずねて

(B5判8頁 昭和五九年八月発行 無料配布

歴史豆知識「正の木祭りとまよい子しるべ石」

事 事 保 増 守

務 務

局 局 子 實 彦

◆市史編さんだより 第3号

甲府革新党のこと

中丸精十郎と=世中丸精十郎

社寺の建築及び彫刻の調査について

歷史豆知識「甲府御膳水」

道

(B5判8頁 昭和六〇年三月発行

無料配布

植 横 伊 守 有

光

宏

山

美津子

藤 屋 泉

祖. Œ 貞

甲府市史

(全3巻)

彦 夫

◆市史編さんだより 第4号

市議会翼賛選挙の推薦制について 占領軍政と甲府市政の関連を求めて

伊 竹 Щ 東 護

夫 壮

局 大里町古市場発見の土器について 花嫁の入家儀礼

田

小

秀

之

こせみち散策

歴史豆知識「御嶽の鐘」

(B5判8頁 昭和六〇年八月発行

無料配布

保 米

坂 倉 代 沢

饄 政

子 則 孝

◆市史編さんだより 第5号

なかざわ・しんきち

坂

本

徳

上矢敲氷に触れて 開府前後の甲府

古代の山梨を知る会の活動から お聖堂様について

坂 田 屋

俊 廣 正

甲府地名めぐり「羽黒」

歴史豆知識「時の鐘」

(B5 判8頁

昭和六一年三月発行

斎

柴 水 辻 僾

中 Ш 清 込 本 茂 政 茂 雄夫六 樹

藤 悟 悟

斎

無料配布)

近日発売

近世町方史料編

A 5 版/各巻約七五〇頁/上製箱入/価格未定

武田氏滅亡以降、幕末までの貴重な歴史・文学史料が、 『甲府市史』全4巻のトップを切る近世町方史料編には、

平易

な解説を付して収録されています。

甲府市史編さん関係者名簿

植 伊 松 藤 祖 山梨郷土研究会会員 山梨県文化財審議委員 東京商船大学教授

秋山

「慎次郎

前甲府市議

本政

雄

屋

高

里垣文化協会郷土研究部長

口

光治

国母文化協会会長 元武田神社神官

山梨大学教授 山梨大学名誉教授 山梨郷土研究会事務局長 齌 北 小 藤 原 康 彦 進

貝 田

典 男

甲府市文化財調査審議委員

山梨英和短期大学教授

壮

文弥 E

印

印

副委員長

柴 坂 辻 本 俊 徳 六

清 島 袋 水 茂 善 夫 弘 山梨大学名誉教授

信 Ξ 寿 男 吉 男 孝 日本考古学協会会員 日本考古学協会会員 甲府市文化財調査審議委員 山梨郷土研究会会員

主

小池富士

中沢

原

手 田

塚

代

新

昭 秀 綱

甲府市助役 甲府市議会議員 甲府市議会議員

内

藤

治

沢

雄

上 部 Ш 倉 藤

直

法政大学教授 山梨大学名誉教授 山梨大学助教授

治 護

則

夫 由

神宮寺英雄

省

良 良

Щ

正

甲府市教育次長 甲府市総務部長 甲府市企画部長 甲府市市長室長

本多佳子 田 克己 正 廣 彦 簠 文教大学女子短期大学部 元甲府市収入役 早稲田大学大学院 山梨郷土研究会会員

Ш 守

> 、広報担当 事務局 〔甲府市役所市長室内

事務 主 (市史編さん担当 吏員 查 数 髙 Ш 野 木 伸 雅 俊

彦 也

子

芝田 飯室るり子 丰 利

有 泉 貞 夫

史編さん委員

沢 光 秀 之 宏 甲府市文化財調查審議委員

山梨大学助教授 立正大学教授

落 米 樋 Ш 古

合 倉政

匹

郎

則

山城文化協会会長

久保寺春雄

元甲運村村長 玉諸土地改良区理事

岡正

夫

郷土料理研究家

山梨郷土研究会会員 山梨郷土研究会会員

授山梨県立女子短期大学助教

相 Ш

原

眞

洋

甲府市古文書研究会会員

託

職 員 渡 辺 īE.

臨

時

Щ 敬 Ш 梨郷土研究会会員

埴

原

福

貴

甲府市社会教育委員

市史編さん調査協力員

市史編さん専門委員

秋

-135-

編集後記

す。市史研究第三号をお届けします。り、 うたげのあとに 秋は深まって いきまり、 うたげのあとに 秋は深まって いきま

本号には、七編の論考、史料・調査報告本号には、七編の論考、史料・調査報告

代教育体制の展開が一眸できます。

革史」は投稿。

「学制頒布」以後の初期近

◇巻頭の竹山委員の論文は、政党政治家犬◇巻頭の竹山委員の論文は、政党政治を 動く中央政局、またそれに連動する県内の動く中央政局、またそれに連動する県内の 動く中央政局、またそれに連動する県内の であります。

白倉委員には、山梨に縁の深い太宰治と白倉委員には、山梨に縁の深い太宰治と 中屋物などを交叉していた大宰が、甲府に住んのモチーフとしていた太宰が、甲府に住んのモチーフとしていた太宰が、甲府に住んのモチーフとしていた太宰が、甲府に住んのモチーフとしていた太宰が、甲府に住んのモチーフとしていた大宰が、甲府に住んのモチーフとしていた。

清水氏「明治中期における甲府の学校沿行い、若尾家の経営基盤の主要部分が地主行い、若尾家の経営基盤の主要部分が地主テーマで、本号では主に地主経営の分析をテーマで、本号では主に地主経営の分析を

◇中沢委員「甲斐府中概観」は前号飯沼論 文の批評。本誌が、地方史研究がより深化 文の批評。本誌が、地方史研究がより深化 持するところであり、その意味からも甲斐 府中を例に戦国城下町の都市像を試論され た飯沼論文、またそれに対して「私見の開 た飯沼論文、またそれに対して「私見の開 た飯沼論文、またそれに対して「私見の開 た飯沼論文、またそれに対して「私見の開

小沢委員「甲府にみられる墓碑・墓石の特変遷」は、墓碑・墓石のうつりと時代の特変を考察された異色の論考といえます。守屋委員は、印聖ともいわれる江戸中期の篆刻家高芙蓉に関しての研究で、とりわけ謎とされる出自についての論究は注目されるものでしょう。

に敬意を表します。 成まで、終始担当された田代委員の御労苦戚から、出土品の整理・分析、報告書の作歴を表します。 小雪舞り厳冬の発

保坂・河西両氏は、相川扇状地から発見 保坂・河西両氏は、相川扇状地から発見 た土器時代研究の展望をも考究された貴重 な発表で、投稿いただいたものです。 な発表で、投稿いただいたものです。 総括的に捉えるうえで、史料の空白部分を 総括的に捉えるうえで、東科の空白部分を になるがでしょう。坂本委員には多々 お骨折り願い有難うございました。

「市史の広場」には、相原、金丸のご両 日頃御協力を願っておりこの機会にお礼申 日頃御協力を願っておりこの機会にお礼申 日では、 日頃の広場」には、相原、金丸のご両

新年早々には配布できる予定です。 ◇市史本編の編集は、磯貝委員長はじめ市 りな御努力により、着々と進んでおりま 身的な御努力により、着々と進んでおりま 身のな御努力により、着々と進んでおりま りな過失を見方の献

どうか御期待いただき度く存じます。

(高 木)

委員会が行った甲府市北部上積翠寺町の遺

の森経塚発掘報告」は、

昨冬、

市史編さん

◇考古に関するものは二編。田代委員

甲府市史研究

第3号

編 集 甲府市市史編さん委員会

発 行 甲府市役所市長室

〒400 甲府市丸の内一丁目18—1

☎ 0552 (37) 1161 内線 315

発行日 昭和61年11月1日

印刷 株式会社 少國民 社

(題字 甲府市長 原 忠三)

